

広島県立文書館紀要

第 9 号

《史料管理研究》

近世商家の筆筒収納文書

安芸国竹原町吉井家の事例 …………… 西向 宏介 (1)

江戸後期における広島藩割庄屋の差出文書について

天保14年「割庄屋手元諸書類差出方月令録」の紹介 …………… 長 沢 洋 (22)

残された村の記録

広島県深安郡山野村役場文書の保存とその背景 …………… 数野 文明 (38)

《地域研究》

厳島神社管絃祭御供船をめぐる

広島城下町祭礼断章 …………… 西村 晃 (74)

《業務報告》

DIRKS マニュアルを適用した業務活動分析について …………… 安藤 福平 (101)

平成 19 年 (2007)

広島県立文書館

近世商家の筆笥収納文書

安芸国竹原町吉井家の事例

西 向 宏 介

【要旨】 安芸国竹原町の商家吉井家では、様々な収納用具に入れて文書が保管されていたが、その中に、筆笥に収納された多数の近世文書が含まれていた。本稿では、この筆笥に収納された文書群について考察した。筆笥収納文書の中身とその生成に至る背景を知ることは、商家が文書に対してどのような価値認識を有していたかを知る1つの手がかりとなる。

はじめに

近世の日本では、庶民の様々な階層で様々なレベルの商業活動が行われ、それに応じた文書の作成がなされた。これらの文書は、商業活動を担った商家において蓄積され、商家文書として全国各地に膨大な量の文書を今に残している。このこと自体、日本における商業関係文書の大きな特徴であるが、このように大量の商家文書が蓄積された要因や背景については、必ずしも十分明らかにされてきておらず、村方文書の引継や保管に関する研究の多さに比べると、商家文書そのものに着目した研究は未だ数少ない¹⁾。

本稿では、広島藩領に属する安芸国竹原町の有力商家であった吉井家の文書を取り上げ、同家の文書筆笥に収納されていた一群の文書類について、その内容と生成に至る背景を考察するものである。

三都などの大豪商は別として、一般に近世商家の場合、庄屋などの村役人のように文書の引継を示す書類や規定などが存在しないケースが多い。経営の指針となる店則類も、帳簿の記載方法などを説くことは多いが、文書の保管方法にまで言及することはまずない。村役人は基本的に領主支配機構の一端に位置づけられる存在であり、役職を担う家が交代しても村役人としての職務は継続されなければならないため、文書の引継事務が発生する。これに対し商家の場合、家業はその家の内部で完結するものであり、他家へ引き継

がれるという性格のものではない。従って、村役人文書のような公的性格を帯びる文書群に比べると、文書の保管実態を明らかにしにくいのである。しかし、1つの家の中でも、当主の代替わりや家産の分与を行う場合などには、家業の受け渡しや財産・書類の整理が必要であり、そこで一定の文書の「引継」もなされたと考えられる。その具体的な様相が少しでも明らかになれば、当時の商家が文書に対してどのような価値認識を持っていたのかを、多少なりとも明らかにすることができよう。また、文書の収納用具や収納文書自体の中身を検討することも、商家における文書の保管実態を知る有力な手がかりになると思われる。

本稿で取り上げる吉井家文書についても、上述のような観点に基づいて考察を加えるものである。

1 近世商家文書の特徴とその保管

まず、吉井家文書の考察を行う前に、近世の商家文書の一般的な特徴とその保管方法について、おさえることにしよう。

近世日本の商家では、中世に比べると格段に大量の文書が作成されたが、単に量的な違いだけでなく、内容的にも大きく変化している。ここでは、中世と近世の両時代の商家文書を残した備後国御調郡尾道町を例に、この点を確認しておきたい。

尾道町では、戦国末期から近世初頭にかけて活躍した渋谷家の文書²⁾と近世中期以降に尾道最大の商家に成長した橋本家の文書³⁾が残されている。

渋谷与右衛門尉は戦国大名毛利輝元の御用商人として活躍し、毛利氏から預った兵糧米や銭の運送に従事したほか、鉄砲・弾薬の取引も行った。与右衛門尉は輝元の家来に位置づけられ、武士身分を持つ者の名である官途名で呼ばれると共に、所領の給付も受けていた。この渋谷家の戦国時代の文書群は、輝元から下された書状8通のほか、毛利氏奉行人の書簡と軍事物資の請取状類、所領の給付を示す文書など(卷子10巻)で構成されている。また、毛利氏との関係が消滅した江戸時代の文書群も210点ほど残されているが、その多くは、渋谷家が町役人(組頭)を勤めたことに由来する文書群(戸口調査・租税関係など)である。

これに対し、橋本家には約1万5000点の文書群が残されたが、その大半

は家業である金融とそれに派生して営まれた塩田・町屋敷など不動産関係の経営文書で占められている。その中には大量の経営帳簿が含まれ、本家の決算帳簿である「本家惣勘定帳」を頂点に、それを作成するための「勘定控」、さらには「勘定控」を作成するために作られた各「店」や塩田・町屋敷経営などの決算帳簿というように、1つの帳簿体系が存在していた⁴⁾。橋本家も渋谷家と同様、町役人(町年寄)を勤め、町政に関する文書群も数多く残しているが、両家に伝来した文書群の内容的な差異は明らかである。

橋本家文書に見られる帳簿体系の存在は近世の商家文書を特徴づける大きな要素であり、またそれに関連して様々な証書類や商用書簡類が大量に残されることで、大規模文書群を形成する例が少なくないことも、近世商家文書の特徴と言えよう。

なお、近世の多くの商家では、上述の経営帳簿を重要文書として認識していたが、それ以外の重要文書としては、領主からの文書(御用金上納に対する褒状など)・役職任命に関する文書があり、領主とのつながりを示す文書は家の名誉となるものであった。また、土地・家屋敷の売買証文である売券状(沽券状)や相続関係の文書(譲り状など)のように、資産や家督を証明する文書も不可欠の重要文書として認識され、保管されたと考えられる。さらに由緒に関する文書(「旧記」などの編纂物)や家訓・店則類も、重要文書として認識されていたと考えられる。

では、このように大量の文書群を多くの商家が残した背景をどのように考えればよいただろうか。勿論、偶然にあるいは不作為の結果残る場合も多いであろうが、ここでは次の2点を指摘しておきたい。

1つは、中世に比べてより自律性の高い経営を志向した近世の商家が、損益(flow)よりも財産(stock)をより一層重視したことである。つまり、店の商売や資産の運用は先祖代々受け継いだ財産を守り増やすための手段として位置づけられ、店が経営難に陥った際には速やかに店の経営を縮小して地主経営に比重を移すなど、家の財産を保持し相続することに力を注いだのである⁵⁾。従って、本来的な家業に関わる文書だけでなく、不動産関係やその他家産の増殖をはかるための様々な経営文書が作成され、また相続の必要からそれらが残されていったのである。

そしてもう1つは、これら大量の商家文書が資産・権利を証明するための証拠資料となり得たことである⁶⁾。江戸時代は法整備が進んだ明治期以降と

は異なり，商家における帳簿作成の方法について何ら法的な定めがなく，地方によっても商家によっても帳簿体系はまちまちであった。明治6年(1873)以降，印紙税に関する規則制定の動きが進むようになると，印紙を貼付していない帳簿や証書が裁判時の証拠資料として効力を有しなくなり，そのため帳簿や証書類の廃棄がある程度進むようになった⁷⁾。しかし，近世段階では様々な経営文書が証拠資料となり得たため，大量の商用書簡類までも廃棄することなく蔵や屋根裏などに保管する例が経済的先進地域ほど多く存在したのである⁸⁾。

以上の2点を言い換えれば，1つは家産を相続するための文書という価値認識であり，もう1つは様々な証拠としての文書という価値認識である。商家ではさらに，経済力を背景として領域支配の一端を担うようになり，その結果支配関係文書が蓄積され，また同じく経済力を背景として生み出される学問・文芸関係の文書・書物類も併行して蓄積されて，全体としての商家文書が生成されていったのである。

次に，これら商家文書の保管方法について触れておくことにしよう。

近世には，大量の文書が生み出され，それに伴って収納する用具も様々なものが用いられるようになった。和書類などは通常その数量・大きさに応じた慳貪箱が誂えられて流通したため，慳貪箱で保管されることが多いが，それ以外の書類については張籠・葛籠・行李などの簡易な容器か，木箱・長持・筆筒などに収納された。

これらのうち，近世の文書収納用具として広く普及したのは長持であるが，ここでとくに注目すべきは筆筒である。筆筒は長持よりも遅れ，17世紀末から18世紀にかけて庶民に普及したとされるが，その画期性は抽斗(ひきだし)を備えている点にあった⁹⁾。つまり，筆筒の抽斗は，出納に便利だけでなく整理・分類にも合理的であり，箱の中をひっくり返さなければならぬそれ以前の容器に比べると，明らかに画期的な収納用具であった。従って，大量に生み出される商家文書のうち，筆筒の抽斗で保管される文書はとくに重要かつ参照の必要性が高い文書が多かったと考えられ，通常店の帳場には帳場筆筒を据え付け，重要帳簿類などはそこで保管することが多かったと考えられる。ただし，運搬の便という点では他の用具に比べて限界が大きく，火災が多かった近世には，筆筒に収納された文書を張籠などの簡易な容器に移しかえるといった対策が予めとられていた例も見受けられる¹⁰⁾。こ

の点，滑車を備えた車筆筥は移動の便を意識して作られたものであり，従って重要文書を収納するには非常に適していたと言える。

2 近世吉井家の略歴と吉井家文書

では，竹原町の商家吉井家とその文書に話を移すことにしよう。まず，吉井家について『竹原市史』¹¹⁾の叙述をもとに略歴を整理しておくことにする。

竹原町は，もともと室町・戦国期には下野村の馬橋古市に市場集落があったが，賀茂川（成井川）の土砂堆積により次第に港としての機能が失われ，より下流の新開地にできた市場集落である竹原下市に取って代わられた。下市村では慶安～明暦頃（1648～1658）に塩浜約60町歩が開かれ，多くの有力商人たちが塩田経営に参加した。寛文10年（1670）には3軒の塩問屋が設置され，領外売りの大俵塩を独占的に販売することが認められたが，この3軒とは，米屋半三郎（吉井家3代目当主）と阿波屋忠三郎・小田屋伊兵衛であった。

吉井家の祖は小早川氏の家臣吉井肥後で，豊田郡小泉村に居住したとされる。その子にあたる吉井家の初代源兵衛は，寛永15年（1638）の地詰帳に田4反6畝6歩，畠2反6畝18歩，屋敷2畝12歩（1軒）の名請人として登場している。同家の屋号は「米屋」であり，貢租米集散地で藩の米蔵のあった竹原下市の米商人であったと推定されている。吉井家の大福帳には寛永4年以来的下市や周辺農村への貸付が記されており，かなり早くから貢租米の納入立替や籾種・麦種の種貸，その他の貸付によって資産を蓄積していったことが明らかにされている。尤も，当初は下市で最上層の商家ではなかったが，塩田の開発ブームにあたる慶安3年（1650）に2代目又三郎が蓄積した資本をもとに塩田経営に進出し，5反9畝と6反6畝12歩（2軒）の塩田所有者となった。又三郎の代には田畑の開墾と購入も進め，さらに明暦3年（1657）には町浜年寄役に就任し¹²⁾，下市最上層の商人へと上昇を遂げた。以後，吉井家の当主は一時期を除いて代々年寄役を世襲し，下市第一の商人として地位を維持したのである。

寛文8年（1668）に又三郎が死去した後，3代目半三郎当徳（まさのり）が相続し，以後当主は代々半三郎を襲名した。この3代目の時期に吉井家は大俵塩問屋の特権が認められており，初期の質店に加え，酒造・塩業さらに塩問屋と業種を追加し，商家として飛躍的な発展を遂げた。3代目から4代目

にかけての元禄・正徳期は竹原塩業の最盛期でもあり，吉井家も元禄16年(1703)に22反帆の船を建造して廻船業に乗り出し，竹原塩を独占的に領外へ運搬して取引した。廻船は北国の越中方面へ赴き，米や大豆・干鰯などと交換し，それを大坂や尾道で売却して中間利潤を得た。また，出羽・江戸方面へも塩を廻送して米その他の商品と取引したのである。また，塩田所有も元禄15年(1702)には6軒，享保7年(1722)には9軒へと増加し，塩業を軸に資産を増殖させていったのである。

次に，吉井家文書の概要について触れることにしよう。とは言え，恐らく数千点に上るであろう吉井家文書の全体像については，現時点では明らかになっていない。吉井家文書に関する調査は，過去に広島県史編さん事業の一環で行われたことがあり，その後は広島大学が主体となって行い，手書きの仮目録を作成している。その後，平成18年には広島県立文書館へ吉井家文書が寄託されることになり，現在その一部が文書館に収蔵されている。そこで本節では，広島大学において作成された仮目録と，文書館における寄託受入手続きの過程で明らかになった範囲で，その概要を述べることにする。なお，筆筭収納文書については後述することとし，ここではそれ以外の文書群について述べることにする。

吉井家から文書館へ寄託された文書群は，容器別に見ると慳貪箱36・筆筭2・木箱6・紙箱2・紙袋1・衣裳函3であり，それに屏風4点が加わる。これからも分かるように，吉井家には多数の慳貪箱に納められた和書類が残されている。また，衣裳函の1つは絵画・詩文などの軸物を納めたものであるが，他にも吉井家文書には当主の俳諧・詩文などに関する文芸関係の書類が多数含まれており，多くの町人学者を生み出した竹原下市の文化的発展の様相を物語っていると言える。

文書館に寄託された木箱のうち，竹原の学問・文化に関する文書群としては，木箱3点に納められたもの(「唐崎文庫」・「頼文庫」・「頼春水登用一件」と題する一件文書)がある。「唐崎」とは磯宮の神官唐崎家のことであり，寛文期に山崎闇斎のもとで学んだ唐崎定信は，竹原下市における学問文化の端緒を開いた人物である¹³⁾。吉井家ではとくに6代目当主半三郎当聡(まさとし)が定信の孫である唐崎常陸介信徳と深いつながりを有した。常陸介は尊王論者として国事に奔走し，宝暦12年(1762)6月には広島藩から閉門を命じられたが，当聡は町浜年寄でありながら常陸介に対して積極的な経済的援助を行っ

ており、その結果入牢を命じられている。このような関係を反映して、「唐崎文庫」には常陸介からの借財関係書状や詩稿などをはじめとする文書類が納められている。また、吉井家は頼家との関係も深く、とくに頼春水の広島藩儒登用にも深く関わっていた。春水の広島藩儒登用の前提となったのは「大日本史」の献上であったが、6代目半三郎当聡とその忒勘五郎は献上本の斡旋にあたった。吉井家には「大日本史献上一件」と題する文書も残存し、安永9年(1780)初頭から1年間藩との交渉を行うなど、春水の登用に尽力したのである。

6代目当聡は闇齋門下の広島藩儒植田良背に学び、良背が没する享保20年まで関係が続いたとされるが、当聡関係の文書としては、「小学外篇聞書」や「大学講義」・「近思録」をはじめ、良背に学んだ享保期の講義聞書メモなどが数多く残っている。また、俳句・和歌に関する書冊類も多く、年代が判明するものでは、当聡が家督を相続する前後の寛保・延享期のものが多い。さらに、和歌に関しては、京都の有賀長伯に学んだ道工彦文や米屋の別家である上米屋半平(吉井豊庸)の和歌・講義録などの書冊類も吉井家に多数残されている。当聡はこうした歌道を究めた人物との交流の中で自らも和歌をたしなみ、彦文・豊庸に関係する文書群を残したものと思われる。

また、吉井家のように近世初期から都市の有力商人として活躍した商家では、当然のごとく歴代先祖の慶弔事に関する文書の数量も多い。慶事については、「近代当家慶事扣箱」と題する箱入り文書があり、元文から大正期に及ぶ200点余りが納められている。また弔事については、「吉井氏御先祖御法事諸帖面入 但近代之分」と題する箱入り文書があり、弘化3年(1846)8月に整理されたものであるが、その後追加された文書なども含め、延享から大正期までのもの約390点が残る。

このほか、衣裳函に納められた文書群には、軸物を納めたもののほかに近世の町・浜関係の諸文書を納めたものがあり、塩業を中心とした経営文書などが納められている。これらの文書群は、当然のことながら元々は別の保管のされ方をしていたはずであるが、それについては現時点では解明できない。また、塩業関係文書としては、延享4年(1747)から天明8年(1788)にかけての「年内算用大々帳」36冊をはじめ、塩取引に関わる証書類(受取状・仕切状・塩浜預り証文など)、塩問屋関係の古書類(問屋万控日記・問屋万覚帳、その他願書類など)、塩浜・河川の普請関係文書、塩浜下札・浜加地子銀控などの

租税関係文書などがあり，合計250点以上にのぼる。

なお，吉井家の経営文書のうち特筆すべきものとして大福帳(「大福之本帳」)がある。大福帳は寛永・正保・承応期など，近世前期のものを中心に合計で11冊残っている。一番古いものは寛永10年(1633)であるが，その中身については寛永4年からの記載がある。現存する最古の大福帳としては，伊勢国飯野郡射和村富山家の元和10年(1624)の大福帳¹⁴が知られているが，吉井家の大福帳はこれに次ぐレベルのものと考えられ，大福帳としては最古の部類に属する。吉井家ではこれらの大福帳を家宝として他の経営文書とは別に保管した形跡がある。経営内容を総括的に把握する大福帳が商家にとって極めて重要な帳簿であったことを裏付けている。

商家として古い歴史を有する吉井家では，家の歴代の事跡をまとめた旧記も作成され保管されていた。吉井家には「旧記箱」が2点残されており，1つには「旧記」をはじめ，塩の売捌きに関する掟書や問屋定法，当主が所持した「下市村手鑑」などが納められている。そして，もう1つには，吉井家とともに3軒の塩問屋に認められていた阿波屋・小田屋の問屋株返上に関する一件文書が納められている。

以上が判明する限りでの吉井家文書の概要である。大まかにまとめると，町方・村方(浜方)関係文書，家の慶弔事に関する文書，塩田地主・塩問屋を中心とする家業に関する文書，町の学問・文化に関わる文書などに分けられる。また，近世初期以来の伝統を有する商家として，家の旧記や家宝としての大福帳なども含まれており，次に述べる箆笥収納文書と合わせると，商家文書として通常想定されているものをほぼ網羅的に含んでいると考えることができる。

3 吉井家箆笥収納文書の内容

吉井家に伝来した文書群の中には，文書箆笥に収納された文書群が少なくとも2つ存在する。1つは縦42センチ×横58センチ×奥行39センチという小型の漆塗りの箆笥である。抽斗は5つあり，元々抽斗部分には蓋をはめ込んでいたらしく，金具が取り付けられてある。もう1つは縦89センチ×横94センチ×奥行48センチの同じく漆塗りの箆笥であり，滑車が取り付けられたいわゆる車箆笥である。こちらは抽斗が11あり，抽斗部分には「古書

類」と書かれた張紙のある蓋がはめ込まれている。いずれも重厚で素朴な作りであるが、年代の特定につながるような墨書などがなく、製作年代は不明である。ただし、近世期のものであることは恐らく間違いないであろう。

ところで、近世の筆筥産地としては大坂が最も早く発達し、延宝期（1673～81）には心齋橋筋に筆筥屋が存在していた¹⁵⁾。その後、江戸地廻りに筆筥の産地が形成されたのが18世紀半ば過ぎから末にかけてのことであり、名古屋や広島などもその頃にある程度の産地になっていたと見られている。広島県の筆筥産地としては府中市が有名であるが、府中の筆筥生産が始まるのは明治期に入ってからであり、それ以前はむしろ、府中以外の安芸国8郡（沼田・高田・安芸・高宮・佐伯・加茂・山県・豊田）と備後国8郡（御調・奴可・甲奴・三上・世羅・三次・三谿・恵蘇）の広範な地域が産地であった。しかも、不十分な統計ではあるが、明治7年（1874）の『府県物産表』によれば、広島県の筆筥生産量は全国で第2位（6064棹）であり、漆塗り筆筥では全国第1位（5985棹）であった¹⁶⁾。広島県産の筆筥は杉筆筥で漆塗りが多く、デザインは機能中心でシンプルなものが多いとされる¹⁷⁾。吉井家の2つの文書筆筥もこれらの特徴に合致しており、恐らく県内産の筆筥であろうと推測される。

では次に、筆筥収納文書の具体的な検討に入ることにしよう。ただし、2つのうち前者の小型筆筥については、後世になってからの改変（抽斗の題箋の張り替えや抽斗内の文書の入れ替えなど）が多く加えられているため、本稿では後者の車筆筥に収納された文書群について考察していくことにする。

まず、図で車筆筥の抽斗の配置と題箋の記載を示しておこう（次頁）。抽斗には、題箋が貼られているものと貼られていないものがあるが、題箋のない抽斗をよく見ると、いずれにも題箋が貼られていた跡が確認でき、かつては全ての抽斗に題箋があったことが分かる。また各抽斗には、恐らく広島大学の文書調査の際に貼られたであろうアからサの記号が書かれた貼紙があり、本稿でも便宜上この記号を使って述べることにする。

以下、各抽斗ごとの文書の内容を紹介し、特記すべき事柄について補足していくことにする（なお、各抽斗ごとに表記した文書点数は、一括文書を1点とした場合の点数である）。

安芸国竹原町・吉井家の文書筆筒(車筆筒)の
抽斗配置と題箋記載

| | | | |
|--------------------|---|--|---------|
| イ | | ア | |
| | | 役方要用状并 書付其外紙面 | |
| カ | オ | コ | ク |
| 願書扣并役懸り 要同証文 | 永年賦一卷 家系図同覚書 寛文四年 祖源兵衛様御書類 大福帳並書類一通 | 塩浜預り証文 家借受証文 奉公人請状 | 塩浜加地子一卷 |
| ケ | | キ | |
| 向へ相渡久家督同 譲物請引一卷 | | 御本陣用一卷別箱二 有之 但御宿用献立 此引出シニ入 | |
| 家督敵高付同 大切成譲請状 | | 古貸銀根居本帳田本帳 米帖等敷貸之内改書抜 三冊手廻り先合入用手形 書面類寄附助精錢別等扣 要用状証書類 | |
| サ | ソ | | セ |
| 古手形其外 証文物 | 家屋式田畠 山林売券状 | | |

注) オの「寛文四年...」は後年に貼られた題箋であり、それ以外は全て同時期に貼られた題箋である。

ア 「役方要用状并書付其外紙面」 19点(元禄~天明)

題箋にある役方要用状に相当するものは、全体のごく一部に過ぎず、多くは商人の縁談・養子縁組に関する書簡類である。その他は頼母子講関係の文書(頼母子帳など)で占められている。

イ 37点（正徳～安永）

この抽斗には題箋が残っていない。収納文書の内容は、拝借銀・運上銀上納に関する商人からの歎願書類や御用銀割賦に関する書状類、廻米御用関係文書、村々宗旨帳などの調査書上、藩主発駕・上使通船・祭礼行列等の一件文書、塩仲間役の任命や塩浜問屋中の差纏関係文書などである。また、寛保3年（1743）に竹原町内を流れる賀茂川（成井川）で行われた瀬替工事やその他川除普請・寺院建立に関する文書も含まれ、総じて吉井家の町年寄＝役方に関する文書群で占められている。つまり、アの題箋に該当する文書群がイに収納されている感があり、文書の入替えがなされたか、もしくはアとイを一連の文書として考え収納していた可能性が考えられる。

ウ 13点（宝暦～安永）

この抽斗も題箋が残っていないため、収納されていた文書群の移動の有無については明らかにできない。収納文書は、頼母子年賦銀の受取に関する書状類や塩浜加地子・年貢算用に関する米屋半三郎宛の書簡類、銀子借用願・返弁差延願等の願書類、塩代銀の受取通帳・渡通帳などである。

エ 「塩浜加地子一巻」・

「塩浜預り証文・家借受証文・奉公人請状」 12点（寛文～安永）

題箋が示す通り、ここには塩田の運営に関わる文書群が納められている。吉井家が勤める町浜年寄の職務には塩田の管理も含まれており、直接塩田を管轄する塩浜庄屋からの報告や要望・伺いなどを受け、藩へ取り次ぐ役目を担っていた。ただし、ここに納められている文書群は、そうした公用に関する文書というよりは、吉井家が町人らに資金援助（浜加地子等の納入資金や町用所・浜用所への借銀返済資金などを援助）したことに係る文書群が多くを占める。また、下市村庄屋や塩浜庄屋が普請入用銀を吉井家から借用した際の証文類も含まれている。また、題箋にある通り、借屋証文もこの中に含まれており、それに関連して家賃帳もここに収納されている。

なお、題箋の記載に該当しないと思われるものとしては、吉井家の御用銀上納に関する文書がある。また、問屋中や商人中に対する売買作法の覚書（安永9年）や、米屋半三郎から手代中に対する勤方作法の書付（享保16年）、さらには万貸帳などをはじめとする「古貸帳・古手形類」と題する袋入り一括文書もこの中に収納されている。いずれも吉井家の資産・経営に関わる重

要文書と見ることができる。

このように、題箋の記載に該当しないものも含むが、概して塩浜関係の算用書類や証書類、借屋関係書類を中心とする文書群が多く、題箋記載に当てはまるものがほぼ納められていると言えよう。

オ 「寛文四年祖源兵衛様御書類、大福帳並書類一通」・

「家系図同覚書」 10点(元文～寛延)

この抽斗に貼られた上記2つの題箋のうち、紙の劣化具合からして前者は他の題箋と異なり、明らかに後世に貼り替えられたものである。しかも、「大福帳」以下の文書はこの抽斗には納められていない。ただし、抽斗内にはそれらの文書を入れたと思われる紙袋が収納されており、表には「明治四十年五月改之 米屋御先祖源兵衛様共遺訓 大福帳並廣島城延売記写シ及覚書在中」と記されている。このことから、新しい題箋は少なくとも明治40年(1907)以降に貼られたものと推定されよう。また、この袋表題のうち、「並」以下の表題は抹消線で消されていることから、この部分の文書がまず移動された後、大福帳が移動されたと推定される。この大福帳とは、先述した寛永・正保・承応期頃の大福帳を指すと考えられる。

袋には結局「米屋御先祖源兵衛様共遺訓」に該当すると思われる書冊1冊のみが残っているが、この遺訓は、内容的に見ても、近世商家の身分意識や家業・家産に対する意識を示している点で注目される。ただし、末尾の記載を見ると、天和元年(1681)の当主61歳の書を6代目半三郎当聡が元文3年(1738)に写したものとされている。天和元年時点の当主は3代目半三郎当徳であり、この遺訓の作者は3代目半三郎当徳であると考えられる。

さて、オの抽斗に収納されている文書の殆どは、後者の題箋に記載された家系図類で占められている。この家系図類も、後世の整理によって封筒に仕分けされて収納されている。封筒の表書に「吉井家系図 五代系図入」・「縁家・他家系図・五代系図」などと記してあることから分かるように、吉井家5代目当主半三郎計暁の代に係る系図と同時代の同族関係系図類が占めている。

カ 「永年賦一卷」・「願書扣并役懸り要 同証文」 17点(宝暦)

上記2つの題箋のうち、前者の年賦関係文書については、カの抽斗内の文書から明確に特定できるものは殆ど見当たらなかった。後者については題箋

の一部が判読できないが、「願書」・「役懸り」の文言が示すように、吉井家の町浜年寄としての公用に関する文書がこれに該当すると考えられる。

そこで、力の収納文書を見てみると、塩田経営（塩浜諸算用・浜加地子算用など）に関する年寄半三郎の口上書控や半三郎宛書状類のほか、塩浜庄屋が執務する浜用場の帳面検査に関する申達状類、組頭役選出に関する書状類、俵約令の通達などが納められている。これらはまさに町浜年寄の公用によって生じたものであり、題箋記載に該当するものと考えられる。年代的には6代目当主半三郎当聡の代にあたる宝暦期のものが多くを占めている。

なお、これら町浜年寄の公用に関わる文書群は、さきのアの題箋に記された「役方要用状」（実際の文書はむしろイの文書群が該当する）と内容的にも年代的にも重複する印象があるが、両者の違いを明確にすることは現時点では難しい。敢えて言えば、力では塩田経営に関わる公用の書状類が多く、イの文書群は塩田関係以外の書状類が多いと言えよう。

キ 「要用状証書類」・

「古貸銀根居本帳・田本帳・米帖等敷貸之内改書抜三冊
手廻り先合入用手形書面類寄附助精錢別等扣」・

「御本陣用一卷別箱二有之、但御宿用献立此引出シニ入」

44点（寛文～安政）

この抽斗には3つの題箋が貼付されている。最初の「要用状証書類」という記載はかなり大まかな表記であり、納められている文書の殆どはこれに該当すると考えることもできる。2つめの題箋記載に該当するものはこの抽斗にはなく、恐らく後述するクの抽斗に納められた古貸銀に関する3冊の書抜帳を指すものと推定される。3つめの題箋については、記載されている通りこの抽斗には収納されていない。また、「御宿用献立」についてはこの抽斗にあることとなっているが、諸侯の止宿御用に関する覚書はあるものの、献立に該当するものは見出せなかった。

さて、「要用状証書類」の具体的な中身であるが、証書類で目を惹くのは、「土居浜買切前後証文書附類一卷入」と題する一件文書であり、木箱に納められている。これは、寛保元年（1741）から延享4年（1747）にかけて、土居庄左衛門という人物が塩浜を質入れして米屋半三郎から借銀した際の借用証文と、米屋が入手した塩浜を土居へ預け浜した際の証書類を納めたものであ

る。その他には、「延享元年子十月之御用銀一卷書付」(御用銀の返却を求めた半三郎の書簡控などを一括)や、塩問屋の1つであった小田屋の問屋株売渡証文(宝暦4年)、その他様々な銀子借用証書類が多く収納されている。証書類以外では、寛永15年(1638)から宝暦10年(1760)分の地詰や竹原下市村の多井新開に関する寛文11年(1671)の諸入用算用帳の書抜写など、町浜年寄としての公用に係る文書も含まれている。また、延享4年に作られた吉井家算用帳の書抜写帳や、米屋の別家である上米屋店の酒・質・塩浜等の算用目録、上米屋半平の所帯向きに関する書状類など、家に係る重要文書と思われるものも収納されている。

天保～安政期頃の塩浜売切証文など19世紀以降の文書も一部含まれているが、大半は宝暦・明和期以前のもので占められており、とくに延享期のものが多い。

ク 「家督畝高付・同大切成譲請状」・

「向へ相渡又家督同譲物請引一卷」 19点(元禄～延享)

この抽斗は、題箋が示すように、家督相続に関する文書群が多く納められている。まず、吉井家所有の不動産をまとめた延享元年(1744)「家督惣絵図」があり、また元禄9年(1696)「竹原塩浜畝高并浜付田地所付帖」と万治3年(1660)「竹原下市町屋舗間詰之帖」からそれぞれ吉井家分を抜粋した写帳(いずれも延享4年)がある。また、木箱入り文書が大小2箱納められており、小さい木箱には、延享3年に5代目米屋半三郎計暁が別家の上米屋半平へ家督の一部を譲渡した際の証書類が納められている(なお、この家督一部譲渡は、計暁の遺言書作成による6代目半三郎当聡への家督相続の一環であったと考えられる)。また、大きめの木箱には商売訓示の覚書のほか、吉井家所有の田地・屋敷等に関する畝高付類、下市村の酒屋造高人別帳から「向之分」(上米屋分)と「本家之分」を抜粋した写帳2冊などが納められている。以上のものは、まさに題箋記載に該当する文書群と見て間違いのないであろう。

なお、題箋記載とは無関係と思われる文書も多く納められているが、主なものとしては、「浅野氏家系」・「尼子氏素性ノ記」などの伝記類と、「宮嶋御嶋廻り料物扣・惣而御祈祷料扣」・「巖嶋大明神(明細覚)」・「上方見物所附」・「出雲日御碕社図」・「出雲大社絵図」などの名所関係書類・絵図類が多い。

ケ 24点（延享～天明）

この抽斗は題箋が残っておらず、収納されている文書についても、はっきりとした傾向を見出すことは難しい。ただし、収納文書のうち、延享4年「塩浜用所卯年算用詰惣目録帳面之内書抜写一冊」など延享期の文書が数点含まれており、これらは、前記のクで触れた5代目半三郎の家督譲渡に関連する文書と思われる。

他には、塩浜庄屋から塩問屋米屋半三郎に宛てて出された売塩代銀の請求書である「浜用所押手形」や、銀子の受払に関する証文・書簡類が多い。また広島町方御触書写や下市年寄宛ての申達、年寄半三郎の役儀赦免願書の控なども含まれている。町浜年寄であり塩問屋を営む吉井家の性格を反映する文書群であると言える。

コ 14点（元禄～寛政）

この抽斗も題箋がないが、ケの抽斗とは異なり、収納されている文書群の殆どは寛文・延宝期と元禄期を中心とした古手形類（銀子預り手形や銀子借用証文など）にほぼ限られている。この古手形類は包紙に包まれた11束の一括文書と木箱入りの一括文書1箱から成り、包紙には「寛文・延宝古手形部」・「新古貸手形書物類集」・「寛文時分古貸手形書物類集」などの表題が付されている。また、寛永～宝永頃（1620年代～1700年代初頭）の売券状もこの抽斗に収納されている。これらの中には、包紙に「延享三年七月改」もしくは「明治四十年五月改之」という整理年代を記したものも含まれている。

また、この抽斗には延享3年「諸方貸シ之内書抜帖三冊入」と題した袋入りの帳面3冊も収納されている。これは、吉井家の「本帖」・「小帖」・「米之帖」などに記されていた貸銀を抜粋した写帳であり、5代目半三郎の家督譲渡に関連した文書である。また、その表題からして、恐らく先述のクで触れた「古貸銀根居本帳・田本帳・米帖等敷貸之内改書抜三冊」に該当するものと考えてよいであろう。

サ 「家屋敷田畠山林売券状」・「古手形其外証文物」 30点（元禄～天明）

この抽斗には2つの題箋記載がある。このうち後者については、抽斗内に貸付銀関係の証文・書簡類が比較的多いことから、これらの文書が該当するようにも思えるが、年代的には宝暦～天明期（1751～1789）のものが多く、「古手形」とは言い難い。むしろ、サに貼られた2つの題箋記載は、先述したコ

の抽斗に収納された文書群と符合している感があり，サの収納文書の中心は，むしろ塩田経営に関わる公用・商用の書簡類である。

4 筆筒収納文書生成の背景

以上，前節では吉井家の車筆筒に収納された文書群の内容を大まかにおさえてみた。これらの文書群を一言でまとめるなら，町浜年寄としての公用関係文書と塩問屋などの経営関係の証文・書状類，及び家督相続に関わる重要書類（帳面・目録・証文・家系図など）でほぼ構成されていると言えよう。とくに，公用関係文書と経営関係文書の混在が多くの抽斗で見られるが（イ・ウ・エ・キ・ケの抽斗），これは竹原下市で最有力の商人であり且つ町浜年寄を世襲する吉井家の存在形態を反映したものと考えられる。

ところで，そもそもこの筆筒収納文書はどのような事情のもとに生成されたのであろうか。そのことを考えるうえで大きな手がかりとなるのが，収納されている文書の年代である。

これまで述べてきたように，この文書群には，延享3年(1746)に5代目半三郎計暁から6代目半三郎当聡への家督相続（別家上米屋への家督の一部譲渡を伴う）を行った際に作成・整理された書類が数多く含まれている。しかも，それら家督相続関係の書類は，クもしくはコの抽斗に収納された文書が示すように，題箋の記載事項と合致するものが多い（クの2つの木箱入り文書とクの題箋，及びコの売券状・古手形類とサの題箋，コの延享3年書抜帳とキの題箋など）。抽斗に貼られた題箋はその劣化状態から見て，1ヶ所を除きいずれも同時期に貼られたものであると推定できる。これらの点を合わせて考えると，5代目計暁が6代目当聡への家督相続を行う際に，必要な文書が作成・整理されてこの車筆筒に収納され，題箋が付されたと理解することができよう。筆筒収納文書は，こうして次代へ家を引き継ぐため，参照の便と保存を意識して生み出された文書群であったと推定できるのである。

では，この時の家督相続において，こうした文書群を整えた理由は何であったのだろうか。あるいは，その背景としてどのような事情が考えられるであろうか。

『竹原市史』によると，5代目半三郎計暁の代に，竹原下市は塩業不況による大きな経済的変動を迎えていた。各地で塩田開発が進んだことにより生

産過剰をきたし、塩価が急激に低落しており、吉井家では家業の縮小整理を余儀なくされている¹⁸⁾。まず、廻船業については、正徳5年(1715)11月に大坂への登せ米723俵を運んだのを最後に、以後取引を示す記録が見られなくなっている。また、享保10年(1725)には町浜年寄の役儀を上米屋半平へ譲って家業に専念する姿勢を示し、同15年には御用銀減額の歎願を行っている。また寛保元年(1741)にも御用銀の一部返却を歎願するなど、資金確保に苦心している姿が窺える。この御用銀返却願の中で吉井家は「質見世一ヶ所・酒商売相止め、唯今八浜方家業之外町内二而小質等仕来り」と述べ、店の閉店も行っていたことが分かる。寛保3年から始まる賀茂川瀬替の大工事は下市経済の建て直しに寄与したとされ、吉井家ではこの年に半三郎計暁の子半之丞(のちの半三郎当聡)が年寄並となり¹⁹⁾、再び役儀を勤めることになっている。しかし、塩業不況自体はその後宝暦・明和期(1751~1772)に至り一層激しくなっており、吉井家でも宝暦12年(1762)に4軒、同14年にさらに1軒と塩田所有を減らし、明和期には所有塩田3軒となっている。

つまり、5代目計暁の家督譲渡がなされたのは、嗣子が役儀就任を果たしながらもなお塩業不況が続くさなかの時期であったと言える。

そして、計暁から上米屋へ家督の一部譲渡がなされた延享3年とは、実は計暁の遺言書(「遺言筆記」)が作成された年でもあった²⁰⁾。計暁の没年は明らかにできていないが、恐らくこの遺言書が書かれた頃と考えてよいであろう。遺言書の日付は3月9日となっており、半三郎計暁から「本家主半之丞殿(6代目半三郎当聡)」と「向(上米屋)ノ家主半平殿・おみなとの・おますとの・保右衛門殿(上米屋の証人白市屋保右衛門)」の計6人連名宛に書かれている。筆跡からみて、計暁自身が認めたものである。この遺言書はさらに木箱に入れられており、表書として「肝要書 半之丞事半三郎 延享三歳寅七月此箱二入也」と書かれている。この延享3年7月とは、さきに述べたように、筆筭の抽斗に収納された古手形類が整理された時に当たり、遺言書の作成と筆筭収納文書の生成とが密接に関係していたことを窺わせる。

因みに、遺言書に記された相続内容を見ると「向半平居宅・田地共二北堀塩浜・東中堀塩浜ノ式軒分八死後半平へ譲り申事」とあり、「問屋部や八元ヨリ本家附キ也」と記されている。また、他の家人に対しては、半之丞の経営が追々上向きとなった時に、如何様にも銀子を遣わすこととし、「本家半之丞死後二て申事八(半之丞が計暁の死後に申すことは)...半三郎(計暁)霊ヨ

り出ル事与心得」るようにと記している。上米屋へ譲渡する内容の詳細については、先述のクの抽斗に納められた木箱入りの証文に示されている。

さて、以上のことを踏まえて考えると、この筆笥収納文書生成の背景として、竹原下市の経済的不況を経験した5代目当主計暁が、家業の継続に危機感を抱き、別家に町役儀や家督の一部を譲渡しながらも、一族としての経営建て直しを図ったことが、まず考えられよう。その上で、本家を相続した6代目当主当聡が、その後の家業建て直しにあたり、旧来からの家の資産や権利を証明する数多くの証文・書状類を整理・保管し且つ参照するため、この筆笥収納文書を生成させたと考えることができる。

なお、この筆笥には、延享期以後の宝暦～天明・寛政期頃(1751～1801)の文書も数多く含まれているが、これらは当聡自身の活動の中で生み出された文書をこの筆笥に追加収納したためであると思われる。当聡自身は寛延3年(1750)に町浜年寄本役に就任した後、天明3年(1783)まで勤め、悴の勘五郎に役儀を譲っている²¹⁾。この筆笥収納文書はその後長く使用されたと見られ、10代目半三郎の代にあたる安政～文久期(1854～1864)の文書も僅かに含まれているが、大多数の文書は5代目計暁と6代目当聡の代に関わる文書で占められているのである。

6代目当聡は、吉井家に伝来した明和6年(1769)の「誠意翁之改家内掟書覚」²²⁾を記した当主でもあり、また先述した「米屋祖源兵衛様共遺訓」を筆写した当主でもある。前者は主に下男・手代らの勤務態度について訓示した店則と言うべきものであり、後者は商家としての心得を述べた家訓というべきものである。後者の「遺訓」には、「家々の商売を心にかけ、先祖の家財等をたのみに(頼みに)おもはず(思わず)、其身一心のかせき(稼ぎ)を力として家職より外に面白き事はなしと心を是にうつす」ことを「商売人の本意と心得」よと述べている。つまり、先祖から受け継いだ財産に頼らず自らの稼ぎのみを力として家業に専念すべきことを説いている。その上で、「町人に系図なし、家の続くを系図とす(中略)親先祖はたらき(働き)にてたくはへ(貯え)求め置たる財宝金銀を子孫取うしなはは(失わば)、先祖への不孝申てもつくしかたし(尽し難し)」と述べて、家業への専念は家産の維持増殖につながるものであることも同時に説くのである。この遺訓は写しであるものの、写本を作成した当聡自身の商人観と家業維持に向けての彼の危機意識を強く反映していると言えよう。まさに、こうした当聡の意識が筆笥収納文書

を生成させる根底にあったと考えられるのである。

おわりに

最後に本稿の簡単な総括と今後の課題を述べて、結びとしたい。

吉井家の車筆笥に収納された文書群は、本稿の考察で明らかになったように、6代目半三郎当聡が家督相続時にそれまでの重要書類を整理・収納して、生成した文書群であった。これらは多分に保存と参照の便を意識して生み出された文書群であり、その概要は、町浜年寄としての公用に関する要用状類・各種証文類、家督相続に関わる売券状、各種譲請状、古貸銀の手形、帳簿からの書抜写、家系図関係書類、その他塩田・塩問屋関係など経営に関する証文・書簡類などで構成されている。商家文書そのものについての研究蓄積は十分とは言い難いが、従来は経営帳簿の分析が先行している感があった。しかし、筆笥などの収納用具に一括された証文・書状類の中身を検討することは、帳簿以外に商家がどのような文書を保存文書として重視していたかを知る手立てにもなる。また、吉井家の筆笥収納文書が本稿で述べたように家督相続を契機に生成されたとすれば、そこに商家における文書引継の1つの姿を見出すことも可能であろう。

尤も、本稿では吉井家文書の全体像を把握するに至っておらず、その点で考察の不十分さは否めない。筆笥に収納された文書群と他の文書群との質的な差異は本稿からもある程度は明らかであると思われるが、筆笥に収納されていない経営文書や家督相続に関する文書も存在しており、それらが本来筆笥に収納されるべき（あるいは元々筆笥に収納されていた）ものかどうか考察が必要である。また、家督相続時に筆笥に収納されていたものが他へ移動された場合、そこに何らかの理由が存在する場合もあり（大福帳を家宝として移動させるなど）、そのような点に留意することも商家文書の管理史として重要であろう。個々の文書の内容にまで立ち入って検討しきれていないが、家督相続と筆笥収納文書生成との関係もさらに踏み込んで考察する必要がある。

また、上記の課題とは別に、筆笥収納文書や和書・文芸関係文書（慳貪・木箱などに収納され伝来してきた文書群）以外の商家文書はいったいどのように保管され伝来してきたのであろうか。とくに近世中後期以降における吉井家文書の保管・伝来状況は不明である。本稿の検討から、明治40年段階に一度何

らかの整理が行われたことは窺えるが，この点も今後の検討課題である。

さらに，吉井家における事例が，近世商家における文書保管のあり方としてどこまで普遍化できるのかについても，これからの大きな課題である。

注

- 1) 近世文書の保管問題を扱ったまとまった研究成果としては，高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究 史料空間論への旅立ち』(北海道大学図書刊行会，2000)があるが，商家文書の保管問題を扱った研究は殆どない。この問題に言及した論文としては，渡辺浩一「日本近世の商人・商業組織文書について 日韓比較史の手がかり」(『史料館研究紀要』第34号，国文学研究資料館，2003)があり，また三井両替店における経営帳簿の管理を論じた大谷明史「三井両替店の帳簿とその管理方式」(『経営と歴史』8，日本経営史研究所，1984)などが数少ない成果である。
- 2) 渋谷家文書は広島県立文書館所蔵。同文書に関しては，松井輝昭「戦国大名毛利氏の尾道町支配と渋谷氏」(『広島県立文書館紀要』第4号，1997)を参照。
- 3) 橋本家文書は広島県立文書館所蔵(一部は同館寄託)。
- 4) 西向宏介「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成」(『広島県立文書館紀要』第4号，1997)。
- 5) 上野利三・高倉一紀編『伊勢商人竹口家の研究』(和泉書院，1999)で明らかにされている竹口家の経営戦略は，家産重視の商家の姿勢を象徴的に示していると思われる。
- 6) 明治15年に日本の商業慣行を調査した瀧本誠一校閲・司法省編纂『日本商事慣例類集』(白東社，1932)では，商業帳簿が他人に対して証拠としての効力を有するか否かについて調査しており，各府県からの回答を載せている。とくに経済的先進地域ほど帳簿や商業関係文書に対して証拠資料としての価値を認めていることが，この調査からは窺える。
- 7) 『日本商事慣例類集』によると，東京の場合，10年以上帳簿を保存する例が明治維新後非常に少なくなり，2～3年保存した後に紙を漉き返したり，紙屑として売却する者が増えたと報告されている。また，同時期に編纂された『大阪商業習慣録』(黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第2巻，大阪商科大学経済研究所，1935)によると，大阪でも各種問屋・仲買の帳簿が維新前は使用後5～10年の保存であったのに対し，維新後はわずか1年の保存となったと記している。
- 8) 例えば，和泉国の寺内町貝塚で米穀肥料商を営んでいた廣海家には10

万点余にのぼる文書群が残されていたが，大量の帳簿類と共に膨大な商用書簡類が発見されている。それらはほぼ特定の年ごとに荒縄で括られており，一束で数百点程度の量に及んでいた。このような大量保存の事例は廣海家に限らないとされており，畿内先進地域での文書に対する価値認識と何らかの関係を有するようと思われる。

- 9) 小泉和子『筆筭』（ものと人間の文化史46，法政大学出版局，1982）14頁。
- 10) 広島城下京橋町の商家文書である保田家文書（広島県立文書館所蔵）には，火災時の避難対策を説いた「他家用捨火災之節心得」（文書番号199808-67）があるが，この中で，火の勢いが強くなった際には「内戸棚之筆筭二有之候御用銀手形・其外諸証文書附，又者御さし紙・繰綿預御切手類并帖面等者，くろぬり（黒塗り）の一荷はりかご（張籠）に入，よくよくゆひ合せ，棒さし通し，居間に置候こと」と指示している。
- 11) 『竹原市史』第2巻・論説編（竹原市役所，1963）。
- 12) 近世の吉井家歴代当主の役職就任については，吉井家文書の中にある「旧記」（広島県立文書館寄託）に記されている。
- 13) 前掲『竹原市史』第2巻・論説編第3章第5節233頁。
- 14) 富山家文書は国文学研究資料館所蔵。この大福帳は同家が発行した「羽書」（紙札）の受払簿である。また，同館に寄託されている江戸店持京商人白木屋（大村家）の「太幅帳」も慶安5年（1652）～元禄元年（1688）の営業状態を示すものとして，近世初期の数少ない大福帳の1つとされている。
- 15) 小泉和子前掲『筆筭』64頁。
- 16) 小泉和子前掲『筆筭』88-89頁表II-12。『府県物産表』における筆筭生産量の第1位は東京府（7134棹）である。
- 17) 小泉和子前掲『筆筭』211-213頁。同書によると，筆筭産地は大きく桐筆筭地域・杉筆筭地域・欅けやき筆筭地域の3つにグループ分けでき，広島県は杉筆筭地域に分類される。
- 18) 前掲『竹原市史』第2巻論説編第3章第2節214-215頁。
- 19) 吉井家文書「旧記」（広島県立文書館寄託）。
- 20) この「遺言筆記」は，本文2節で触れた衣裳函の中に町・浜関係の諸文書と共に収納されており，筆筭収納文書とは別保管されていた。
- 21) 吉井家文書「旧記」（広島県立文書館寄託）。
- 22) 明和6年2月「誠意翁之改家内掟書覚」（広島県立文書館寄託）。

（にしむかい こうすけ 副主任研究員）

江戸後期における^{わりじょうや}広島藩割庄屋の差出文書について

天保14年「割庄屋手元諸書類差出方月令録」の紹介

長 沢 洋

【要旨】 天保14年の「割庄屋手元諸書類差出方月令録」は、広島藩の割庄屋(大庄屋)が郡役所に毎年差し出すべき文書の種類と期限をさだめたマニュアルで、割庄屋が行う「文書事務」の一端を知ることができる。また、その中に掲げられた若干の文書を取り上げ、割庄屋の職務が整備されていく過程を追跡した。

はじめに

広島藩の割庄屋(大庄屋)制は、正徳の藩政改革で一旦廃止されるが、享保の一揆で改革が頓挫したあと復活し、以後、廃藩置県まで存続する。郡内の有力者から選ばれた割庄屋たちは、複数村から成る組を統括し、藩の領内支配において多方面にわたる役目を果たしている。

当館が所蔵する安芸国^{か も よしかわ たけうち}賀茂郡吉川村竹内家文書(文書群番号 198801)は、文化年間から明治初年まで、3代にわたって割庄屋を勤めた家に伝来した文書群である。当然、割庄屋が作成収受した書類を多く含んでおり¹⁾、江戸後期から幕末に至る時期の割庄屋の仕事を具体的に知ることができる。

本稿では、この竹内家文書に残されていた天保14年(1843)の「割庄屋手元諸書類差出方月令録」を紹介し、江戸後期における広島藩割庄屋の職務(文書の作成と差出)が整備されていく過程の一端を追跡したい。

1) 竹内家文書は歴大な分量を有しており、目録データ数は18,000件を超える。その中で、竹内氏が割庄屋として作成収受した文書の総量は確定しがたいが、大雑把に見積もっても、4~5,000件程度は含まれていると思われる。

1 割庄屋の性格と「割庄屋手元諸書類差出方月令録」

竹内氏をはじめとして、割庄屋を勤める者たちはそれぞれ地域の有力者であったが、割庄屋という職そのものには、地域の代表という意味合いは薄いと考えられており、たとえば『広島県史』でも「藩政の地方代弁機能がよく、郡中惣代的な農民の利益代表の側面はいちじるしく後退している。」と述べられている²⁾。

このような性格を窺わせる外形的事実として、ここでは、江戸後期から幕末期の賀茂郡を例にとり、割庄屋の任命のされ方について述べておきたい。竹内家文書をはじめ、賀茂郡の割庄屋を勤めた家には、郡内の村役人の任命状況を記録した冊子型史料が伝存していることがある³⁾。これらによって、文化文政期から明治初年まで、どの村の者が割庄屋を勤め、どの組を担当したのかを調べると、ごく大雑把であるが下表のようになる。

賀茂郡割庄屋の居村と担当組

| 名前 | 居村 | 居村の所属組 | 割庄屋として担当したことのある組 |
|---------|-------|--------|-------------------|
| 竹内六郎兵衛 | 吉川村 | 下西条組 | 高屋組 |
| 竹内亮左衛門 | 吉川村 | 下西条組 | 上西条組，下西条組，高屋組，志和組 |
| 手島作左衛門 | 竹原東野村 | 竹原組 | 高屋組 |
| 佐々木所左衛門 | 津江村 | 黒瀬組 | 志和組ほか？ |
| 有田健左衛門 | 郷村 | 高屋組 | 上西条組，竹原組，高屋組 |
| 兵之助 | 新庄組 | 竹原組 | 竹原組，上西条組，浦部組 |
| 脇万左衛門 | 乃美尾村 | 黒瀬組 | 志和組 |
| 脇八十八 | 乃美尾村 | 黒瀬組 | 下西条組 |
| 吾一郎 | 竹原東野村 | 竹原組 | 黒瀬組，竹原組，下西条組 |
| 毎太郎 | 原村 | 下西条組 | 下西条組，高屋組 |
| 小源次 | 奥屋村 | 志和組 | 上西条組 |
| 平賀礼三郎 | 上保田村 | 黒瀬組 | 上西条組，下西条組 |

この表からも明らかなように、割庄屋たちは、自分の居村以外の離れたところの組を担当することが珍しくなく、なおかつ、担当組の異動（組替え）もしばしば行われている。

2) 『広島県史』近世2（昭和59年），57頁

3) たとえば安政4年「賀茂郡村々役人役格等被仰付年月書抜帳」（竹内家文書 198801/1985）など。

このような任命のされ方をした割庄屋は、その機能を果たす上で、多量の文書類を作成収受した(また、それを義務付けられてもいた)。居住村から離れた組を問題なく担当できたのも、また年の途中で組替えがあっても業務が滞らずに継続できたのも、多量の文書処理が制度化されていたからである。いわば、割庄屋は郡役所と各村との間にあって、「文書による統治」を担う存在であり、藩の統治機構における“行政官”とでもいうべき性格を有していた。

さて、このような“行政官”としての割庄屋の職務内容を具体的に知るためには、御用留・諸書付控など、割庄屋自身が残した文書・記録が直接の手がかりになるが、いくら龐大であっても(むしろ龐大であるからこそ)、残された文書だけでその全体を窺うことは困難であろう。

本稿が紹介する「割庄屋手元諸書類差出方月令録」は、この点、都合のいい史料である。これは、全8丁からなる美濃判の横半帳で、その内容は、割庄屋が毎年のルーチンワークとしてどのような文書をいつ郡役所に提出すべきかを定めたもの(いわばマニュアル)である。そこに掲げられた文書・帳面は47種類に及び、これによって「文書による統治」の中で割庄屋が果たした役割を知ることができる。

その表紙には「天保十四年卯正月改」とあるので、それまでにあった決まりを(多分、実態に合わせるなどして)改正したもののようであるが、これ以前の決まりが、「月令録」と名付けられた同様の形式をもつ規則であったのかどうかは定かではない。また、表紙に名を記す「竹内亮平」は、文政6年(1823)に下西条組の担当を命ぜられてから廃藩置県の直前まで割庄屋の職にあり、下西条組・高屋組・志和組たかや しわなどを受け持った。この文書が作成された天保14年(1843)には高屋組担当する割庄屋であった。

以下、この「月令録」を紹介するとともに、竹内家文書に残された天保14年以前(あるいは以後)の割庄屋関係文書を利用しつつ、割庄屋の関わる「文書事務」が整備されていく様子を、ごく一部であるが追跡したい。

凡例

- 漢字は原則として現行の通用字体とした。
- 筆者(長沢)による注記は括弧書き()で示した。
- 追筆は「」で、朱筆は『』で示した。
- 改行位置は必ずしも原本どおりではない。

（表紙）

（朱筆）
『 写済 』

天保十四年卯正月改
割庄屋手元諸書類差出方月令録

竹内亮平

覚

- 一 獵師鉄炮辻寄書附 壹通
- 一 唐物抜荷人相改証文
右正月^九五日限差出候事
- 一 川口印鑑帖
- 一 御小人札
- 一 御伝馬旅籠御切手
（追筆挿入）
右「前年分相約」正月中郡用所江差出候事
- 一 孝子存生之趣并名替等有無共約書附
右正月晦日迄取約二月中五日限差上候事
- 一 甘蔗作砂糖製候者有無辻寄書附 壹通
右二月中差上候事
- * 一 御用銀元利之内御下受取印形帖 壹冊
右同断差上候事
（貼紙）
* 「此分当時無之事」
- * 一 御免割辻寄帖
右二月中相調清帖類帖共式^{（冊）}再郡用処へ差出候事
（貼紙）
* 「此分当時三四月頃二而毛不苦」
- 一 同入役増欠差引小帖
右同断郡用処へ差出候事
- 一 同村別帖
右同断取約三月中頃迄二御役処へ差上候事
- 一 有麦目録辻寄書附 壹通

右村々書付出揃次第相調置御代官様御休泊処江差上候事
五月節入方四五日前差出候事

一 田方植仕廻辻寄書附 壹通

右村々書付相添御役処へ差上候事

一 夏御勘定惣代役人

右五月中六月差入迄二申談御引合目録等調方取計候事
(貼紙で抹消)
「此惣代当時人撰書付郡辻二而差上御役所方被仰付候事」

* 一 菜種作立員数書附

右五月廿日迄取集同廿五日迄元ノ役手元江送候事
(貼紙)
* 「此分当時取約二及不申事」

一 夏御勘定御引合目録 壹通

右半紙立帖二相調六月十日頃迄二差上候事

一 酒造人代替名替有無辻寄書附 壹通

右夏御勘定之節差上候事六月十日まで差出事

一 郡辻社倉麦積揃御注進書附 壹通

右六月中差上候事

一 宗旨御改寺院証文

右六月廿日迄二取集七月三日迄二郡用処江差出候事

一 社倉算用帖

右同断社倉主役手元へ差出候事
六月廿日限り

一 押米帖御下被為在候八、先ツ割庄屋へ順達いたし組合限写廻達いたし可申候御本書者廻詰同役方村順書記村々へ送出候事

一 御困初御封印

右御免許無程村名書拔致廻達御封印封し張付被差戻候様取計候事

一 早稲毛溝刈願書付 貳通

右七月中之節方二三日之内二差上候事

一 早稲御升突頃合

右御入郡日取御尋御坐候得者秋彼岸終り頃御廻村被遊度趣申上候事

一 三津御蔵奉行様御出張頃合
竹原

右秋土用入方十日位ヲ考来候何日頃御出張被遊候而宜旨^{竹原引受同役}_{浦部}
連名書付差上候事

一 秋上諸役御勘定目録

右九月十五日惣代役人為持御勘定銀と一緒二差上候事
但惣代役人前廉申談置候事

一 御明知高増欠書

右九月上旬方中頃迄之内相約置十月廿日迄郡用処江差出候事

一 中晩田御升突頃合

右早稲御升突方凡日数廿四五日後御入郡二而宜趣申上候事

一 郡辻^{諸役米}_{種米利息}九月中広島御蔵払相調不申年八御歎書附差上候事

右九月廿日頃方廿四五日迄二差上候事

一 郡割諸仕出類

右九月中二組合村々方取集十月五日迄二郡用処へ差出候事

一 御差次願^{十月廿日頃迄取約}_{廿四五日頃迄差出候事}

一 郡辻御困糶積揃御注進書附

右書調置中御勘定済直二差上候事

一 御年貢御勘定帖

一 諸産物増欠改帖

右十一月廿五日迄二約方年番江差出候事

一 他国出帰辻寄書附

右十二月五日迄二約方年番江差出候事

一 暮御勘定惣代役人

右十一月中申談置候事

(貼紙で抹消)

「此分夏御勘定之所へ書記候通当時御役所方被仰付候」

一 御才覚銀拜借村々払上元居等約書附

一 暮御勘定御引合目録

右十二月七日迄二差上候事

御引合目録者半紙立帖二認候事

一 酒造人名替代替等有無辻寄書附

右暮御勘定之節差上候事

- 一 木実草葉貯書付 壱通
- 一 起地有無書附 壱通
- 一 御給人様方御年貢米御皆濟日並書付 壱通
- 一 御貸鉄炮其俣拝借願書付 壱通
- 一 盲人居扶持米札

但正月方十二月迄之分

- 一 諸材木薪等元伐御切手願之類 貳通
- 一 職人水役願並消印 貳通
- 一 翌年分猪荒群鳥逐払願書付 貳通

此猪荒群鳥逐払願者翌年正月之書付二ノ出候事

ノ

右暮御勘定之節取揃差上候事

以上

天保十四年

卯正月改

2 若干の解説と考証

前述のように、割庄屋はいくつかの村からなる組をそれぞれ受け持っている。残された記録文書類から得られるところによれば、割庄屋は、郡役所から通達される触書類を各村に周知させたり、各村からの上申書類を郡役所に取り次いだり、また、郡単位の負担を差配し、訴訟の吟味や内済にあたるなど、村の単位を越える仕事を行っている。現在の通説的理解によれば、このように割庄屋が郡役所と各村の間において中間支配的な機構を確立してきたのは、18世紀の中葉から後半(宝暦・天明期)であるとされている⁴⁾。

「月令録」に示されている割庄屋の文書提出という職務も、この時期に明確化されてきたものと推察される。というのも、この点に関して、注目すべき触書が安永8年(1779)5月に世羅・三谿郡で出されているからである。こ

4) 『広島県史』近世2(昭和59年), 56, 57頁

の触書は「郡中諸願御格式」と題される比較的長いものである⁵⁾。その冒頭で述べられているところによれば、郡内各村から差し出される諸願の類は、差し出し方が「区々」であり、村から割庄屋へ差し出してそこから郡役所へ取り次ぐべきものを直に郡役所に差し出したり、逆に、村方より直に郡役所へ差し出してよいものを割庄屋に取り次いだりしている、という。ここから知られるのは、この安永8年(1779)時点で、すでに各種差出類のうちに、割庄屋が関与すべきものとそうではないものの区別が存在したことである。「郡中諸願御格式」は、その区別に乱れがあることを指摘した上で、現状を整理して各種文書類の差し出し方を改めて申し渡している。

たとえば、割庄屋へ差し出すべき文書については、次のように述べている。

- 一年中他国出帰・唐物抜荷改之事
- 一春定合力米之事
- 一春方地祭り准し祈禱願之事
- 一一名見願之事
- 一猪鹿追払願之事
- 一免割・夫割・欠算用之事
- 一三谿郡仮橋願之事
- 一御小人賄札之事
- 一春方薪願之事
- 一植付註進之事

右例年凡一統二願出候分并其例二不限、一統願候類八割庄屋共方へ差出、夫々文段麁抹無之相しらへ奥書仕、只今迄之通差出可申候

ここに掲げられたものも含め、「例年凡一統二願出」、つまり郡内各村が毎年提出する文書類は、これまでどおり割庄屋を通して郡役所に差し出すべきものとされている。「郡中諸願御格式」は、上記に引用した部分に引き続いて、庄屋が割庄屋を通さず直に郡役所に差し出すべきものを列挙しているが、それは焼山・焼家の注進など、事がある時に当該村のみが提出すればよいものであった。

ここで注意したいのは、「他国出帰」「唐物抜荷改」「猪鹿追払願」「免割・夫割・欠算用」「御小人賄札」「植付註進」など、「月令禄」と共通する文書が見えていることである。少なくともこれらの文書については、割庄屋が郡役

5) 『広島県史』近世資料編Ⅲ(昭和48年), 809号

所に提出するという規則が、この時期には(あるいはこの時期までには)定められていたことが窺える。

ただ、ここに見える文書の種類は「月令禄」に比べるとだいぶ少なく、また、「月令禄」に見えないものも掲げられている。これは、地域(郡)の違いと、時期の違いによるものであろう。また、「其例二不限」とあるように、ここに掲げるのがあくまでも例示であったことと関係があるのかもしれない。

もうひとつ注意したいのは、割庄屋のこういった役目、さらに言えば、割庄屋を通す・通さないという提出文書の区別は、ここで初めて登場した訳ではなく、これ以前から何らかの規則か慣習に基づいて文書類の提出が行われていたことである(「郡中諸願御格式」は、その現状が乱れていることを指摘しているのである)。

おそらく、各種文書類の提出という割庄屋の役目およびその規則は、ある時期一斉に定められたというよりも、文書ごとに個別に積み上げられてきたと考えるべきものであろう。天保14年(1843)に至り、「月令録」に示されることになった47種類の文書も、その積み上げの結果であるとは見なくてはならない。

「月令禄」が掲げる47種類の文書について、それを作成して(あるいは取りまとめて)郡役所に差し出すという割庄屋の職務が、それぞれいつ頃から現れたのか、どのように変遷したのかを知る方法は不十分ながらいくつかある。

ひとつには、文書の提出を命ずる触書類によって直接知りうる場合である。ただし、このような都合のいい触書はあまり確認することができない。

二番目には、割庄屋が作成する諸書付控、つまり割庄屋から郡役所へ提出された書類の控から知る方法がある。ただし、諸書付控にすべての提出書類の控が記録されているとは限らない(つまり、これに見えないからといって存在しない訳ではない)ので、いつから始まったのかを確定する直接証拠にはならない。

三番目は、庄屋が作成した諸書付控を手がかりとし、庄屋が差し出す書類の中で、宛先が割庄屋となっているものから知る方法である。尤も、後述するように、宛先が割庄屋でなく郡御役所と書かれている文書でも、実際には割庄屋に提出され、そこで取りまとめられてから郡役所に差し出されるものもある。つまり、形式上の宛先をもって、割庄屋がその文書の提出に不関与であった証拠とすることはできない。

四番目は、割庄屋が作成した文書目録を手がかりにする方法である。割庄屋の交替時や、藩からの命で文書目録が作成されることがあり、これに文書名や年代が書かれていれば、少なくとも、割庄屋の手元で作成・取りまとめが行われたことが知られる。

最後に、割庄屋が差し出した文書の控そのものがある。これの残存は偶然によるところが大きいだが、割庄屋の文書処理について直接かつ具体的に知りうる手がかりとなる。

「月令録」に掲げられたすべての文書について検討することは不可能なので、以下、いくつかについて現時点での所見を記しておきたい。

孝子存生名替有無注進

「月令録」では毎年2月5日までに提出すべきとされているが、これは天保13年(1842)11月、つまり「月令録」が作成される直前に次のような触書⁶⁾が出されたのを受けたものであろう。

態申遣ス

孝子奇特人死失有之候へ八其段村役人共方早速注進申出候義八是迄迎も致延引其義八無之候へ共、来卯年方八年々定通二月五日限存生之者名前寄せ書付并名替り等有之候へ八其段も申出死失之節八度毎早速注進有之様組合村々へ可申聞者也

寅十一月 賀茂郡御役所

割庄屋連名

これ以前における、孝子奇特人存生の注進は、竹内家文書による限り一件のみ確認できる。同年(天保13年)5月に高屋組割庄屋竹内亮平が差し出した「忠孝奇特人当時存生之もの相約申上書付」である⁷⁾。これは、同年5月20日の触書で「来ル廿五日迄二」差し出すよう命じられたのを受けたものであり⁸⁾、亮平の書付にも「来ル廿五日迄有無共可申上旨被仰付奉畏候」とあって、必ずしも毎年決まった時期に提出する書類という実態は見られないようである。

6) 天保13年「御紙面類写」(竹内家文書 198801/32)

7) 天保13年「高屋組用諸扣」(竹内家文書 198801/126)

8) 前注6に同じ。

それから半年後の11月には、上記のように毎年2月5日までの提出を定められており、実際、翌天保14年(1843)からの竹内亮平(高屋組割庄屋)の差出控によれば、正月または2月に割庄屋から郡役所に宛てて差し出されているのが(少なくとも弘化3年(1846)までは)確認できる。

この時期に毎年注進させるようになった事情は詳らかではないが、『芸備孝義伝』第三編が天保14年(1843)に、拾遺がその翌年に上梓されるなど、天保末年は、寛政年間より続いてきた『芸備孝義伝』の編纂に区切りがついた時期であったことと関係があるのかもしれない。

免割辻寄帳

天保13年(1842)12月に次のような触書⁹⁾が出されており、「月令録」の規定もこれを踏襲している。

態申遣入

村々免割帖兼而二月中二者差出可申之所近年菟角差出し方及延引見し
らへ方甚差問候条、明年¹⁰⁾者必二月中二取約メ差出候様組合村々手厚
可申聞もの也

(中略)

寅極月 賀茂郡御役所

割庄屋七人

同々格壱人

割庄屋が2月に提出する免割辻寄帳というのは、前年の負担総額を組単位で取りまとめ、さらにそれを前々年と比較して増減を記したもので、たとえば、少し時代は下るが、嘉永6年(1853)5月に竹内亮左衛門(志和組割庄屋)から郡役所に差し出された「賀茂郡志和組御免割夫割亥子増減辻寄帖」¹⁰⁾が、その実例であろう。これと同種と思われる文書は、文化10年(1813)に作成された各組の割庄屋所持文書目録¹¹⁾にも「御免割辻寄増減差引帖」等の名で見えている¹²⁾。この文書目録によれば、組によってその所持する免割辻寄の年代に違いはあるが、古いところでは寛政初年からの文書が保存されてお

9) 前注6に同じ。

10) 竹内家文書 198801/1028/1

11) 「〔七組諸帳面書抜帖外綴〕」(竹内家文書 198801/2995)

12) 文化10年にこのような目録が作成されたのは、その前年に出された命令によるものである。西村 晃「広島藩における村方文書の管理規定とその実態」(「広島県立文書館研究紀要」第4号、平成9年)を参照のこと。

り、組ごとの免割辻寄の作成・差出という割庄屋の役割はかなり古くから続いていたことが知られる。

辻寄を作成するために、割庄屋は組内各村の庄屋から免割帳類の提出を受けており、たとえば吉川村庄屋の諸書付控(差出控)の一部に、その記述を見出すことができる。享和から文化初年にかけての吉川村諸書付控には、割庄屋に宛てて前年と前々年の免割帳類を差し出した旨が記録されている。その差出時期は年によって異なるが(早くは正月、遅い年には4月)、多くは3月頃に提出されていたようである。

このように(また、天保13年(1842)12月の触書が述べるように)、「月令録」が記す2月という提出期限は実際には遅れがちだったようである。この実情は後に追認されたらしく、「月令録」には「此分当時三四月頃二而も不苦」と貼紙がされ、右に触れた嘉永6年(1853)の志和組辻寄に至っては5月の提出であった。

甘蔗作砂糖製候者有無辻寄書付

広島藩領で甘蔗(砂糖きび)が広まるのは寛政末年以降であるとされている¹³⁾。領内各村から甘蔗作高等を注進させることは、文政2年(1819)から始まったらしい。同年正月、高屋組割庄屋六郎兵衛は次のような書付を差し出している¹⁴⁾。

甘蔗製作之者御尋二付組合村々相約候趣申上書

覚

賀茂郡高屋組

一甘蔗植付高砂糖之製高等之儀、従公儀被仰出候御趣二付当組合村々ニおゐて甘蔗製作之もの有之候ハ、三ヶ年分委細書認申上候様御尋之趣奉畏候、則村々相約候処当組合ニおゐてハ甘蔗製作仕候もの一向無御座段村々方申出候二付此段辻書付を以奉申上候、以上

卯正月廿三日

割庄屋六郎兵衛

賀茂郡御役所

この後、文政4年(1821)8月、郡役所から割庄屋に甘蔗作・砂糖製作について注進するよう再び命令があり¹⁵⁾、さらに、翌文政5年(1822)閏正月には

13) 『広島県史』近世2(昭和59年)、397頁

14) 文政2年「郡用組用諸書附扣」(竹内家文書 198801/66)

15) 文政4年「御触書順達扣」(竹内家文書 198801/12)

次のような触書¹⁶⁾が出され、以後、毎年2月中に注進すべきこととされた。

態申遣入

村々之内砂糖製甘蔗作等いたし候者も有之哉之趣去秋も申遣候処、右等製作いたし候者無之趣二申出候得共尚相しらへ来月中有無共辻書付ニノ可差出候、右之趣八年々定例ニ相心得二月中二者必有無共可申出者也

午閏正月 賀茂郡御役所 割庄屋

七人当テ

実際、割庄屋の諸書付控を見ると、文政5年(1822)以降、毎年正月か2月に注進しているのが確認でき、「月令録」の規定もこれを踏襲したことがわかる。賀茂郡では甘蔗は「当郡二八作方いたし候者無之」と言われていたが¹⁷⁾、この注進規定は幕末まで生きていたらしい。竹内家文書には嘉永以降の「諸書類差上通」という文書が残されており、遅くとも文久4年(1864)までは割庄屋が甘蔗作高等の注進を行っていたことが確認できる。

この「諸書類差上通」と名づけられた文書は、割庄屋が郡役所に書類を提出する際に添えられて差出と受取の確認に使われた通帳(かよいちょう)である。日付と差し出した文書の題目・点数が記録されており、割庄屋の一年間の文書事務全体を俯瞰することができる。

諸産物増欠改

竹内家文書には、寛政7年(1795)の諸産物帳¹⁸⁾が残されており、その末尾には次のようにある。

安永九年子五月諸産物御しらへ帖面先之庄屋松右衛門役中上り候処、今度御草案を以年寄り役仁方村多三郎殿へ被仰付、右之通当村産物書附割庄屋阿賀村兵右衛門殿江差出し申候扣悉如前 郡中江御廻し被成候按紙写し置候間紛失いたし不申様念入取置永々右ニ准し之儀有之時見合候事

寛政7年以前、安永9年(1780)5月にも諸産物しらべ帳が提出されたことが知られる。寛政7年までの約15年間に、村役人が産物の増減に関して注

16) 文政5年「順達扣帖」(竹内家文書 198801/13)

17) 文政4年「御触書順達扣」(前注に同じ)

18) 「賀茂郡吉川村諸産物申上候書附控」(竹内家文書 198801/4913)

進を行った例はひとつ確認できる。寛政5年(1793)12月14日に吉川村の庄屋・組頭が諸産物に増減なき旨を割庄屋に報告しているのがそれである¹⁹⁾。ただし、寛政7年以前では、他に同様の例が見られず、これが毎年のものであったか否かは明らかでない。

産物の増減が毎年注進されるようになったのが確実に判明するのは、寛政7年(1795)の産物改め以降のことであり、次に掲げる史料がそのことを直接述べている²⁰⁾。

産物方御改之儀者寛政七卯九月村々方出候帖面此後之根帖二相成候二付、後来右卯九月改帖面之品物目宛テニして毎歳増減を有無申上候事二候間、右卯九月帖面ひかへ等歳改之刻者御見合之上別紙案紙之趣二順し書付御認毎歳十月二御出し可被成候、此廻文別紙案紙共ニ永代御見失ひ無御座様産物帖へ被入御念御写し添置被成可然候
一別紙案紙之通被順セ書付御認当月十七日迄阿賀村へ御出し可被成之御廻文早々御送り詰方阿賀村御戻し可被成候
辰十月 割庄屋阿賀村
兵右衛門

(後略)

これによると、この後、各村は寛政7年の帳面を「根帖」にして、産物の増減を毎年10月に差し出すこととなった。なおかつ、その差出先は割庄屋(文面では阿賀村)と指示された。

この文書は寛政8年(1796)のものらしいが、吉川村庄屋の諸書付控を見ると、産物増減の注進は寛政7年末から始まっており、以後、概ね毎年11月から12月に庄屋から文書が差し出されていたのを確認できる。その宛先を見ると、はじめのうちは郡御役所が多いが、文化6年(1809)頃からは大部分が割庄屋宛てとなっている。これは途中から提出先が変わったというわけではなく、上に引用した割庄屋兵右衛門の順達状が述べているように、はじめから割庄屋に提出されるのが普通だったらしい。実際、文化2年(1805)の例²¹⁾では、宛先が郡御役所でありながら、「国近村へ出ス」という注記があって、当

19) 寛政4・5年「諸書附扣帳」(竹内家文書 198801/137)

20) (寛政8年カ)10月「〔寛政七年産物方帳面改方のこと順達断簡〕」(竹内家文書 198801/3842/3)

21) 文化3～5年「諸書附控」(竹内家文書 198801/144)

時吉川村の属する下西条組の割庄屋であった国近村の惣右衛門のところへ差し出していたことが知られる。これは他の年に見える郡御役所宛てのものについても同様であろう。「月令録」の規定は、このような寛政7年以降の実情をそのまま反映したものであろう(ただし、11月25日という提出期限は必ずしも守られているとは言えない)。

獵師鉄砲辻寄書付

幕府の鉄砲改めが全国に拡大されたのを受けて、元禄元年(1688)、広島藩でも領内の鉄砲改めが命ぜられた²²⁾。このときの書付によれば、郡中村々にある鉄砲の挺数・持主・玉の刃を注進すべしとされ、以後は一年おきに改めることが申し付けられている。

後に鉄砲改めは毎年行われることになったが、それがいつからのことなのかは明らかでない。遅くとも、吉川村庄屋の諸書付控によって、その残存する最も古いところから(寛政4年(1792)以降)、毎年注進が行われているのを確認できる。また、その宛先は幕末に至るまですべて郡御役所とされている。しかし、文化6年(1809)の鉄砲改めの書付控²³⁾を見ると、「かも郡御役所」という宛先の下に「此書付八割庄屋万右衛門殿方二而辻寄帖面二而上ル」と注記されており、産物増減改めと同じく、鉄砲改めも割庄屋のもとで各村からの注進が取りまとめられて郡役所に差し出されていたことを知りうる。

一方、割庄屋が残した諸書付控では、はじめのうち鉄砲改めの注進は見えず、天保11年(1840)のものから現れ始める。しかし、この時期に鉄砲改めに関する割庄屋の役目に変化があったことは確認できず、実際、上に述べたとおり、これ以前から割庄屋は組内の村庄屋から集めた書付を辻寄にして郡役所に差し出していた。それがいつまで遡り得るかはわからないが、たとえば、明和2年(1765)に吉川村で鉄砲持主の名義替えが行われた時の、庄屋・組頭から郡役所あての書付²⁴⁾に「割庄屋元へ出ス上ルひかへ」と注記がある。また、寛延4年(1751)の名義替えの際も、割庄屋が郡の役人へ取り次ぐ者の一人として見えているので²⁵⁾、鉄砲改めをめぐる「文書処理事務」への

22) 元禄元年「鉄砲改めにつき書付」(『広島県史』近世資料編IV(昭和50年),209号)

23) 文化6年12月「当村鉄砲持主御改二付申上ル書付」(竹内家文書 198801/3899の付属文書)

24) 西(明和2年)「覚(吉川村鉄砲持主跡替)」(前注に同じ)

25) 寛延4年8月「[甚四郎死去後獵師渡世願]」(前注に同じ)

割庄屋の関与はかなり遡ることができるであろう。

むすび

本文でも若干触れた「諸書類差上通」によれば、嘉永以降の割庄屋は年間に2～300点の書類を郡役所に差し出している。このほかに、郡役所や管内の村庄屋や同輩の割庄屋から受け取る文書も日常的にあるわけで、幕末期における割庄屋の仕事の大半は文書の処理であったとさえ言える²⁶⁾。しかし、このような実態（さらには制度）が作られてきた過程については、まだ不分明な部分が多い。

正徳の藩政改革でそれまでの大庄屋（大割庄屋）が一時廃止されるなど、割庄屋の職務は村庄屋のそれと比べると時期的な変化が大きいように見える。実際、割庄屋と各種のルーチン的な差出文書との関わりを窺うことができるのは、せいぜい18世紀後半までであって、それよりも遡って確かめることはなかなか困難である。竹内家文書について言えば、現に文書が残存していないというだけでなく、文書が存在していたのかどうかもはっきりとは分からない。割庄屋がルーチンワークとして差し出すべき文書については、個別に解明すべき余地がまだ多いと考える。

（ながさわ ひろし 主任研究員）

26) 拙稿「広島藩の割庄屋と『文書行政』」(広島県立文書館だより25号,平成17年)

残された村の記録 広島県深安郡山野村役場文書の保存とその背景

数野 文明

【要旨】 大量の役場文書が民間団体により残されてきた理由は何か。

地域住民が村の記録に誇りを持ち、主体的な保存の意思を背景に民間団体を設立し、保存の受皿をつくり、自治体を動かした結果である。同時に歴史的にその地域に記録を大切にする風土が大正期末の山野村郷土保存会の活動等により生み出され、記録を守る人材を育ててきたこともその要因の一つである。その人材の意思が多く地域の有力者やリーダー層を動かし地域住民の協力を引き出したのである。

また役場文書については大正期以降のルーズな文書管理、戦後の膨大な記録の残存、敗戦直後の文書焼却の不徹底さによりその大量の文書群が形成された。そうした地域の記録保存の歴史的風土や文書群の伝存経過を解明し、旧町村役場文書という現在の記録を残すための一事例を提供する。

はじめに

当館所蔵の広島県深安郡山野村役場文書¹⁾は、文書数量8,060点という県内随一の役場文書群である。平成8年(1996)9月、民間の任意団体である山野郷土資料保存会²⁾により当館に寄託された。この役場文書群は民間団体が主体的に保存してきた点が他の事例とは異なる特徴である。どのようにして山野村の人々により残され、そして、どのような管理の過程を経て引継がれてきたのか。この問いへの回答は当該文書群整理に不可欠な伝来情報である

1) 文書群番号199607、平成19年2月末時点での修正数量8,060点(3,396冊、4,099綴、56括、105袋、20包、260通、77枚、8点、2箱、35纏、1折、1本)、目録データ数10,729件。年代は元禄13年(1700)から昭和50年(1975)まで。

2) 昭和45年(1970)4月19日発足。山野町内有志が会員。山野郷土資料保存会の判断により、「保存資料は多湿のため」劣化が激しく「現施設での保管には限界があり」保存会設立の目的に鑑みて広島県立文書館に寄託された。同会については後述する。

とともに，地域住民が主体的に記録³⁾を残すことについて，有力な一事例を提供することにもなろう。出来るだけ正確に記述を進めたい。

平成の大合併がほぼ終焉した今，旧町村役場文書の保存は予断を許さない状況にある⁴⁾。しかし，地方行政体・地域住民等においてその状況は喫緊の課題とはなりえていない。現代の課題として役場文書の保存に取組むためには，現実的な保存方法や手段を過去の保存事例から十分に検討してい必要がある。

さて，本稿は二つの目的に沿って記述する。一つは，山野村役場文書を主な素材に，その保存を実現した地域住民の活動について，その経緯や歴史的背景を考察し，なぜ残されたのかという問いに答えることである。もう一つは，文書群の伝存過程を明らかにするために，とくに市制町村制以降の当該文書群の引継と管理について考察することである。

当該文書群について，すでに安藤福平氏が当館に寄託されるまでの経緯や保存の意義について紹介し⁵⁾，また，文書群の構造と戸長役場時代までの引継と管理の実態について，西村 晃氏が考察を加えている⁶⁾。

本稿では以上の成果をふまえ，当該文書群伝来の背景を考察し文書管理の実相を明らかにすることを目指したい。最終的には当館の山野村役場文書目録作成のための基礎的情報として位置付け，利用者の便に供したい。

なお，本稿は，平成18年度収蔵文書展「残された村の記録 広島県深安郡山野村役場文書」(期間平成19年3月12日から5月19日まで)を準備する過程で得た知見をもとにしている。

3) 記録は組織体の生み出す文書群であり，現用性をもつ組織文書の意味で用いられるが，本稿では記録の語を，記録資料(アーカイブズ)とほぼ同義で用いているので了解されたい。

4) 広島県と県内市町及び関係機関で組織する広島県市町公文書等保存活用連絡協議会での取組等もあり，県内の多くの市町で「取り敢えずの廃棄凍結による役場文書保存」がなされている。

5) 安藤福平「史料探訪 山野村役場文書」(「広島県立文書館だより」第7号，平成8年)，同「市町村合併と公文書保存」(『広島県立文書館紀要』第7号，平成15年)。昭和の市町村合併時に県内でも旧役場文書の多くが廃棄され散逸する中，山野村は「文書が大切に守られてきた」地域であり，地元住民による収蔵庫の建設や歴史研究者の助言，県史編さん室員や学生のボランティアによる文書整理の応援による目録刊行などがなされ，「歴史研究者のボランティアと地元有志の協働」の成果として文書が保存されたとする。

6) 西村 晃「広島県深安郡山野村役場文書の引継と管理について 庄屋文書と戸長役場文書を中心に」(『広島県立文書館紀要』第7号，平成15年)

1 山野村役場文書の伝来

1-1 山野村の概要

山野村及び役場文書の概要について，必要な範囲で以下に説明を加えておく（詳細は注6 西村論文の文書群概要を参照）。

山野村は県内東部福山市の最北端に位置し，東は岡山県に，北西は神石郡に接する。村は標高500m前後の山地に囲まれた盆地にあり，耕地は狭小で畑勝ちであり，炭焼きなどの林業を主要な産業とした。陸上交通は岡山に通じて福山方面に便が悪く，明治30年代に南の加茂村に初めて里道が通じた。ただし勾配がきつく途中七曲峠という難所があり戦後七曲隧道が通じて初めて通行が易くなった。

村中央には山野川が流れ，支流とともに美しい山野峡を作る。また旧蹟といわれる神社や城跡，墳墓が村内に多く存在し，戦前期は国名勝地指定運動が起きた。

村の管轄は複雑に変遷した。江戸期は水野時代に福山藩領，水野改易後は天領となり，のち福山に入封した阿部氏が嘉永3年(1850)1万石の加増を受けた時に福山藩に復帰する。明治以降は廃藩置県時に福山県となりその後，深津・小田・岡山県と変遷し，明治9年(1876)4月に備後6郡が移管され広島県の管轄となった。その後町村制施行前の明治22年(1889)3月，山野・矢川両村は合併して安那郡山野村となり，明治31年(1898)10月安那・深津両郡の合併以後は深安郡山野村となった。

同村は市制町村制で規定されていた区制を採用し，山野区・矢川区を設置し各区の財産を認めて区会を設置した。また各小字には組長を置き，行政の補助機関とした。

同村は戦後昭和30年(1955)まで一村として存続し，同年加茂・広瀬両村と合併して加茂町となった。昭和50年(1975)に加茂町が福山市に合併し，現在は福山市山野町山野・矢川となっている。

1-2 山野村役場文書の保存

1-2-a 山野郷土資料保存会の設立

これまで文書群伝来の経緯については、すでに注5 安藤論文等で紹介されている。ここではより詳しい伝来過程を究明したい。

まず、昭和47年(1972)4月に刊行された『山野郷土資料館収蔵目録』に記載された「目録趣意書」と思われる内容を記しておく。昭和46年(1971)9月時点の記述と推測される。

旧山野村役場の明治維新以来の古文書を保存しようという話は、昭和の中ごろから故水田喬一氏などによって唱えられ、その後何回となく繰り返されていましたが、収蔵庫を造る経費のことで行き詰まり、ただ話に終わっていたものであります。その後十数年前のこと、ある事件の調査で広島大学教授後藤陽一先生が来訪されて、旧役場内の古文書を閲覧され、ここには明治維新前後からの貴重な文献が保存されてある、県下でこんな村は少ない、大切に保存しておくようにとの忠言がありました。そのときまたまたこの話が話題には上がりましたが、経費の点で実現には至りませんでした。ところがある会合でまたこの話が再燃したので、今度は話だけに終わらせないで必ず実現しようと、鳩首協議を重ねました。独立した保管庫は経費の点でむずかしいが、山野農事センターにあまり使用しないブロック造りの小室が二室ある、これを改造して保管庫にすればよいではないかと、議が一決した。三つの窓はブロックで閉じ、入口は耐火扉一カ所にして、盗難火災から守り、中にはスチール製の書架を設ければよい、経費は旧村内から寄付を仰ぐことにしようと話がまとまり、早速村内有志の寄付を依頼し、一方小室二室を改造いたしました。

整理に当たっては、旧役場から古文書全部を取り出して、山野農事センターに運ぶ。ここに幸い、昨年七月末(注=昭和45年7月28日)広島県史編さん室の土井作治先生ほかに大学生を交えて七名来村、四日間にわたって整理にあたってくださった。山と積まれた古文書をいちいち種目別、年代別に分類、保存上可否の別をつけて書箱におさめ、第一室(西室)の書架へおさめていただいた。これは私共に整理の方針と仕方について大きな示唆を与えていただいて、大変助かったことを深く感謝いたしております。

つづいて、未整理のものを第二室(東室)におさめ、その後数千冊に及ぶ文献を分類収録してここに印刷に付し、頒布する次第であります。この資料は、数百年來祖先の歩んできた足跡をそのまま残すもので、貴重な資料であると同時に、明治初年以來の他町村では保存されていない文献でわが村の誇りでもあり、将来これを子孫に伝えてわが郷土を愛慕する糧としていただきたいものであります。

終わりに、この郷土資料館に多額の寄付をいただいた故水田喬一氏をはじめ、福山市長立石定夫氏、在神戸医博藤井良郎氏、村内の三百二十余名の有志の方々に謹んで謝意を表するものであります。

設立発起人(アイウエオ順)

池田勝祐 池田圭蔵 江草正希 笠原武男 島谷真三 藤井康雄
三木恭三 三宅治郎 室宗遠 渡辺秀哲⁷⁾

ある会合とは昭和44年(1969)年11月17日夜のある人物の叙勲祝賀会をさす。そこに発起人のうち8名が集会し、故水田喬一が提唱していた保管庫設立までの懸案事項が一気に決まったのである。翌45年(1970)1月10日には第1回の協議会が開かれ、1 山野郷土資料保存会の設立、2 資料館の建設、3 保存会会員募集による会費捻出が決められ、1月25日には山野農事センターで創立準備会が開かれた。発起者10名の他、50人が集まった。そこで正式に山野農事センターを改造して収蔵庫を建設すること、水田喬一氏の遺志であることを確認すること、山野郷土資料保存会を設立することが正式に了承された。その後町内会長を通じて各戸に寄付が求められ、4月4日から工事が開始された。そして4月19日には設立委員及び一般参加者30人により山野郷土資料保存会設立総会が開催され、正式に同会が発足し会則が決定された。同会は加茂町役場山野支所内に置かれ、会の目的は「本会は山野地区内の重要な文化財を保存して、郷土の変遷をたずね、先人の努力と功績を偲び、併せて郷土愛の精神を涵養する(会則第三条)」こととされた。またそ

7) 池田勝祐は元軍医で山野町内の開業医師。池田圭蔵は戦前期水田村長のもとで助役を、戦後も世良・島谷村長のもとで助役を務めた。江草正希・笠原武男・藤井康雄は山野村他二村合併後の加茂町会議員で、藤井は福山市への合併時に議長を務めた。三木恭三は山野村農協元組合長でのち加茂町農協専務、広島県信用連合会理事などを務めた。三宅治郎は戦前期の将校で敗戦後帰郷し山野村農協組合長を務めた。室宗遠は福泉寺の住職で長く民生委員として奉仕活動に従事した。渡辺秀哲は山野町矢川の正明寺住職で後加茂町会議員副議長を務めた。島谷真三は後に詳しく述べるが、最後の山野村長であり、加茂町助役、同保存会初代会長を務めた人物である。

のために「郷土資料館を設置して，山野地区の文化財を収集し，火災より守り，且つ散逸しないよう保管する（第四条）」ことが同会の事業とされた。また，寄付者は一年間同会会員として登録された。

すでに5月2日には工事が完了し（金庫代及び工費合計326,364円），5月5日には見取り検査が行われた。同日役員が決定され，会長に島谷真三，副会長に池田圭蔵，室宗遠が就いた。同月12日から文書の整理が開始され，翌6月12日には県史編さん室の土井作治が来村し古文書分類の方法を指導し翌月大学生を連れて整理させることが約束された。その時までに段ボールの形状を決定し150箱（1個85円）が購入された。そして7月28日に県史編さん室から土井作治・宇吹暁が，広島大学大学院生鈴木幸夫，同大学生藤本清二郎・錦織勤・角重始，山口大学学生三宅紹宣を連れ，来村した。文書整理ボランティアは4日間続けて行われ，アルバイトの学生4人が別に雇われた。

一方で民間の任意団体である山野郷土資料保存会が役場文書を所蔵する方法が検討され，同年6月25日加茂町長との交渉が持たれた。そこで「山野支所の古文書は，町は廃棄処分にして町教育委員会へ引き渡し，町教委は山野郷土資料保存会へ譲渡しこれを管理する」ことが原案とされ，町長検討事項とされた。7月6日には故水田喬一氏の資料館建設資金として保管していた金100万円を藤井康雄氏が持参し，同保存会へ20万円を匿名で寄付し，残金80万円を同保存会基金としての定期預金とした。証書は会長の島谷真三が保管することになった。

その後同年10月には段ボール箱への整理と収蔵庫への収納が進められ，同月22日には福山市立図書館とホルマリン消毒の打ち合わせが行われ，県史編さん室への問合せによりナフタリンによる防虫が行われた。

同年11月6日の役員会で目録の印刷配布が決定され，12月にかけて目録浄書が行われた。翌46年（1971）4月には県史編さん室の「山野史料目録」が借用されこれと照合させて誤りが訂正され，寄付者326名の芳名録が浄書されて9月に印刷へと付された。そして翌47年6月に目録が刷り上がった。その後収蔵庫（山野農事センター）の使用契約が所蔵団体の福山加茂農業協同組合との間で連年更新され平成8年（1996）9月まで保存されたのである。

以上の内容は現山野郷土資料保存会が保管する「山野郷土資料保存会諸記録会計簿」による。同文書は山野郷土資料保存会の所蔵する組織文書であり，昭和44年11月17日夜の会合から平成5年（1993）に至るまでの記録であ

る。そこには組織の設立から目録刊行にいたる細かな動静が記録され、役員会・総会の決定事項、会計報告、会報等の資料が綴られている。これによれば、僅か2年半の間に、山野村役場文書の収蔵庫建設、それを所蔵する受皿としての任意団体の設立、加茂町長との交渉による役場文書の廃棄処分と同保存会への譲渡、県史編さん室との協働による文書整理と目録化及び保存方法の決定、そして目録の刊行と配布までが行われている。

この経過には、地域住民が地元の役場文書を自ら保存管理していく道筋と方法が示されている。つまり、①保存対象の受皿作成(任意団体結成)②役場文書の廃棄と譲渡(管理主体の変更)③収蔵場所と資金の確保(不活性施設の改装利用と住民寄付の要請)④歴史資料の専門家による整理・目録化の援助(専門家のボランティア要請)⑤地域住民への協力要請と還元(寄付者の会員化と会報・目録頒布)⑥保管庫推進者の強い意志と基金の存在、という個々の要素を確実に積み上げた結果である。地域の有力者や住民のリーダー層による主体的な保存活動であったことが多くの住民の理解に道を開いたと考えられる。

しかし、この民間の任意団体である山野郷土資料保存会による役場文書の保存の背景にはいくらかの気になることがある。それは保存団体の発起者自ら記すところの、役場文書保存への遺志を多くの者に伝え、多額の寄付も行っていった故水田喬一の存在と山野村役場文書中に発見される戦前期に存在した山野村郷土保存会という任意団体のことである。山野郷土資料保存会は突然生まれたのではなく、その系譜を遡りうる前団体があったということである。先の「目録趣意書」にある立石定夫元福山市長は後述する戦前期山野村郷土保存会会長藤井定市の長男であり、発起人に記載された島谷真三は同会副会長であった。

1-2-b 山野村郷土保存会の設立

水田喬一の事蹟は後に触れるとして、ここでは大正14年(1925)に設立された山野村郷土保存会の活動内容や担い手の動向を明らかにしたい。任意団体ではあるが村役場を事務所としていたため幸い関係文書が役場文書の中にいくつか残されている⁸⁾。

8)「山野郷土保存会報」大正14年(1925)3927番、「保存会報発送人名簿」昭和2年(1927)3928番、「観光施設一件」昭和12年(1937)3936番、「名勝史蹟関係綴」昭和8年(1933)3929番など。

「山野村郷土保存会記録」(山野村役場文書3926番)によれば，同会は大正14年(1925)8月9日に賛同者70名を集めて創設され，創立総会が開かれた。創立趣旨は次のようである。

光輝アル日本帝国三千年ノ国史八実ニ一村一邑ノ小歴史集ッテ之レヲ構成ス，一小郷土ノ微々タル史蹟モ敢テ之レヲ輕視スヘキニ非ラサルナリ，我郷土山野村ハ渺タル一寒村ニ過キサレトモ山川ノ景色ニ富ミ名勝旧蹟亦尠ナカラス，而シテ村邑相応ニ夫々史実アリ，殊ニ我等ノ祖先カ代々居住シテ公私ノ職務ニ奮闘シ来レル感慨深キ事蹟ヲ存ス，之レヲ考フレハ一脈ノ山嶺一條ノ溪流，一字ノ祠廟，一本ノ老樹，一片ノ畦畔，其他有形無形ノ森羅万象一トシテ現在ノ吾人及ヒ将来ノ地方人士ニ対スル貴フヘキ遺訓タラサルモノナシ，然ルニ之等ノ史跡タルヤ之レヲ顧ミルナク年々滅却シ名勝古蹟ハ埋リテ世ニ出テス，部民ノ思想徒ラニ新ヲ趨テ古キヲ疎ニスルノ傾向アリ，甚憂慮スヘキ現象ニシテ史蹟ノ調査保存ノ緊要ナルコト言ヲ竣タス，若シ夫レ今ニシテ之ヲ等閑ニ付センカ貧弱ナル古文書ハ益々散逸シ旧蹟ハ破壊サレ故老ハ物故シ口碑ハ亡ビ伝説ハ失ハレ遂ニ如何トモスル能ハサルベシ，吾等感スル所アリ，茲ニ山野村郷土保存会ノ設立ヲ企テ普ク郷土ノ史蹟沿革変遷，山川，地区，文物産業，風俗習慣，先賢ノ事蹟等百般ノ史実ヲ調査考覈シ古キヲ温ネテ新キヲ知り専ラ愛郷ノ念ヲ養ヒ各發奮興起シテ郷土ノ光華ヲ發揮セシメ因テ以テ其振興ヲ期セントス，愛郷ノ有志多数諸賢ノ賛同アラシクコトヲ庶幾フ

大正十四年七月

山野村郷土保存会發起人

会の目的は「山野村ノ史実ヲシテ愛郷ノ精神ヲ涵養シ郷土ノ保存及ヒ其振興ヲ図ル(会則第三条)」こととし，実行すべき事業として「一，郷土ノ沿革変遷及現勢ヲ調査研究スルコト」「二，郷土ノ史料ヲ蒐集スルコト」「三，名勝旧蹟ノ調査保存及ヒ宣伝ヲ為スコト」「四，山野村郷土誌ヲ編纂スルコト」「五，先賢功労者ノ偉徳ヲ顕彰スルコト」「六，孝子節婦其外篤行者ヲ表彰スルコト」「七，無縁ノ亡霊ノ為メ祭祀ヲ行フコト」「八，名士ヲ聘シテ講演会ヲ開キ或ハ集会ヲ催シテ会員ノ意見ヲ交換スルコト」「九，毎年一回以上会報ヲ発行スルコト」の9項目を掲げている。

会長は山野村出身で福山市在住の弁護士藤井定市，副会長は藤井の親友島谷真三と村長の菅田賢一，幹事は水田喬一のほか今井序助(助役)，斉藤信造(殿川小学校教頭)，藤井高一(役場書記)が就いた。そのうち藤井，島谷，菅田，

水田の四人が率先発起した⁹⁾。

会長の藤井は山野村殿川小学校を卒業後、牛飼いや家事手伝いをしながら苦学し、小学校訓導や備中の人佐藤義道判事に夜間学んで法律学等を修め、後検事となり、民権擁護のため福山で弁護士に転じた。のち福山のデモクラシー運動を担った市民運動団体「福山民声会」会長に就き、市議員としても活躍した人物である。

その藤井がなぜ郷土保存活動へと向かったのか。

昭和5年(1930)3月、備後郷土史会の会誌『備後史談』第6巻第3号に、藤井が山野村郷土保存会の5年間の活動実績と設立理由を書いている。以下紹介してみよう。

藤井は大正14年1月頃、備後郷土史会発刊の辞及び趣意書の「山間の谿流集て滔々たる大川となり、一村一邑の小歴史集て浩瀚なる国史は構成せらる、一小郷土の微々たる一木一石の末迄も、国魂宿り国風繋がる」との言葉や、「一国民の根本思想は各郷土の歴史に淵源する所尠なからされは、吾人は先づ吾人の揺籃地にして且つ生活の舞台たる小郷土に立脚し、史的趣味の普及と愛郷の念慮を培養」せよ、との文言に感銘し、直ちに入会した。そしてその精神を郷里で受け継ぐため山野村郷土保存会を設立したという。先の趣意書は備後郷土史会の精神をそのまま引き継ぐものだったのである。

藤井は5年間行った事業として、1 郷土史講演会、2 古物展覧会(古文書等の展覧)、3 先賢追悼会、4 史蹟名勝保存(沿革変遷の建札)、5 郷土宣伝(名勝地投票参加と絵葉書)、6 会報発行、7 村誌編纂、8 先輩帰郷歓迎を挙げた。

その成績として、史蹟公有物の愛護や敬神崇祖の念の向上、古文書古器物記念品の保存などを挙げ、その中で古文書等の保存では、従来多く軽視して屏風等の下張り用だったものが、今や史実由来を知るものとして極めて重視するに至ったと報告している。

備後郷土史会は大正12年(1923)、得能正通や浜本鶴寛らにより創設された。同会は大正14年から月刊で『備後史談』を発行し、昭和19年(1944)まで継続刊行した。兩人ともに備後郷土史家の双璧として『備後史談』に論考を毎号の如く掲載した。山野村郷土保存会は史蹟調査や講演会を度々兩人に依

9) 『山野村語伝記』(世良戸城編著、山野村語伝記刊行会、昭和49年)307～309頁。この著作は藤井定市が戦前期より山野村史編纂のために書き溜めていた遺稿と世良戸城の長年の山野村に関する記述をとりまとめたものである。

頼し，それに影響されて山野村にも備後郷土史会会員が生まれた（水田喬一，世良戸城，島谷真三）。

ここで，大正15年（1926）9月7日に得能・浜本の両人が山野村を訪れ，山野村郷土保存会総会に参加したときの模様を「山野村郷土保存会記録」から記してみよう。当時の山野村郷土保存会総会の様子や，村民の郷土史への関心をうかがわせる内容である。

九月七日総会

一，九月六日午前十時廿分頃濱本鶴賓，得能正通外二人自動車ニテ山野局前着，直チニ待合セ先本会役員根本外一人同乗，其他役員有志井上校長外十数名随行，降雨ノ為メ一向光明寺ニ小憩，弁当ヲ済セ川通り頓行峙及龍頭ヲ探勝シ時々降雨アリ此行極メテ困難

一，今夜七時頃ヨリ来賓側濱本鶴賓，得能正通外三人本会側及村有志十二人橋本屋ニテ歓迎ノ小宴ヲ張ル，所感ノ和歌等ヲ交換ス

一，九月七日午後一時二十分殿川校ニ於テ大正十五年度総会ヲ開ク，会衆殿川校生徒ヲ合シ凡ソ三百人菅田副会長ヨリ開会ノ辞ヲ述べ，得能正通先生，養兔ニ関スル概念的講演，次デ濱本鶴賓先生ノ郷土歴史ニ干スル講演アリ，郷土歴史等ニ於テ趣味ナキモノト雖趣味ヲ覚ヘ為メニ前途多望ナルヲ感ズ，時正ニ五時半講演ヲ終リタルヲ以テ会議ニ移ル（下線筆者，後略）

下線部は，総会の記録を記した人物（恐らく助役藤原政一）の講演を聴取した後の自己も含めた聴衆への感想であろう。当時，得能正通は養兔事業を営んでおり，並行して郷土史研究に打ち込んでいた。

得能正通の年譜¹⁰⁾の第1巻にもこの時の山野紀行が述べられている。

1-2-c 山野村郷土保存会設立の背景

備後郷土史会と名勝地指定運動

備後郷土史会の影響を受けて山野村郷土保存会が設立されたのは前述した。ここでは，備後郷土史会の活動の歴史的背景について，触れておきた

10) 福山城鏡檜文書館所蔵。大正14年（1925）から記載された膨大な量の「得能正通年譜」第1巻から14巻までが残されている。一巻の編綴紙量が横積にして10センチ以上の量である。備後郷土史会理事として備後各地に招聘されそこで寄贈された絵葉書，写真を資料として年譜に貼付し，各地の様子も記載している。山野に来村した時の様子は「得能正通年譜」第1巻に詳しく記載されており，山野村郷土保存会が製作した猿鳴峡頓行峙，龍頭瀑，山野大橋の3枚の絵葉書が貼付されている。

い。また山野村郷土保存会の活動が山野村における名勝地指定運動とも密接に関わっており、その運動についても明らかにしておきたい。

まず、備後郷土史会設立の経緯を、発会時の中心メンバーの一人である浜本鶴寛¹¹⁾を通じて概略述べておきたい。浜本は同会設立の趣旨を書いているが、そこに現れた表現と精神は、さきに引用した山野村郷土保存会設立趣旨(45頁)にも強い影響を与えている。

浜本は沼隈郡内において盛んに行われていた青年団活動を背景に、先憂会という青年団活動の団体を村田静太郎らと結成し、その機関紙として雑誌『まこと』を刊行している。その刊行開始時期は明治44年7月であるが、月1回の刊行が大正期末にいたるまで継続する。先憂会は会則としてに三つの目的を掲げているがその一つに「郷土を研究し町村に対する趣味を養ふこと」が入れられている。その目的に沿った記事は浜本が担当し、毎号に「郷土史」を掲載している。その『まこと』第1号の「郷土史」(一)において浜本は次のように書く。

「天地は永遠である、日月は悠久である、この悠久なる日月はこの永遠なる天地に幾多の歴史を生み遺蹟を描いて已むことがない。(中略)見よ、日本の全部は殆んど古蹟名勝の集合体である、郡邑村落至るところ吾人をして感奮せしめ崇拜せしむるに足る麗蹟によって満ちてをる。吾人この地に生るゝもの宜しく速かに各郷土の歴史を研究し遺蹟を彰表し、以て神々しい史訓の教化を享けねばならぬ。凡そ人間の生存には米以上の食物が必要である、即ち歴史あって人物は出来る。(中略)此等滅し易い歴史を研究し没し易い遺蹟を彰表するのは誰れの為でもない、皆自個並びに子孫の為めである、故に吾人は母国郷土に対する敬愛の至情を以て此等の調査及び保存を計らねばならぬ。嗚呼、故郷!!沼隈!!わが懐かしき郷土が過去に於ける発展の経路は如何に、...」
(注 = 下線筆者)

ここにはすでに備後郷土史会発会の辞にある「山間の谿流集て滔々たる大川となり、一村一邑の小歴史集て浩瀚なる国史は構成せらる、一小郷土の

11) 浜本鶴寛 1883~1950 は、沼隈郡田尻村に生まれ、福山中学を経て国学院大学国史国漢部に入部、退学後小学校教員を勤め、その傍ら郷土史研究を行う。大正期には中国新聞社本社社会部長を勤め、その後福山市史編さん主任となるも、完成していた市史原稿を福山空襲で焼失する。戦後福山市文化賞受賞。関係資料は現在福山城鏡櫓文書館が所蔵。

微々たる一木一石の末迄も，国魂宿り国風繋がる」という郷土史の固有性についての思惟様式は共有されている。また郷土史を研究する意義についても，先の辞に続けて記された「先づ吾人の揺籃地にして且つ生活の舞台たる小郷土に立脚し，史的趣味の普及と愛郷の念慮を培養」せよ，との言葉との共通性が認められる。

沼隈郡の青年団事業の中にすでに郷土史編纂も名勝史蹟保存顕彰も含まれている（『備南の名勝』付録14～15頁）。例えば明治39年（1906）1月に結成された沼隈郡青年会の事業活動がそうである。

浜本鶴實はその後大正4年（1915）に『備南の名勝』を先憂会の出版部から発刊する。その前言にも，「郷土は郷民の揺籃にして且つ生活の舞台なれば，一国民の根本思想は郷土の歴史に淵源すること動すべからざる原則なり。」「我が国民の成績を構成する個々町村の小歴史小地理は，即ち国民思想の根本を作る苗床と謂はざるべからず」と記している。

こうした浜本鶴實の思想を備後の地で実践して行こうとしたのが「備後郷土史会」に他ならない。同会の理論的な柱が浜本であった。その意味で藤井定市が感銘した備後郷土史会発会の辞とはその思考の淵源を沼隈郡の青年団活動に求めることが出来る。

同時にそのもう一つの背景には，大正8年（1919）4月法律第44号として成立した「史蹟名勝天然記念物保存法」とその後の史蹟名勝保存運動の勃興や明治末期から国内で展開する史蹟天然記念物保存の動き等も考慮する必要がある。

さて次に山野村の名勝地指定運動であるが，この動きは山野村郷土保存会の活動と密接な関連を持っていた。山野村郷土保存会の島谷真三などの中心メンバーは会の正式発足前に濱本鶴實，得能正通を招き龍頭滝，猿鳴峡，原谷岩屋権現，馬乗観音，大原古墳群を案内して新聞紙上に発表，宣伝している。その後，名勝地指定運動は同保存会の活動とも重なりながら展開される。その経緯を「名勝史蹟関係綴」（昭和8年）等をもとに示すと，次のようになる。

- ・大正14年（1925）8月9日山野村郷土保存会発会，名勝地への指導標建立，絵葉書作成が決定され，昭和2年（1927）5月龍頭峡がハガキ人気投票により，全国瀑布中17位となる。
- ・昭和8年（1933）『サンデー毎日』の「日本の秘境十二秘勝」に選ばれる。

- 昭和8年2月26日から3月11日まで県立尾道高等女学校長吉野益見の詳細な調査概要が10日間中国新聞に掲載され、中国新聞から夏の安楽峡に指定される。
- 吉野益見広島県史蹟名勝天然記念物調査委員の報告を受け、文部省の調査が行われ、昭和10年10月には文部省内で指定する旨が可決されたが、国有林が多く関係省庁の同意が必要だったため告示に至らなかった。
- 昭和8年5月13日藤井定市は山野村郷土保存会会則改正案(「名勝史蹟関係綴」)を出し、同保存会の組織を、庶務部、名勝部、史蹟部、式内部、村誌部、会館部に広げ、郷土会館の建設を目指す提案を行った。山野峡の名勝地指定運動が本格的に展開されたことが組織拡大を目指した背景にある。この改正案は了承された。

この後、戦時中にも名勝地指定に向けた活動が広島県を通して文部省に対して行われたが結局指定はされなかった。戦後、この運動を継続したのは同保存会副会長の島谷真三だった。島谷は昭和28年4月に山野観光協会を設置し自ら協会長に就く。山野村郷土保存会の名勝地指定運動は山野観光協会が引継ぐ形となった。

1-2-d 水田喬一の事蹟

山野村で明治以来の役場文書の保存を強く唱えたのは水田喬一である。戦後の役場で旧村文書を処分しようという声を諫めたのも水田であった。水田亡き後昭和45年(1970)に保管庫を建設した旧山野村有志の中心は副会長の島谷真三だった。

水田は昭和41年(1966)の死後「山野地区民葬」に遇され、頌徳碑が建設された。その碑文は次のように書かれている。

碑文

一人仁を以てすれば郷党これに和すとは翁のことを言ふか、翁の姓は水田名は喬一、中山と号し明治二十一年九月琴原見之越水田熊太郎四男として生れ十五才にして呉海軍工廠に入り現役兵として岡山野砲隊に入営、大阪砲兵工廠付きとなり十三年間勤務して退職帰郷し養鶏組合を設立して農村の副業開発に努めたり、当時山野発電所建設されるに当り、農民代表として水利権の擁護に力を尽す、これより信望高まり村会議員となり、昭和九年村長に推挙せられ、十二年の長きにわた

り，山野村政に絶大なる功績を残せり，其の間産業組合を再興し傍ら森林組合を設立し組合長を兼務し山野村繁栄の為に精魂をかたむけ其の功に依り勲七等瑞宝章を賜る，二十年敗戦となり諸種の役職を辞職三十年町村合併により加茂町議会議員となり森林愛護団を結成し遂に福山管内愛護団の連合会長となれり，四十一年五月九日我が郷の栄へ行く世を夢見つゝ心静かに弥陀の浄土へ，と辞世を残し七十九才にて大往生を遂げたり，生前の功績に酬ひる為，地区民葬の礼を以つてす，法名普見院釈念郷中山大居士と称す，翁は信仰厚く，後進の者をよく教導し，郷土史に精通し，役場内の古文書の保存を念願せしも果たさざりしが，遺志を受けし有志相計り，四十五年収蔵庫を完成せしことは以つて瞑すべきなり，今茲に地区民相謀り頌徳碑を建て不滅の功績を永遠に顕彰せん為追慕の懇志を記す（下線筆者）

昭和四十五年九月吉日

題字 福山市長 立石定夫 撰文 谷本磐郎¹²⁾

水田喬一は山野村郷土保存会設立の頃から資料の保存を唱えていた。島谷真三は次のように証言している。

「（前略，故水田喬一は）郷土研究については専門家も近寄れないといった詳しくさでありました。我々と共に郷土保存会もつくり村中の墓を見て廻ったり，古文書を調べたりするのが一つの楽しみでもあったようです。その当時から何か一つ山野に資料を保存するものを作りたいといっておられたのですが中々実現に至らなかった（下線筆者，後略）」¹³⁾というものである。

水田喬一は資料保存について何も書き残していない。しかし，資料への見方，それを通じての社会観や歴史的なものの考え方についてはそれを窺える資料がある。『山野郷土保存会々報』第2号「二人三脚山野巡り」の最初に次のような記述が為されている。水田はペンネーム「三平一太」を使用した。

「（筆者注＝建替えられた草屋根の家の持ち主倉蔵の家の説明）あれは以前半田の倉蔵と云うものゝ家だよ。…倉蔵と云うのは文化，文政（今から百年斗り前）のものだが文化から文政へかけた五年間は山野村では（矢川を除く）未曾有の大訴訟が起つた時で此結局が甚だまづかつたが為に山野は非常な貧窮に陥つたのだ。相手は山野の兼帯庄屋たる時安（筆者注＝神辺郡時安村）の吉岡武太

12) 「水田喬一翁頌徳碑建設記念誌」（山野村役場文書5676番）による。立石定夫は前述。谷本磐郎は戦前期小学校教師を勤めのち村役場助役となり水田の親友であった人物である。

13) 同前 12頁。

夫で村民は二派に分れ武太夫の方へ三分一足らずで残る二百四十人が連印して対抗したのだ，年貢村費用一切納めずに五年間やつたのだから大騒動じゃないか」「其大騒動に倉蔵が関係あつたのかい」「勿論さ」

最後に，次のような会話を書いている。

(「殿川内」の地名を考えるなかで治水に関連した地名という説明のあと)

『此治水工事は誰れがやつたんだ』

『追々調べて居る内には大体は分るかも知れぬ』

『歴史と云えば戸尾が丸城主だとか八幡様の勧請年だとか云ふ様なことは誰でも云ふがコンナ大きな仕事をやつた事柄が充分傳はらぬのはいかにも残念じゃないか』

『一太さんの云ふ通りだ，我国の歴史は戦争歴史，政治歴史だ，故に郷土史などでは是非共現今やつて居る仕事で永く子孫が恵福を享けるものゝ記録を洩さぬ様にせねばならぬと考へて居るんだ。』

ここに見られるのは，山野村民を守ろうとして亡くなった義民の記録への関心であり，故郷や郷土の記録として重要なものは，自分たちの生活や権利に直接関わる事業などの記録のうち「永く子孫が恵福を享ける」ものの現在の記録であるという意識である。この後，この義民と同様に水田は福山電気株式会社の村内ダム建設に際して灌漑用水の権利交渉に立ち，農民代表として交渉に当たり水利権の確保を実現した。この後も養鶏組合，森林組合，産業組合の設立などに奔走し，村民の信望を得て村長となり敗戦を迎える。

1-3 小括

山野村役場文書の保存について，山野郷土資料保存会の設立と役場文書保存への取組，その前身とも言える山野村郷土保存会の活動とその担い手の動向について考察を加えてきた。世良好太と藤井定市という戦前期山野村の出世頭ともいふべき二人は郷土から離れていたが故に，郷土を愛惜する念も深く，大正末年に世良は大阪で阪神在住山野村人会を，藤井は福山市で山野村人会を作っていた¹⁴⁾。大正14年8月の山野村郷土保存会設立には二人の意

14) 大正13年(1924)1月に福山市山野村人会が発足。当時の会員49名。『山野村郷土保存会々報』第3号による。世良好太(1878~1964)は，大阪大学医学部教授，医学博士。少年時炭焼きをしながら学習し大阪に出て炭屋に住み込み学習を積む。山野立志伝中，藤井定市と並び称される人物である。

思が通じていたとされ，菅田賢一山野村長の他に，藤井の親友でやはり山野を出ていた島谷真三と大阪に出て世良と親しい水田喬一が発起の協力を担った。二人への信頼感が村内に充填し，二人の設立の議に対して多くの山野村民が参集している。二人の存在は，山野村郷土史勃興の熱源となった。一方重要な実務は島谷と水田が担っていた。山野村郷土保存会では，中心となる担い手の四人が全て郷里を一度離れ，水田以外は村外で主な活動をしていた人物であった。それは活動の弱点にもなり，戦時には保存会の活動は停滞する。

世良戸城は次のように書いている¹⁵⁾。

「明治より大正，昭和に至る間，山野村の青少年に刻苦勉励勇往邁進の気性を扶植したものは「世良博士と藤井弁護士」の名であった。それは一つの語句となって郷関に浸透して，いつしか山野魂となり山野根性となった」と。

山野村では備後郷土史会の影響を受けて山野村郷土保存会が発足し，村のリーダーがその幹部として活動して郷土と史料保存の関心を高め，役場文書保存を果たしたのである。

2 山野村役場の文書管理

2-1 山野村役場文書の量的変化

次に山野村役場文書を時期別に見た量的変化とその文書管理及び引継過程について考察する。ここでは明治22年(1889)4月の市制町村制施行以降の村役場について，その文書管理と引継の考察を中心に置き，それまでの近代諸制度揺籃期の戸長役場や小区事務所等の文書管理については，必要な限りでの指摘にとどめておきたい。

さて，先述した山野村の管轄の変化をもとに，文書作成機関を主体に次の区分を施し伝存文書の量的把握を試みた¹⁶⁾。

- ① 幕藩制下の庄屋の記録（庄屋文書）
- ② 廃藩置県以来の大区小区制下小区の記録（小区文書）

15) 注9 前掲書7頁。世良戸城は山野村の本覚寺に「藤井定市先生記念碑」が建立される際，その胸像を彫っている。撰文は世良好太，書は水田喬一による。

16) 山野村役場文書をこのように区分することはすでに西村 晃前掲注6 論文のなかで行われている。

- ③ 郡区町村編制法施行以来の戸長役場時代の記録(戸長役場文書)
- ④ 市制町村制施行以来の村役場時代の記録(山野村役場文書)
- ⑤ 昭和30年合併以来の支所時代の記録(加茂町山野支所文書)

以上の区分で問題は区制とその文書の扱いである。明治22年(1889)の市制町村制は旧慣を認め、区制を規定していたが、山野村は合併後に旧村を山野区・矢川区として区制を設け、各区の区有財産も認めた。区会が設けられ、議員の等級選挙も実施された。本来区は住民の生活や財産に密接に関係する行政補助機関であり、区有文書が生成されていく。しかし、ここでの区文書は議会・予算・税徴収の内容にほぼ限定され量的にも少ない。したがって区を文書作成主体としては考慮せず役場文書と同様の扱いとした。

また、各種任意団体(山野村農会、農業委員会・帝国在郷軍人会山野村分会・山野信用販売購買組合・山野産業組合・山野村国民健康保険・山野たばこ耕作組合・加茂町山野観光協会・加茂町青年団山野支部、山野村郷土保存会など)の作成する団体文書もその業務が役場業務と密接な関係を持ち役場吏員が文書作成に関わったことから役場文書と同様の扱いとして量的範疇に含めた。

さて、各時期の文書の量について、図1は時系列で変化の全体像を示す。それを数字で示したのが表1表2(56頁)である。先ずいえることは、ほぼ通時的に文書が蓄積されており、当該文書の最大の特徴が、近代から現代(一部)を通じて村の行政事務を検証できる量的、質的条件をもつことだといえる。

文書区分で言えば、制度的に行政機関として機能した期間の長い村役場文書が71.8%で圧倒的に多いが、1年あたりの文書残存量で比較すると、戸長役場文書、小区文書とも年50冊~60冊であり比較的よく残されていることがわかる。庄屋文書は最も少ないが、役場に引継がれてきた近世文書の量として264点は少なくない。

視点を長期に亘る村役場時代に向けてみたい。文書作成時期を便宜的に区分して時代ごとの残存文書の量を比較してみた。その表2によれば、文書量の比較では戦後期>昭和恐慌期>大正期>戦時体制期>明治中後期となる。戦後期は1年当たりの残存文書量が最も多い。農業調整委員会や農地委員会などの戦後の農地改革関係文書や食糧供出・衣料配給などの配給供出関係文書、生活保護や国民健康保険などの民生・保険関係文書が数多く残存している。それらは、昭和24年(1949)の文書155冊のうち81冊(52.2%)を、同28

残された村の記録（数野）

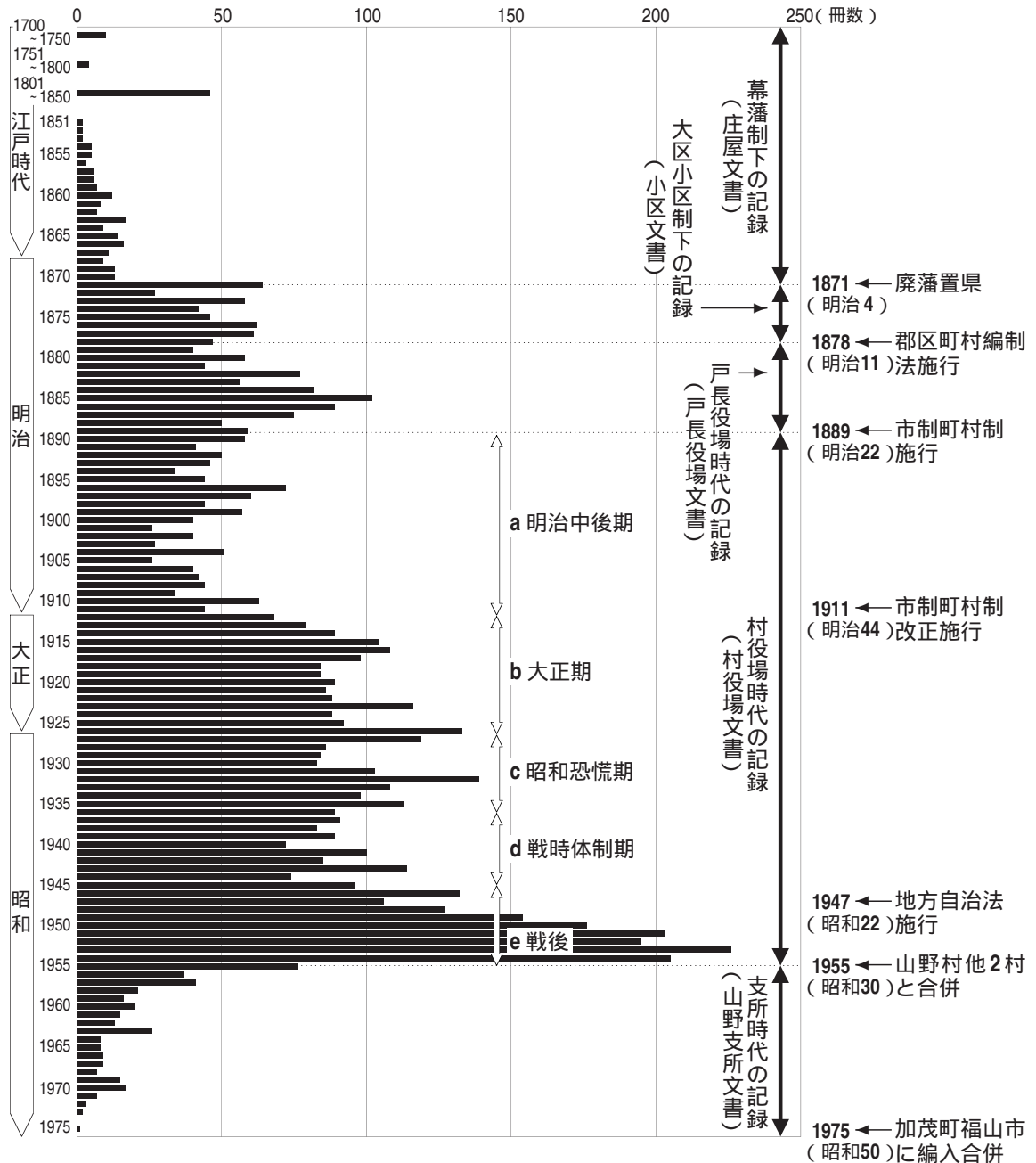


図1 山野村役場文書年次別数量

年(1953)の文書209冊のうち101冊(48.3%)を占めている。

次に昭和恐慌期の文書を見ると、恐慌対策としての農山漁村経済更生運動関係文書や時局匡救事業に関する土木工事文書が多く見られ、昭和7年(1932)の場合、140冊のうち56冊(40%)を両者が占める。昭和期に入ると、村税戸数割が県税付加税から独立税となり、資力や所得を把握するため調査・申告書を提出させ徴税額を確定させる。その徴税事務が煩雑になり、賦課原簿の戸数割調査原簿や村税徴収元帳などの帳簿類が増え、税務関係文書(22冊=15.7%)が増加している。

表1 山野村役場文書の時期別文書量の比較 1)

| 区分 | 種別 | 時期区分 | 文書点数 | 比率 | 1年当り点数 |
|-----|---------|------------------|------|--------|--------|
| 1 | 庄屋文書 | 1700 ~ 1871.7 | 264 | 3.3% | 2 |
| 2 | 小区文書 | 1871.7 ~ 1878.10 | 359 | 4.4% | 51 |
| 3 | 戸長役場文書 | 1878.11 ~ 1889.3 | 707 | 8.8% | 64 |
| 4 | 村役場文書 | 1889.4 ~ 1955.3 | 5787 | 71.8% | 88 |
| 5 | 支所文書 | 1955.3 ~ 1975 | 340 | 4.2% | 17 |
| 6 | 時期不確実文書 | | 605 | 7.5% | |
| 合 計 | | | 8062 | 100.0% | |

表2 山野村役場文書の時期別文書量の比較 2)

| | 時期区分 | 文書点数 | 比率 | 1年当り点数 |
|-------|------------------|------|--------|--------|
| 明治中後期 | 1889.4 ~ 1912.7 | 1039 | 18.0% | 45 |
| 大正期 | 1912.7 ~ 1926.12 | 1387 | 24.0% | 92 |
| 昭和恐慌期 | 1926.12 ~ 1937.7 | 1113 | 19.2% | 111 |
| 戦時体制期 | 1937.7 ~ 1945.8 | 713 | 12.3% | 89 |
| 戦後 | 1945.8 ~ 1955.3 | 1535 | 26.5% | 153 |
| 合 計 | | 5787 | 100.0% | |

大正期の文書も税務関係文書が多い。県税付加税として村税戸数割を賦課していたが、所得調査原簿や所得金額届などの賦課原簿が多く残り、例えば大正12年(1923)の場合、117冊のうち46冊(39.3%)が税務関係文書である。その他、山野村農会や養蚕実行組合、帝国在郷軍人山野分会文書などの各種団体文書も比較的多く見られる。

戦時体制期は戦時特有の文書が数多く見られる。最も重要とされた召集業務などの徴兵関係文書、そのために必要な在郷軍人・応召軍人などの名簿類、兵士や遺家族への軍事援護関係文書、村葬関係書類、統制や供出、国債募集や献金献納などの戦時経済統制関係文書、戦時政治体制(大政翼賛会・村常会)関係文書などである。ただしこの時期の文書量は減少傾向にある。これは敗戦直後に兵事・日中戦争関係文書の焼却命令があり文書が焼却され文書が減少した可能性が高い。このことは後に詳述する。

次に明治中後期の文書を見てみる。この時期が1年当り残存文書量が最も少ない(45冊)。例えば明治38年(1905)の文書26冊は次のようになる。

「郡庁達」「県庁達」「公文記号録」「直員日誌」「伺上申報告書」「他庁署往復書綴」「他庁署往復書 税務署」「他庁署往復書 土木・地理」「刑

罰・種痘・兵役関係往復」「上司往復 庶務」「上司往復書 勸業」「上司往復書綴 衛生」「山野村告示」「戸籍届書許可書綴第弍拾号弍」「未登記土地移動二付通知書」「戸籍研究会問答録」「村会関係書類」「他庁署往復綴」「戸別等級点数簿」「初種・再種・三種種痘人名簿」「〔神社費收支日計外一括〕」「稟議簿」「〔人民願届綴断簡〕」「身分登記簿」(3冊)

これを見て気付くのは、分掌事務の区分（庶務，勸業，兵事，衛生，学事，土木，税務，会計の8分掌）に添って文書が多種類残されていることである。つまりこれは明治38年の永年保存文書だけが残っている¹⁷⁾。この傾向は明治中後期の残存文書にほぼ共通する。このことが文書の量的な少なさに結びついていたと考えられる。

2-2 山野村役場文書の引継と管理

2-2-a 庄屋文書・小区文書・戸長文書の引継と管理

幕藩制下の山野村の庄屋文書は歴代の新旧庄屋に管理され、4冊の引継目録¹⁸⁾が残されている。それによれば引継れた文書は、元禄期の検地帳や享保期の村明細帳、村絵図などの長期伝来文書と、一件書類及び連年作成される御用留や年貢関係文書（割符帳，勘定帳，皆済目録など），証文控などのうち当面必要とされた文書である。長年蓄積されていた文書は元の庄屋に残され、文書目録が作成された。そして必要な時に新庄屋に持ち出された。「幕末の山野村では旧庄屋宅に残された半現用文書についても目録が作成され、いつでも受渡しが行えるように整備され、旧庄屋宅が文書蔵の役割を担った¹⁹⁾と指摘されている。

その後、庄屋文書が小区事務所や戸長役場にどう引継がれたのかははっきりしない。戸長は庄屋役の者が続いて任命されており（河合哲太郎）、その後、

17) 明治36年の「簿書目録」(1570番)によれば、明治38年作成の現存文書26冊のうち24冊が永年保存文書目録所載の文書と一致する。なお、同年の永年保存文書は廃棄処分された官報・法令全書・職員録を除いて29冊あり、そのほとんどが今日まで残されてきたことになる。

18) 安政5年(1858)11月「引渡之帳面品々目録帳」(17番)、同年12月「山野村先庄屋理右衛門・茂左衛門方当役江引渡残諸帳面目録ひかへ」(18番)、万延元年(1860)9月「引渡之帳面品々目録帳」(19番)以上が山野村分の引継目録。矢川村分は、明治4年(1871)7月「矢川村庄屋先役藤井四郎一郎方河合哲太郎江諸帳面并勘定引渡帳」(20番)

19) 前掲注6 西村論文45頁による。

河合哲太郎から河合哲夫へ²⁰⁾同一人物かもしくは同一家系のものが戸長を歴任し引継ぎの必要がなかったと推測される。ただし明治14年(1881)には宮本幸次郎へと戸長が交替する。

明治36年(1903)の「簿書目録」では、元禄期の「検地水帳」や「山野山藪年貢小前帳」天保期の「田畑名寄帳」など土地の権利に関わる帳簿が多く記されていたが(24筆78冊)、御用留などは失われていた。またこの時点でも、検地帳は土地の境界争論や民有林国有林の区分争論で証拠書類に使用され、往古からの御林山の下刈の権利の証拠として利用されていた。証拠価値のある土地関係文書の中軸に権利に関わる文書が残されていた。現存する庄屋文書には先の「簿書目録」中の庄屋文書はほぼ含まれる一方、そこにはないが現存する書冊、一紙文書、証書類が多く含まれる。これには、「大原 山田美寿郎氏所蔵」²¹⁾と書かれた紙が貼付されたりしており、収集された文書がいくらか入っている。例えば、先の「簿書目録」にはなく現存する文書に享保5年の「村明細帳」や文化5年の「五人組御条目」があるがそこには、先の貼り紙がある。『山野村郷土保存会々報』第5号によれば²²⁾昭和2年8月12日に山野村郷土保存会主催で山野村殿川小学校において「古文書古器物展覧会」が行われており、その出品物の中に享保5年の「村明細帳」がある。その出品者が山田東市と記されているがそれは山田美寿郎の父にあたる。その時点かどうかは不明だが、山田東市所蔵の「村明細帳」は役場の古文書に紛れ込んだことになる。水田喬一や島谷真三が古文書調査を行い、その紹介を行っていたことは「同会報」から窺われる。つまり、現存する山野村役場文書のうち庄屋文書の中には少なからず後日の収集文書が含まれ、いくつかは山野村郷土保存会の活動がその発端になっているということである。

もう一点付け加えれば、その「古文書古器物展覧会」には山野村役場も出

20) 河合哲太郎と河合哲夫は同一人物と推測される。河合脩平は、哲夫の父保平の実弟で本名は有木脩平(兄は川相村庄屋河合家に婿養子に入ったため改姓)である。哲太郎幼少のうちにこれを補佐して庄屋後見役になっていた。この後河合哲夫が戸長を歴任する。年齢は明治元年に20歳である(『山野村語伝記』556頁,569~570頁参照)。

21) 山田美寿郎は山野村大原在住の人物で水田喬一が昭和4年に設立した山野養鶏組合に参加していた。水田は、山野村郷土保存会を率先発起した頃から、古文書調査を行い、昭和2年(1927)には古文書古器物展覧会を中心になって開催する。役場内の近世文書にはその時以来、収集されたものが数多くあるように見受けられる。

22) 「山野郷土保存会報」(3927番)所収

品者になっており、「検地水帳」や「享保、天保年間の田地名寄帳」「旧幕時代の年貢割賦及受取目録」と並んで、「明治以前の村地図」「長州征伐の時の近在の庄屋連印の歎願書」「享保寛政年間の村内状況報告書」「馬乗観音堂再建寄附の歎願書」などが出品されていたが、後者の4点は現在確認できない。つまり、明治36年の「簿書目録」作成時には目録化されなかった文書でそれ以降役場から持ち出された庄屋文書もあることになる。

さて、次に小区文書と戸長役場文書に移りたい。

大区小区制や戸長役場時代の残存文書はその多くが法令・土地・税務・戸籍に関する文書である。引継目録はないが、明治22年(1889)の町村制実施の際には「旧戸長ヨリ引継ハ引継目録及演説書ヲ以テ総テ処分済ノ書ヲ引受」²³⁾たと宮本村長は記しており、適切に引継いだ事を郡役所に報告している。明治4年から22年まで毎年約40から100冊の残存文書を確認できる。

この時期には、中央の指令に呼応する形で県も文書引継にさまざまな規則を指令している。例えば、明治10年(1877)、引継ぐべき文書名を指定した「事務引継規則」(県達丙第180号)が出され、明治17年7月戸長が官選とされると、それに伴う事務引継手続きの厳正化を求めて、先の「事務引継規則」が改定され「郡区長戸長事務受渡規則」が指令された(県丙第160号)。これは、引継時の演説書・簿冊目録・請渡証書の作成、「金銭二属スル帖簿」の別目録化、受渡期限(7日以内)の設定を求めたものであった²⁴⁾。

この間文書管理に於いても明治8年(1875)の太政官達第68号の府県に対する「記録文書保存」の示達を受けて県は同様の示達(県丙第47号)を郡・町村に出し、文書の作成收受においても簿冊書式や表題の統一、諸税徴収金金穀出納に関する諸帳簿の編集整理が郡役所を通じて戸長へ指令されている²⁵⁾。この時期の戸長役場の管理について、西村 晃氏は「次第に複雑化する戸長役場事務の効率化を図るため、県・郡はその帳簿の編集・整理について巡視などを通じて監督・指導を強化した。その指示に従うことを通じて、戸長役

23) 明治25年(1892)「役場事務御監査ノ義ニ付答書」(7085番)

24) 西村 晃「広島県における戸長役場・町村役場文書の引継と管理 広島県山県郡芸北町旧村役場文書を事例として」(『広島県立文書館紀要』第6号、平成13年)がこの間の文書の引継・管理に関する県の指令と町村の対応について、山県郡の芸北町域の町村を事例に詳細に検討している。また、関係する県の示達指令を巻末に翻刻しており参照されたい。

25) 西村 晃前掲注6 論文49頁。原資料は明治12年「郡役所諸達」(332番)

場でも次第に適切な簿書の編集・管理が行われるようになった」と指摘している²⁶⁾。

このような引継や文書管理の地方行政体による指導のあり方について、基本的には中央政府の示達指令があり、それを受けて県・郡が戸長役場や町村役場をその単位で指揮・監督していくスタイルが「近代初頭の約二〇年の間に制度化」されていくことがこれまでの研究により指摘される²⁷⁾。広島県に於いてもそのことが先学によって明らかにされていると言えよう。

これより先、市制町村制の施行後における町村役場も基本的に同様の指揮監督を受けることになる。それは国内の、内務省を頂点とする地方行政における指揮・監督体制の確立に呼応して、一層その監督行政は貫徹されると見なければならぬであろう。

2-2-b 村役場文書の引継と管理

(1) 市制町村制と町村行政事務の監督

さて、そのような理解を前提に、村役場文書について引継と管理の実態について考察をすすめたい。市制町村制について制度の詳細をここで論じることが出来ないが、基本的なこの法令の目的と町村役場事務の位置付けについては簡単に触れておきたい。明治21年(1888)法律第1号として制定された市制町村制の末尾に(参考)として付された「市制町村制理由」²⁸⁾によれば、その目的の第一は「政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ」「政府ノ繁雜ヲ省」くことである。政府の指令により委任される事務は無制限に保証され、国政委任事務は膨大になる。その遂行のために全面的な地方行政の監督体制が必要とされる。その一方で「国家ノ基礎ヲ固クセント」するためには「地方ノ区画ヲ以テ自治ノ機体」と認め、「其部内ノ利害ヲ負担」させる自治を与えざるを得ない。つまり市町村固有の事務を認めているのである。その両者が本来持つ矛盾を現出させないためにも、市町村は「国ノ統轄」を受けて「義務ヲ尽」くし、国の法律によって組織や負担の範囲を定められ、「常ニ之ヲ監督ス可

26) 西村 晃前掲注6 論文51頁。

27) 鈴江英一「『町村制』における文書管理の性格 近現代史料論としての考察」(『近現代史料の管理と史料認識』第13章、北海道大学図書刊行会、平成14年)536頁。

28) 『法令全書』第21巻ノ1 明治21年

キモノ」として位置づけられるのである²⁹⁾。この市町村行政の監督については、「市制町村制理由」のなかの「市制第六章町村制第七章 市町村行政ノ監督」に監督の目的と方法が示されている。簡潔に言えば、法令等を遵守するか否かを監視する事、「事務ノ錯乱渋滞セサルヤ否ヤ」を監視して時に強制を施す事、「市町村ノ資力ヲ保持スル事」が目的である。方法として「市町村ノ重役ヲ認可シ又ハ臨時町村長助役ヲ選任スル事」、「議決ヲ許可スル事」、「行政事務ノ報告ヲ為サシメ書類帳簿ヲ査閲シ事務ノ現況ヲ視察シ並出納ヲ検閲スル事」(町村制第121条)、「強制予算ヲ命スル事」など8項目が挙げられている。

(2) 広島県の「町村役場庶務規程準則」(明治25年)制定とその影響

広島県は明治25年(1892)8月20日に「町村役場庶務規程準則」(県訓令乙第669号)と「市町村吏員事務引継順序」(県訓令甲第63号)、「町村巡視規程」(県訓令乙第667号)を郡役所・市役所及び町村役場に示達した³⁰⁾。これは、同年5月9日に内務省が市町村行政事務の監督の「厳密」化を意図して示達した「市町村行政事務ノ監督ヲ行フヘキ事項ノ要領」(内務大臣訓令第348号)³¹⁾に沿う訓令である。同日その要領に基づき、「市町村巡視規程」概則(同訓令第349号)及び「市町村事務報告例」概則(同訓令第350号)も出されており、その示達内容を受けて県訓令が出されたのである。内務大臣訓令は、各府県に対して「事務報告例」の徴集、「巡視規定」「処務規程準則」「出納帳簿例式」「出納検閲例規」「市町村吏員事務引継順序」「諸簿冊ノ種類員数様式準則」の制定を求め、その設定時には本省への報告を義務付けたものである。

広島県は「町村役場処務規程準則」「市町村吏員事務引継順序」「町村巡視規程」を示達しているが、この内容については注24 西村論文がすでに触れておりここでは再述しない。必要な範囲で部分的に触れるに留める。ここで

29) 国政委任事務の無制限な委任と市町村の全面的な監督体制との関係については大島太郎「地方自治制の特徴と施行時の実態」(『明治大正郷土史研究法』昭和45年)、「町村制」下の町村文書管理を規定するその制度的な構造と内容については注27 鈴江論文530～536頁参照。

30) 広島県立図書館蔵「訓令」による。前掲注24 西村論文16～17頁でこの訓令の意義と特色が示されている。

31) 『近代日本地方自治立法資料集成』3〔明治中後期編〕97～100頁、原典は国立公文書館蔵『市町村制指令録』四。この内務大臣訓令の府県への影響と府県段階の実例に触れた最近の論考に注27の鈴江論文、清水太郎「明治大正期における町村役場の文書管理について 鳥取県東部の事例を中心に」(『鳥取県立公文書館研究紀要』第2号、平成18年)がある。

表3 山野村役場組織

| 明治25年(1892) 吏員5人(欠員1) | | | 明治28年(1895) 吏員数不明 | | |
|-----------------------|--|-------------------------|-------------------|----------------------------------|---------------------|
| 第一課 | 庶務及ヒ諸般ノ事務監督 土木・衛生・勸業 庶務・兵事・戸籍・農工商 兵事・戸籍・勸業・衛生 | 村長 助役 書記 書記(兼) | 第一課 | 庶務・議事・兵事 戸籍・学務・衛生 勸業・土木・地理 | (村長・助役) 書記 書記 |
| 第二課 | 出納・諸税徴収諸営業地理 賦税 | 収入役 書記(兼) | 第二課 | 収税・会計 | 収入役・書記 |

は文書の取扱手順が決められ、收受・作成・処理のルールが一定化された。たとえば公文番号、結文例が決められ、收受文書の受付と検印手順が策定された。役場の分掌事務は庶務・議事・兵事・戸籍・学務・衛生・勸業・土木・地理・収税・会計の十種とされ、適宜課を設けることが示達された。

山野村では明治26年(1893)度の事務報告書に、県の訓令を受けて「町村役場庶務規程準則県訓令ニ基キ編製許可稟請一件、村役場庶務規程中改正ノ品許可稟請一件」³²⁾を行ったことが窺える。庶務規定の内容は不明だが、訓令の示達内容にそった対応をしたのである。

表3は村役場の組織と事務分掌を示している。訓令前の事務分掌は、訓令後の明治28年(1895)時点の内容を見ると明らかに県の庶務規程に沿って、変更していることがわかる。

さらに山野村では事務引継書が明治26年(1893)から継続して作成され、昭和30年(1955)3月31日の合併(山野・加茂・広瀬三村合併、加茂町成立)時点まで編綴されている³³⁾。村長交代時に事務引継書が作成され、これは県訓令の「市町村吏員事務引継順序」にそった措置であった。そこに規定された内容のうち、「事ノ繁雜ニ渉ルモノハ演舌書ヲ付」すよう定めた点と、助役・収入役・委員・書記にも事務引継を求めている点について、どちらも山野村では実行された。明治31年(1898)10月18日の池田欽三元村長から藤井富貴太新村長への「村長事務引継目録ニ添付口演書」が最初の口演書で、その後合併時まで継続されている。また収入役及び吏員の引継書も編綴され、その場合事務引継済証が村長に報告された。

32) 「村会関係書類」山野村役場 明治26年度(473番)による。

33) 「事務引継書綴」山野村役場 明治26年(1572番)

また，当初は元村長から助役に引継がれ，助役が新村長に引継ぐ手続きを取っていたが，後には新旧村長の間で引継がれた。この引継ぎが10日以内に行われない場合は，監督官庁の郡長に報告する義務があり³⁴⁾，郡長への延期願を出して許可を受ける必要があった。その願いも散見される。

広島県は先に内務省から指令のあった「諸簿冊ノ種類員数様式準則」の件では，明治28年(1895)2月25日に「町村役場簿書保存規程」(訓令乙第167号)を郡役所，町村役場宛てに訓令している。これは極めて簡便な規程である。すでに注24 西村論文で資料として翻刻されているものである。

この規程では，文書は編綴時に目録(筆者注=件名目録の意味)を付すこと，帳簿は別の目録帳(筆者注=件名目録の目録帳)を付すこと，収入役の簿書と議事に関する簿書は各別の櫃に収める事，簿書に文書分類と保存年限(永年，20年，10年，7年，3年)を設定し標準的な簿冊表題(伺上申書類，他庁往復書類，上司往復書，統計材料，諸達書類など)を設けること，廃棄の際は郡長の許可を受けること，などが規定された。

では現実にこの規程は遵守されたのか。例えば簿書タイトルでは，明治26・27年と28年の文書を比較すると，「第一課進達文書稟議案」「第二課進達文書稟議案」，「第一課稟議案」「第二課稟議案」は「伺上申報告書」となり，以後同一タイトルで編綴された。「他役場往復公文書」は「他庁署往復書」に統一され以後次の規程まで変わらない。

山野村には先に見た事務引継時点での引継目録を別冊としたものが残されている。明治36年(1903)の「簿書目録」(1570番)である。この簿冊では，先の保存年限(永年，20年，10年，7年，3年)にそって文書が書上げられており，年限別に文書を管理していたことが伺える。

表4は年限別の文書の量的な比率と記載された最終年を示している。永年と10年保存文書は大正12年(1923)まで記載があるが他は明治44年頃で記載が消滅する。これは大正8年(1919)の郡役所の事務監査でも指摘されているが，保存年限による分類が明治末には行われなくなり，指摘を受けた大正8年頃から再び記載されるが(今度は明治45年の町村役場文書編纂保存規程に沿い永年と10年の二区分のみ)，大正12年に再び中断したのだと推測される。

表5は大正期に保存年限別に区分された文書がどの程度引継がれてきた

34)「市町村吏員事務引継ニ関スル件」明治44年9月22日内務省令第17号，『法令全書』第44巻ノ6明治44年。

表4 明治36年「簿書目録」の保存年限別冊数

| | 筆数 | 冊数 | 比率 | 最終記載年 |
|-------|------|------|--------|-------|
| 永年文書 | 1544 | 3196 | 58.9% | 大正12年 |
| 20年保存 | 72 | 75 | 1.4% | 明治42年 |
| 10年保存 | 1059 | 1875 | 34.6% | 大正12年 |
| 7年保存 | 119 | 204 | 3.8% | 明治43年 |
| 5年保存 | 39 | 71 | 1.3% | 明治44年 |
| 合計 | 2833 | 5416 | 100.0% | |

表5 明治36年「簿書目録」の大正期(1912~1923)残存文書

| | 冊数 | 現存数 | 現存比率 |
|-------|------|-----|-------|
| 永年保存 | 404 | 289 | 71.5% |
| 10年保存 | 1032 | 352 | 34.1% |

注)この間の現存文書数は1093点で、簿書目録で確認できるものは641点(58.6%)である

二区分のうち10年保存は会計・徴税関係文書であるが、そのうち国税県税関係は廃棄され、村税関係文書が主に残されていた。

明治28年の保存規定では20年保存文書は兵籍関係である。これは、75冊のうち3冊のみ残り、7年保存文書(徴税、証明跡)は204冊のうち2冊だけが残っている。5年保存の議員選挙関係文書は71冊のうち20冊が残っている(28.2%)。こうしてみると明治期には明治28年(1895)の町村役場簿書保存規程に沿って廃棄が実行され議員選挙のように参照可能性の高い文書は5年保存文書でも残していったのである。そして明治45年の県の町村役場文書編纂保存規程(県訓令第11号)では永年保存規定の項目数が増え(議員選挙、出納重要書類など17項目、前掲注24 西村論文参照)るが、大正期にはルーズな文書管理により、10年保存文書の一部が廃棄されずに残されていくのである。

さて明治25年(1892)の内務大臣訓令第348号から350号を根拠に広島県が町村文書管理と事務引継などの事務監督のために規程した町村役場処務規程や町村役場簿書保存規程等の内容は、山野村においては、それまでの文書引継や管理の様相を一変させた。しかし、その後日清日露戦争を迎えて、戦時の事務体制は平時とは異なり、役場事務の状況も大きく変化して来ざるを得ない。召集業務や衛生、国税徴収などの国政委任事務は戦時に膨張し、町村の負担も大きくなる。

かを示している。10年保存文書のうち34.1%が廃棄されず残された。明治期には10年保存文書は2.3%(843冊のうち19冊現存する)しか残されていない。主な10年保存文書は明治28年の県の町村役場簿書保存規定(会計所帳簿、収支命令書、領収証書類)に沿い国・県・村税及び区費に関わる徴収元帳、収支命令書、領収書などである。これらが明治期はほぼ廃棄され大正期になると10年と永年保存の

例えば山野村事務報告書（全て「村会関係綴」より）は次のように日清戦後から日露戦後にかけての事務増大の状況を述べる。

明治27年事務報告書（476番）

「本村ノ事務八前年ニ於テ大ニ増シタリ，就中清国交戦ノ為メ及伝染病猖獗ヲ極メ」

明治31年度事務報告書（480番）

「法令ノ定ムル処ニ因リ益々緻密ヲ加ヘ，就中戸籍法改正ニ因リ司法ノ監督ヲ享クルニ至リ，随テ事務極メテ細密ヲ加フルニ至レリ」

明治32年度事務報告書（481番）

「法令ノ数ヲ加フルト将タ改正等ニ依リ事務ノ減スルナク，就中地租増徴及地価修正等臨時ノ事務ニ遭遇セリ」

明治33年事務報告書（482番）

「本年ノ事務八前年ニ比シ増加セリ，其重ナルハ北清事変ニ関シ充員召集令及馬匹徴発令下リ，臨時ノ事務ニ遭遇セルニ由ル」

明治37年事務報告書（486番）

「日露開戦以来諸般ノ事務非常ニ増加シ，之ヲ前年ニ比スレハ倍数ヲ越ヘタリ」

明治38年事務報告書（487番）

「戦雲未タ歛マラス，諸般ノ事務尚ホ多キヲ加ヘ，八月和ヲ講セラレタルモ事務依然トシテ減退セス，否寧ロ増加シタルノ感アリタリ」

これらの事務報告書から，日清日露の戦時及び戦後経営期において，戦時の召集事務・非常事務・馬匹徴発事務に加えて，北清事変，伝染病，戸籍法改正，地租増徴，などの事務の増加があったことがわかる。それはあくまで固有事務以外の国政委任事務である。

日露戦後には，増税で疲弊し，帝国主義的な膨張を遂げていく日本の資本主義社会の矛盾に翻弄される国内各地の町村の建て直しが急務となり，地方改良運動が展開される。そして上級官庁による町村事務の監督行政や徴税行政が積極的に展開されていくことになる³⁵⁾。

35) この時期の町村の監督指導の強化については大島美津子「地方制度」(『講座日本近代法発達史』第8巻，1959年，のち同氏著『明治国家と地域社会』第4章，1994年所収)参照。

次に，明治42年(1909)以降の広島県の町村事務監督行政の展開と山野村における動向を見て行きたい。

(3) 明治後期広島県の事務監督行政と山野村

広島県知事宗像政は明治42年(1909)11月2日，訓令県第13号により，郡役所・町村役場に向け，次の訓令を発している。

広島県訓令県第13号

郡役所 町村役場

明治42年(1909)11月2日「明治二十五年八月二十日訓令乙第六六九号

町村役場処務規程準則左ノ通改正ス 広島県知事 宗像政」

参考 訓令第六六九号(中略)

町村役場処務規程八別紙準則二依リ之ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

右訓令ス

広島県知事 宗像政

これを受けて山野村は，明治43年(1910)7月準則同様の山野村役場処務規定及び処務細則を規定し認可を申請している。基本的にはこの処務規程にそって戦後まで山野村役場の組織と基本的な文書処理が行われる。この点については後に再び触れる。

この規程によりこれまでの第一課，第二課の二課制が庶務係，財務係の二係制とされた。分掌事務の分類はこれまでと大きな差異はない。またこの準則とともに，明治25年「町村巡視規程」(訓令乙667号)を改正した町村巡視内規が示達された。

山野村役場処務規程

第一条 本村役場事務ハ庶務係・財務係ノ二係二分チ，其分掌ヲ定ムルコト左ノ如シ

庶務係 議事，統計，兵事，学務，衛生，勸業，土木，其他財務係ニ属セザル事務

財務係 徴税，会計ニ関スル事務

第二条 役場ニ到達シタル文書ハ村長之ヲ受領シ，査閲ノ上自ラ之ヲ処理シ，若シクハ主任者ヲ指揮シテ処理セシム

第三条 文書ノ收受・発送及処理ノ顛末ハ文書整理簿ニ其文書ニ現金若クハ金券ノ添付シアルモノハ重要物收受簿ニ登録スルモノトス，但シ現金及金券ハ収入役ヲシテ保管セシム

第四条 主任者ニ於テ收受シタル文書ハ即日之ヲ整理スベシ，若シ調査上時日ヲ要スルモノハ村長ノ指揮ヲ受クベシ

第五条 部民ヨリ差出ス文書ハ正副ヲ要スル規定アルモノ、外副書ヲ徴スルヲ得ズ，又事務ノ輕易ナルモノハ口頭ニ依リ受理又ハ指令シ，諸願届書ノ類ハ一定ノ用紙ヲ備置キ，必要ニ応シ部民ニ交付ス

（後略）

この処務規程の準則とともに広島県は明治42年(1909)10月県訓令県第11号として「監督官庁指示簿ニ関スル件」を郡役所，町村役場に指令している。

監督官庁指示簿ニ関スル件

第一条 郡長町村長ハ監督官庁指示簿ヲ調製シ郡役所町村役場ニ備置クヘシ

第二条 郡長ハ上級官庁ノ指示又ハ自己ノ意見ニ依リ其町村中整理改善ヲ必要ト認メタルトキハ其事項ノ要旨并ニ整理期限ヲ付シテ之ヲ本簿ニ記載シ同時ニ其事項ヲ町村長ニ示達スヘシ

（後略）

第四条 町村長示達事項ヲ整理シタルトキハ其顛末及年月日ヲ本簿ニ記載シ直ニ其旨郡長ニ報告スヘシ（中略）

第六条 郡長ハ吏員ヲ派遣シ（中略）監督官庁指示簿ヲ整理セルヤ否ヤニ付監督ヲ行フヘシ

この監督官庁指示簿は町村役場の行政事務の改善を求めて郡役所吏員が郡内各町村を巡視し，指示を行い，それに対して顛末を指示簿に記載し，郡長に報告する必要があった。またその指示簿の整理内容についても郡役所の吏員が巡回して監督することになっていた。

以下に，郡役所吏員による事務整理の内容の一部を掲げてみることにする。

大正八年三月十日事務監査 土井 向井郡書記

6 役場処務規程ハ従前ノ制定ニシテ適當ナラサルニ依リ明治四十二年十一月県訓令県第十三号町村役場処務規程準則ニ依リ改正セラレタシ

（注記として掲載 筆者注）明治四十三年七月十六日，県訓令第十三号ニ依リ編製シタルモノニシテ準則ト大差ナシ^①

（中略）

8 永久保存ヲ要スル文書（議事書類ノ如キモノ）ニハ巻首ニ目次ヲ附

スベキモノナルニ其目次ナシ，添付整理ヲ要ス

添付整理済^印

(中略)

10 文書目録簿ニ明治四十二年以降ノ文書登載未済ナリ，速ニ整理ヲ要ス(大正元年以降ノ文書ハ明治四十五年七月制定ノ町村役場文書編纂保存規程ニ依リ調製スベキモノニシテ従前ノ保存年限ト相違セルニ依リ注意ヲ要ス)

六月十日調査整理済^印

七月四日元第二二八号整状況報告^印

〔「指示簿」大正7年(1918) 399番〕

このような郡役所吏員の事務監査によって村内の文書管理に一定の改善が求められ，整理結果は注記として記載され記載責任者が捺印し郡役所に報告している。この監査内容からは，大正8年段階で明治45年(1912)7月に改訂された町村役場文書編纂保存規程(県訓令第11号)に基く文書整理が十分には出来ていなかったことが窺われる。

前述した明治28年(1895)の町村役場簿書保存規程(訓令乙167号)は明治45年と昭和4年9月(県訓令第45号「町村役場文書編纂保存規程」)に改訂されており，その改訂内容は保存年限が永久保存と10年保存の二区分に変わったこと，永久保存文書の項目内容が増加したこと，簿冊名称が変わったこと，郡長の許可を得れば永久保存文書で10年，10年保存文書で3年経過すれば文書廃棄が可能になったこと，明治45年の規程は永年保存文書の巻首の目次と製本文書の文書目録簿への登記を定め，昭和4年の規定では全ての文書の巻首の目次と製本文書と廃棄文書の文書保存原簿への登記を定めたこと，などである。この監査では，この明治45年の規程にそった文書整理を求めており，年限区分の変化を踏まえた整理と永年文書の巻首の目次や文書目録簿への登記を求めたのである。なお両規程ともに注24 西村論文を参照されたい。

(4) 大正期の事務分掌と事務の増加

大正期山野村役場の文書事務量の増加は大正9年(1920)の事務分掌表からも窺われる(70頁表6参照)。大正9年の事務報告書は「時世ノ進歩ニ伴ヒ事務益々繁雜ニシテ文書ノ往復其他処理事件漸次増加スルヲ見ル」と記しており，そうした変化を反映するように，分掌内容に明治期とは格段の差異が見受けられる。また庶務係第二部書記の分掌に「簿書画籍整理ニ関スル事項」

が明記され、文書整理を分掌する吏員を設けている。しかしながら、この吏員は矢川区小学校の同盟休校に応じて出勤日数が極めて少なく、大正11年（1912）には退職し事務引継書を作成している。そのなかで「簿書整理二関スル事項未整理」と記しており、動員書類、海軍召集書類、馬名簿、等にも処理が必要なことを記している。この時期の村の文書事務は極限に達しており、吏員の勤務日数も増加し、大正13年には358日出勤の吏員が生まれてくる。

（5）昭和期の事務と敗戦直後の文書焼却

郡役所が廃止され、自治権が拡大されるとともに、法制の改廃にともなって諸般の事務もその範囲が拡大してくる。「事務愈々複雑多忙」（昭和6年事務報告）というような状況であった。

文書管理の状況を窺える資料が殆んどない中で、敗戦直後に軍部警察から「兵事関係書類」「事変書類」の焼却命令が出され役場で実際にそれらは焼却されたことを当時村長の水田喬一が日記に記している³⁶⁾。

水田は敗戦後公職追放となり、公務を追われていたが、追放後敗戦時のことを回想して昭和22年（1947）に日記を書いた。直後の焼却命令を書き記したものが資料の部分である。現実には、役場文書の中に「兵事関係書類」「徴兵関係書類」の昭和14年（1939）以降のものは現存しない。そして「事変」関係書類というようなものは一切残っていない。その他、軍需物資分配関係書類も焼却命令が出ていたことを水田は記している。今井書記が残した「在郷軍人名簿」4冊は現存している。

このことが戦時体制期の文書の残存にどれほどの影響を与えたかは明言できない。但し不徹底であったことは事実であり、事変以前の兵事・徴兵関係文書やそれ以外の文書兵士や遺家族への軍事扶助や軍事援護関係書類、村葬関係書類、戦時経済・統制関係書類、戦時政治体制（大政翼賛会・村常会）関係書類などの多くは残ったのである。

なお、表7（72頁）は昭和11年兵事々務引継簿冊と現存する簿冊を示している。召集動員徴発に関わる多くの名簿類や業務参照のための法規類及び実施業務書、身上調査書や成績調書、招魂祭等の報告書などは失われており、多くの兵事関係文書が日中全面戦争以後の文書を中心に焼却されたことは間違いないことである。

36) 水田喬一の日記は娘婿の水田安夫氏が所蔵されている。

表6 山野村役場の事務分掌及び作成文書(大正9年)

| | | | | |
|--|--|--|-------------|-----------------|
| 組織 村長 | | | 係職名 村長菅田賢一 | 勤務日数 大正9年) 332日 |
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 大正12年より庶務係第二部 5~7及び*印の事務 | | | | |
| 組織 庶務係第一部 | | | 係職名 助役三島庄吉 | 勤務日数 大正9年) 330日 |
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 1 衛生二関スル事項 | 衛生関係書類綴, 未種痘名簿, 種痘簿 | 出勤簿, 吏員欠勤届綴, 吏員出帰 簿, 旅行命令 | | |
| 2 農工商森林水産其他勸業二 関スル事項 | 勸業関係書類綴 | | | |
| 3 吏員出張命令二関スル事項 (*大正12年より村長へ) | | | | |
| 4 条例規則規程立案二関スル 事項(各部二属セサルモノ) | | | | |
| 5 各部主管以外ノ統計報告 | 体質自分年齢性別出生死亡報 告綴, 統計小票控簿 | | | |
| 組織 庶務係第二部 | | | 係職名 書記森原正喜 | 勤務日数 大正9年) 54日 |
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 1 兵事二関スル事項 | 兵事関係書類綴, 馬匹関係書 類綴 | 徴兵関係書類 | | |
| 2 教育二関スル事項 | 学事関係書類綴, 学齡簿 | 就学関係書類 | | |
| 3 社寺宗教二関スル事項 | 社寺関係書類綴 | | | |
| 4 尚武会二関スル事項 | | | | |
| 5 簿書画籍整理二関スル事項 | | | | |
| 6 公告及官庁令達等村内二公 告スル事項 | 告示綴(2) | | | |
| 7 官報新聞県報法令加除其他 各部共通二関スル諸官庁ノ 令達照会回答二関スル事項 | 伺上申, 郡庁達 | 報告期限簿, 主管事務調理簿 | | |
| 組織 庶務係第三部 | | | 係職名 書記森田新太郎 | 勤務日数 大正9年) 327日 |
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 1 印影簿二関スル事項 | 改印届綴, 印鑑証明願綴, 印 鑑届書綴 | 戸籍寄留閱覽及謄本抄本証明受付 請求受付帳 | | |
| 2 戸籍二関スル事項 | 戸籍寄留往復綴, 戸籍寄留接 受簿, 戸籍寄留発送簿, 死亡 診断書綴, 戸籍受付帳 | | | |
| 3 寄留二関スル事項 | 寄留届書綴 | 土木関係書類綴 | | |
| 4 河川堤防道路橋梁其他土木 二関スル事項 | 河川調査一件, 村道調査二関 スル綴 | | | |
| 5 漂流物取扱二関スル事項 | | | | |
| 6 一般庶務二関スル事項 (*大正12年より村長事務) | 庶務一件 | 直員日誌, 人民届書綴, 庶務関係 書類綴, 口頭申告簿, 傭人稟議簿 | | |

(次頁へつづく)

（前頁よりつづく）

| 組織 財務係第一部 | | | 係職名 収入役楠本多市 | 勤務日数 大正9年) 330日 |
|---|--|---|-------------|-----------------|
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 1 金銭出納二関スル事項 | | 郵便切手受払簿，証明手数料徴収元帳，歳入整理簿，歳出整理簿，現金受払日計簿，上司往復書（会計），村基本財産歳入出現金受払日計簿，学校基本財産現金受払日計簿，窮民救助資金現金受払日計簿，領収証，罹災救助資金現金受払日計簿，基本財産税外諸収入元帳，予算謄本，山野矢川歳入出現金受払簿，領収書 | | |
| 2 賑恤救済二関スル事項 3 赤十字社及愛国婦人会二関スル事項 | | 上司往復書 赤受) | | |
| 組織 財務係第二部 | | | 係職名 書記藤井高一 | 勤務日数 大正9年) 338日 |
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 1 議員選挙二関スル事項 | 衆議院議員選挙人名簿副本，衆議院総選挙関係書，衆議院議員選挙人投票録，県会議員選挙人名簿 | | | |
| 2 職員名簿及議員名簿整理二関スル事項 3 村条例規程其他諸般ノ記録編纂二関スル事項 4 議事二関スル事項 | 村会決議諸件，村会準備諸件，村会雑書綴，村会議員出頭簿，村会会議録 | 上司往復書 議事県税) | | |
| 5 県税村税営業雑種二関スル事項 | | 県税徴収簿，県税金収支命令簿，県税金収納集計簿，村税徴収元帳（10），村税税外諸収入元帳，村費領収証 | | |
| 6 物品整理二関スル事項 | | 購入稟議簿 | | |
| 組織 財務係第三部 | | | 係職名 書記池田圭蔵 | 勤務日数 大正9年) 268日 |
| 分掌事務 | 永年保存文書 | 10年保存文書 | | |
| 1 土地台帳名寄帳村地図二関スル事項 | 土地登記澄通知書綴 | | | |
| 2 官有地鉾山其他地理二関スル事項 3 国税二関スル事項 | 税務署関係書類綴 税務署往復書綴カ) | 国税金収納簿，国税金収支命令簿，国税金収納集計簿，国県税領収証 | | |
| 4 文書往復二関スル事項 | | 公文記号録，受付簿，発送簿，他庁署往復，送達簿，經由稟議簿，他庁署往復書綴 | | |

注)ゴシックは現存する簿冊

出典 「事務報告書綴」大正10年(1921)~ 文書番号5840番
「簿書目録」明治36年(1903) 文書番号1570番

表 7 昭和11年兵事々務引継簿冊物件と現存簿冊

| | |
|------------|---|
| 簿書 | 兵事法規，兵事々務便覧，兵事二関スル質疑応答集，(永久) 兵事関係書類綴，(永久) 徴兵関係書類綴，徴兵名簿 (明治31年以後)，短期現役兵服役者名簿，兵役免除者名簿 (昭和4年以後)，徴集免除者壮丁名簿 (昭和3年以後)，法第42条徴集延期者名簿，法第41条徴集延期者名簿，法第39条徴集延期者名簿，現役武官名簿，兵役編入者壮丁名簿，補充兵役服役満了者壮丁名簿 (昭和3年以後)，徴兵処分未済者名簿，馬籍簿，除籍簿，馬匹関係書類綴 (昭和5年以後)，馬調査表，陸軍在郷軍人名簿，海軍在郷軍人名簿，海軍兵事関係諸法規綴，陸軍下士兵卒在隊間成績調書綴，陸軍下士兵卒在隊間成績調書除紙綴，陸海軍現役兵名簿，演習召集簡閲点呼令状交付終了通知綴，軍事救護二関スル法規，福山聯隊区管内兵事研究会記録，備後招魂祭関係書類綴，戦公死傷者遺族名簿，軍事救護関係書類綴 |
| 陸軍動員準備書類物件 | 動員並二自動車徴発二関スル諸規定綴，動員二関スル書類綴，召集徴発実施業務書，宿直業務規定，動員並二自動車徴発日誌，電報頼信紙，契約書類綴，急使心得書，急使携帯物件一切，職員呼出票，動番号録，証明書用紙，在郷将校同相当官身上調査書，応召員二代リ令状ヲ受クルモノノ心得書，規定第45条ニ示ス諸用紙，第一国民兵人員表用紙，国民兵招集名簿用紙，国民兵招集令状用紙，第一国民兵戦時名簿，馬匹徴発告知書用紙，徴発馬匹出場連名簿用紙，徴発馬匹名票用紙，馬匹所有者連名簿，徴発馬匹配当名簿，徴発馬匹差出日割表，徴発自動車名簿，自動車徴発告知書用紙，収用自動車連名簿，職工人夫現在人員名簿，車輛船舶寢具調査表，被服及給養品調査表，配当表，徴発車輛船舶其他物件配当名簿，徴発告知書用紙，雇員傭人現在員名簿，雇傭者連名簿，誓約書 |
| 海軍動員準備書類物件 | 海軍召集関係書類物件保管目録，充員招集実施業務書，充員区分別急使派遣計画表，電報二関スル準備，充員召集用封筒及葉書，公務運賃割引証，充員召集令状代理受領者心得，充員招集件名簿，充員召集日誌，充員召集用各種通知用紙，海軍召集簡閲点呼関係諸法規綴，海軍召集関係書類綴，急使会計用充員召集実施業務書，急使請書又ハ急使名簿，召集急告者，急使心得書，急使派遣記録，召集旅費領収書，急使携帯囊，急使用燈具，宿直員用充員招集実施業務書，職員呼出票 |

注)ゴシックは簿冊・書類が現存するもの 出典「事務引継書綴」(明治26年～)1572番

昭和22年水田喬一元村長の日記

又一方に兵事関係書類は皆な焼いて了へ，事变書類も皆んな焼けと軍部警察等から言ふて来た。今井富次郎書記が兵事をやって居ったのだが，在郷軍人名簿だけは彼自身の責任で保存したので其後になって之が如何に役立った事か知れぬ。

静かに考へれば馬鹿な事でも当時は惑乱して分別が出ぬものらしい。私は役場へ出勤して見るとドンク焼いて居る。何事かと言ふと皆な焼けと言ふのだと言ふ。アワテる事はあるまいと言ふと今日中に処分するのだと言ふので事变関係書類は皆な焼却した。業務書類だけ焼けばよかったのだが軍部もアワテて無茶苦茶だった。

(6) 戦後の事務処理状況

戦後，山野村役場は多くの文書を残している。それは未整理ゆえの残存といえるであろう。その文書取扱いの基礎ルールは明治43年(1910)7月・9月

に決定した処務規程及び処務細則であり，保存年限による文書区分も一部のみに見られ基本的に文書整理の痕跡を見ることが出来ない。

一般事務処理状況について

現在の役場事務処理規定を見るに明治四十二年頃の設定にかゝるもので今日の実情に即せざるものが相当にあるよう見受けられる，時代に即応する様に適当な改廃を行ひジムの簡素簡捷を図り，各分掌事務について常に一貫性のある処理をし何時でも第三者をして判明出来る様考究を望む

（「自昭和二十六年山野村事務監査報告書綴」1656番）

おわりに

まとめにはならないが簡単に事実の整理をしておきたい。

明治中後期における県の町村役場簿書保存規程の適用による永年保存文書の保存と有期限文書の廃棄（5年保存の選挙事務文書は一部残存），大正期以降のルーズな文書管理と有期限文書の残存，敗戦直後の文書焼却の不徹底さ，戦後の文書整理の不十分さによる膨大な記録の残存，等は幾許か確認できた。そのことを要因の一部として山野村の多量の役場文書群が形成された。

山野村において，役場文書を残す主体的な意志の形成は戦前の山野村郷土保存会の活動まで遡る。実務の中心にいた水田喬一や島谷真三は郷土の課題に関わり，「現に働きつゝある仕事を委しく記録に遺して後世子孫に伝える」（「山野郷土保存会々報」第5号，島谷真三の記述）ことの楽しさを述べている。

現在の記録として役場文書を残すために，地域の課題への関心や組織業務の証跡を残す意志が求められている。

（かずの ふみあき 副主任研究員）

おともんぶね
厳島神社管絃祭御供船をめぐって
広島城下町祭礼断章

西村 晃

【要旨】 厳島神社管絃祭御供船は、広島城下町の自立した町人によって江戸中期に創設された都市祭礼である。東照宮祭礼が藩主催の官祭であったのに対して、この管絃祭御供船は町人主導型の性格が色濃い。この都市祭礼を藩権力がどのように規制し、または保護しようとしたのか、政治的・経済的な背景、城下の芸能文化の展開と関連させながら考察する。

はじめに

文政5年(1822)ごろの広島城下町における神社祭礼には、広島城三の丸稻荷社の祭礼(2月初午)、ことほひ祭り(3月15日または25、26日ごろ)、厳島管絃祭御供船の出発と戻り船(6月16・18日)、東照宮祭礼(9月17日)、産土神の氏神祭り(9月19日・29日)などがあった¹⁾。

近世の都市祭礼の特徴は、山車・囃子などの行列が町中を練り歩く練物行列にある。広島の都市祭礼のうち、尾長東照宮の祭礼、その中でも「通り御祭礼」の性格とその変遷についてはすでに検討したことがある²⁾。慶安元年(1648)に勧請された広島尾長の東照宮では、家康の33回忌にあたる慶安3年(1650)に初の祭礼が行われて以後は、徳川家康の薨去50年ごと4度にわたり、御旅所である広瀬村広瀬明神まで、神輿渡御行列をともなう、いわゆる「通り御祭礼」が開催された。藩主がそれを上覧し、沿道の両側では多数の観客がそれを見物した。正徳5年(1715)の祭礼では、社人・家臣団のほか、初めて町人が行列に参加し、明和3年(1765)では簡易質素ではあったが、初めて5つの町組から共同で1台の石引台(山車)をともなう練物が神輿行列

1) 「知新集」巻1、風俗(『新修広島市史』第6巻、1959年)。このほかにも、水主町住吉社祭礼(6月15日)などがある。

2) 拙稿「広島東照宮の『通り御祭礼』について」(『広島県立文書館紀要』1、1989年)。

に続いた。文化12年(1815)祭礼では、5つの町組単位で1台ずつ、それぞれ創意工夫を凝らし、美を尽くした石引台、計5台が行列に加わった。また、それまで市街地ではなく最短距離の間道を通り、明星院川を渡船で東照宮へ帰っていた還御行列が、渡御同様に練物の行列をともなって市街地を通るようになり、土民の見物も許可された。このように、文化度の「通り御祭礼」では一気にイベント化が進んだ。

広島東照宮の「通り御祭礼」は、当初は神輿渡御行列に社人・家臣だけが従う、厳格で権威的行列で構成される「官祭」的性格であったが、しだいに町人が行列に参加するようになり、さらに町方から「石引台」(山車)と練物行列が祭礼を盛り上げようになってイベント化が進み、藩当局もそれを公認した。当初は「官祭」的祭礼としての性格が色濃かった東照宮祭礼は、都市の成熟とともに都市祭礼としての形式を備えるようになったといえる。

広島の祭礼の特徴は、この50年おきの東照宮「通り御祭礼」を除き、都市祭礼の特徴である町を練り歩く神輿や練物行列が存在しないことであった。後のことであるが、明治43年(1910)5月15日から26日にかけて、大須賀町の饒津神社で「浅野長政公300年大祭」(饒津神社三百年祭)が催された。この祭礼の一番の華は22日に行われた東照宮の「通り御祭礼」を復元した神輿渡御と、それに伴う「大名行列」(饒津神社 市内中心部 広瀬神社)であった。この渡御行列が行われる当日、芸備日日新聞の主筆前田三遊は、朝刊の論説で「殊に我が広島市は、何事に於ても、趣味を欠けるが故に、こゝに何等か、特種の考案を加へて、多少遠近の人々を、引付ける力を有せしめざる可からず」と記し³⁾、定例的な祭礼を創設することにより都市の活性化をはかる必要性を訴えている。

近年、都市祭礼としての特徴を有した、御三家や岡山・鳥取・仙台各藩城下町の東照宮祭礼の研究が飛躍的に進んだ。中野光浩氏は、近世都市祭礼は、「藩主催の官祭」と、藩の保護・規制はあるものの「町人主導型のもの」とに大別でき、江戸の「天下祭り」や藩主によって各城下町に勧請された東照宮祭礼は、「典型的な官祭」とであると指摘した⁴⁾。

広島東照宮「通り御祭礼」は50年ごとの祭りであるため、毎年開催された

3) 明治43年5月22日付『芸備日日新聞』、第2面。

4) 中野光浩「仙台東照宮祭礼の歴史的特質について」(『地方史研究』261, 1996年)。

他都市の東照宮祭礼と単純に比較することはできない。広島城下町のほかの祭礼との比較検討や、藩が都市祭礼をどのように規制または保護しようとしていたのか、藩権力と祭礼を担う町人との相克という視点も必要である。

そこで、本稿では、毎年旧暦6月17日に厳島神社で開催される管絃祭の御本船(管絃船)に随従すると称し、広島城下各町で制作され、その前日に、城下町を流れる4つの川から宮島へと渡航した御供船(おともんぶね)を事例として広島城下町の都市祭礼について検討する。この都市祭礼の最盛期には、100艘近くの御供船が、それぞれ幕や幟、提灯など思い思いに趣向を凝らした装飾で城下を流れる川々の水上を埋めつくしたため、大変壮観で、これを一目見ると、大勢の観覧客が領内外から広島の諸川の両岸や橋上に集まった。この御供船は明治維新後に途絶えてしまい、人々の記憶から消えてしまったためか、これまで本格的に検討されたことはなかった⁵⁾。しかし、都市祭礼の特徴である神輿渡御や練物行列が欠落した広島城下にあって、それを補って余りあるものが厳島管絃祭の御供船で、水上の「練物行列」というべきものであった。東照宮祭礼が「藩主催の官祭」として開始されたのに対して、この管絃祭御供船は町人主導型の性格が色濃かった。

この都市祭礼を藩権力がどのように規制し、または保護しようとしたのか、明治維新以後途絶えた理由もあわせて、できるだけその政治的・経済的な背景、城下の芸能文化の展開と藩による抑制などに関連させながら考察していきたい。

1 管絃祭御供船の起源と性格

今夜は大明神地の御前より還幸の供奉のためとて、町々よりたてまつる所の船、京橋川・本安川・猿猴川・平田屋川など便に随ひて飭るといへども、殊にこの本川につどへるもの多くして、潮に競ひ月にうかれて水門をこきいだす。そのよそほひ浪華の夏祭もおよぶべからず。舳艫の錦繡水にうつろふは、金龍の遊ぶかと疑はれ、鉦鼓の祇園囃子浪にひゞくは龍宮の楽かとあやしまれて、都鄙の貴賤耳目をよるこばしめさるはなし。大概十七夜の祭式を拝まんとする者、まづこゝに群

5) 管絃祭の全般については野坂元定・野坂元良「写真構成 管絃祭のすべて」(野坂元良編『厳島信仰事典』,戎光祥出版,2002年)に詳しい。

集し、さていつくしまにわたるならはしなれば、さらでだに関西都会の要津、いとゞ立錐の地もなきまでこみあひ囂し、さいへば中々おろかにて、兩岸の楼・水上の舟・数千の挑燈は大空の清光を奪たり。或は心太の立売に喉をひやし、越後縮の行ずりに胸をあつくる、橋上の足の音は雷もところを譲るべし。浩歌酣飲たれか昼の暑さをおもはん。誰か夜の闌を知らん。まことにわが広島の大壮観なり。

これは、天保13年(1842)に出版された「厳島図会」全5巻(広島藩士岡田清編著、山野俊峰斎画)に記された「六月十六夜広島本川口の図」の全文である⁶⁾。旧暦6月17日に厳島で催される管絃祭に参加するため、16日の夕刻までに、広島城下を流れる京橋川・元安川・猿猴川・平田屋川および本川から華麗な装飾を施した御供船が集まり、夜半一斉に宮島へと向かう様子、漕ぎ出すときの三絃・笛・太鼓を入れた祇園囃子、そしてそれを一目見んと、川の兩岸や橋上へ押し寄せた見物人の様子をいきいきと伝えている。多少誇張した表現も見えるが、6月16日の厳島管絃祭御供船が城下町広島で一番の賑わいを呈した都市祭礼であったことは疑いない。

夏市厳島神社の管絃祭は、対岸の地御前神社の神に会いに出向いた厳島神社の祭神市杵島比売命を管絃船で迎えに行く祭事である⁷⁾。管絃祭は平安時代に平清盛によって開始されたという伝承もあるが、6月17日夜の「船管絃」が史料上で確認できるのは、厳島神社が大内氏の治世下に入って以降であるという⁸⁾。江戸時代、他国船が寄港し、瀬戸内の要港であった厳島では、その客相手に春・夏・秋と年3季にわたって市が立った。その市立てでは、広島城下では許されなかった浄瑠璃・芝居、富鬮入札が藩から許可されていた。とくに6月初めより30日間開催される夏市には、土用の時期に大坂道頓堀の3大劇場が休業し、俳優が四方の招迎に応じたことなどにより名優も出

6) 「芸州厳島図会」巻5(『宮島町史』地誌紀行編I, 1992年, 漢字ルビは省略した)。同書には「御供船川口を出る図」もある。このほか御供船の景観については、小鷹狩元凱「自慢白島年中行事」(『元凱十著』, 1930年)にも記述がある。また、見物人の雑踏の様子は、文化5年(1808)の「江山一覽図」(『新修広島市史』第4巻)や、幕末の画家、山県二承による「塚本町雑踏之図」(広島市編『図説広島市史』, 1989年, カバーなど)にも描かれている。なお、御供船模型2組が廿日市市宮島歴史民俗資料館に奉納されている。御供船には多くの道具が必要で、毎年組み立てるので、その参考とするために作成されたものという。

7) 前掲「写真構成 管絃祭のすべて」。

8) 河合正治「厳島神社の祭祀形態とその推移」(『福山大学教養部紀要』第10号, 1985年。松井輝昭氏のご教示による。)

演したため⁹⁾、領内外から多数の参詣・観光客が来島し、広島城下町の商況にも影響を及ぼした¹⁰⁾。

管絃祭の前日、広島城下の町々から出船する御供船の起源は、次のように伝えられている¹¹⁾。正徳元年(1711)頃、城下紙屋町の釣燈屋3代目市兵衛が、厳島神社の棚守職野坂氏の依頼により、管絃船が濡れないように雨具を寄進し、以降毎年手船で管絃船の供をした。これが「御供船」の濫觴で、この雨具はその後紙屋町から寄進するのが例となった。市兵衛の数年にわたる労苦が酬いられ、紙屋町の船が管絃船に「御用船」として随従を許されたことは荣誉であるとともに、他町からは羨望の的となった。享保年間に「御用御供船」と称するものを出して紙屋町に続いたのは、南隣の塩屋町であった¹²⁾。「水主の手代りを準備する」ことを理由としたらしいが、具体的な「御用」は何もなく、はなはだ手持ち無沙汰であったらしい¹³⁾。享保・元文年間から広島各町が紙屋町の御供船に倣って御用船を出し、「神船」(管絃船)の用を達するようになった。のち次第に工夫を凝らして船を飾り立てるようになった。船飾りは京都祇園祭の山鉾の装飾に倣い、笛鼓の囃子は祇園囃子に学んだものらしい。そしてしだいに各町で華美を競い合い、新奇を争うようになる。

安永7年(1778)に新町組堀川町から、中通組大年寄用場へ提出された新造の御供船は6端帆の屋形船で、上屋形の四方に障子をめぐらし、左右の高欄覆いは紺木綿、水引幕は緋縮緬を用い、上屋形の両脇に小さな丸釣燈8張、表には住吉釣燈2張をつり出し、白絹の吹貫を1本立て、町名のほか、「御用船」と書いた釣燈や幟も多数掲げるといふ、大変華やかなものであった¹⁴⁾。

9) 小鷹狩元凱「広島雑多集」(『元凱十著』, 1930年), 薄田太郎・薄田純一郎『宮島歌舞伎年代記』(1975年)。

10) 注1と同じ。

11) 前掲「知新集」巻4 紙屋町 釣燈屋市兵衛, 『広島市史』第2巻(1922年)144~146頁。後者は宝永年間(1704~11)に棚守職野坂氏が、管絃祭が雨天の時、神事が困難であることを憂慮して市兵衛に神船用の雨具として油紙製造を依頼し、市兵衛が雨具一切を製して寄進、正徳元年(1711)に紙屋町民共同の寄進とし「雨具御用船」と称することになったとしている。

12) 他の町からも御供船が出されるようになっても、塩屋町の御供船は必ずその先頭であったという(熊見曲水「厳島祭礼」(『尚古』第二年第六号, 1907年9月))。

13) 前掲「写真構成 管絃祭のすべて」。

14) 『広島市史』第2巻, 409~411頁。

船の数は次第に増してゆき，同年には55艘にまで及んだ。

御供船は厳島に着くと，有之浦に着船して碇を入れる。夜が明けて管絃祭の当日になると乗員は一同神前に参詣し，沖に出て大鳥居を中心に終日しゃぎり立てて漕ぎ回る。管絃船が対岸の地御前神社へ出船すると，御供船はその前後左右に随従する。地御前神社から宮島の長浜神社へ向かうとこれに従って渡海した。この還御も済み，管絃祭が終わると御供船は広島へ向けて厳島を出る¹⁵⁾。広島に戻るのは18日の朝となる。川口に入るときには，各町より酒食を載せた迎えの船が江波沖まで出ている。迎え船に絲竹鉦鼓で囃し立てられ，手踊りによって先導されつつ，御供船がそれぞれの川へ帰るのは満潮の正午前であったという。この戻り船の朝にも遊覧船が出て，城下の諸川の兩岸，橋上も大変な賑わいであったという¹⁶⁾。

この御供船を見るために，城下だけでなく，領内や領外からも多数の人々が河岸や橋上に押し寄せている。家中のうち，河口付近に下屋敷や船屋敷を持つ家老など上級家臣も，御供船の出船，戻り船の様子を楽しんでいる¹⁷⁾。

管絃祭が行われる6月17日，城下では家ごとに神燈を懸け，「管絃汐」と称して汐汲みする風習があった。神田橋の白島側の河原では，多数の町民が松明を持ち「火振り」を行う。これらは管絃祭を遥かに祝う行事とされた。「村上家乗」によれば，この日藩の諸役所は休日で，藩士は清衣，礼服で厳島に向かって遥拝した¹⁸⁾。城下の町人は日ごろから，宮島へ参詣して，絵馬や燈籠を寄進し，自らの信仰を示した。

このような城下町町人の厳島信仰から端を発した御供船は，都市住民のま

15) 前掲「写真構成 管絃祭のすべて」。

16) 前掲小鷹狩元凱「自慢白島年中行事」。

17) 家老家では，たとえば，安永6年(1777)，家老上田家の於多世は，御供揃いで本川河口近くの神崎船屋敷に出かけて御供船を観覧，御供船の船飾りの統制が開始された安永7年にも，船屋敷の船内から御供船の戻り船を観覧している(三原市立図書館蔵上田家「御公私日記」)。このような動向は，家老東城浅野家でも同様である(後掲資料「村上家乗」参照)。なお，小鷹狩元凱「自慢白島年中行事」によれば，藩主やその一族は「正式ならず」(お忍び)，水主町，本川下流東岸の別邸(与楽園)で観覧した。これを「御透覧(おすきらん)」といい，この時は，各御供船は悉く本川に集結，整列したという(前掲小鷹狩元凱「自慢白島年中行事」)。藩主の「御透覧」は寛政12年(1800)以降のことであろう。

18) 「村上家乗」は広島大学大学院文学研究科日本史研究室所蔵。なお，これについては，拙稿「『村上家乗』と広島藩家老東城浅野家家臣団 「資料集 第3集」の紹介を兼ねて」(『広島県立文書館紀要』8，2005年)参照のこと。

とまり、町間の対抗意識が御供船の飾りつけというかたちで可視的に現されたものと考えられる。江戸の山王祭りの山車では、個々の町中単位で祭礼に参加して全体の行列の1つのパートとなり、惣町の祭礼に組み込まれるという形態であった。その費用は各町の町入用に組み込まれ、その割り方は「町中寄合」によって決められ、そのほとんどが「家持」に割り当てられた¹⁹⁾。文化12年(1815)の広島東照宮の「通り御祭礼」では城下の5つの町組単位で石引台を製作し、町組で費用の大部分を負担している²⁰⁾。一方、この管絃祭御供船では個々の町が単独で船を出していることに特徴がある。残念ながら御供船の造船・飾付けに、各町がどのように費用を支出していたか明らかになる資料は得ることができない。しかし、明治40年(1907)、熊見曲水は「私の祖母が育つて居た所に拠れば、今の安佐郡祇園村の安神社即ち昔の祇園社には、広島各町村の御供船の絵が絵馬額にしてあつたが、この竹屋町の如き下鄙た町ですら立派な御供船を出して居たと申して居ました」²¹⁾と語るように、御供船が各町単位で出されていたことは間違いなく、その費用は有力町人の寄付に頼るか、または、小間銀(町入用)から捻出されていたと思われる。

広島城下町では、寛文年間には町の自治組織が整備され、町人による各町の自主的運営が展開されるようになった。その担い手は、町構成員である家持町人であった。17世紀から18世紀初頭には、町大年寄、各町の年寄・組頭の行政的権限が強化され、初期商人や幕藩権力と結びついて権威的な関係で成長した商人・高利貸資本の所有者が各町に形成され、かれらが大年寄・町年寄の町役を掌握し、それらに従属することで町人町が出現した²²⁾。近世初頭、同業者が集住することによって職人町を構成していた城下の諸職人は、当初は有力商人に従属する地位にあったが、商品生産や流通が盛んになるにつれて広く一般の需要にこたえるとともに、市場でも活躍し、都市を構成する主体的な担い手として成長していた。単に注文により商品を生産し、雇い主に応じて出職するだけでなく、自ら店舗を構えるようになっていく時

19) 久留島浩「祭礼の空間構造」(『日本都市史入門Ⅰ 空間』、東京大学出版会、1989年)。

20) 文化12年の東照宮「通り御祭礼」の費用銀35貫300目8分4厘のうち、6貫目は藩からの下銀、944匁5分5厘は祭礼用諸品売払代で賄い、残りの28貫356匁2分9厘は町組が大割銀(町組入用)から負担したと思われる(岩室家文書「去亥秋通御祭礼二付諸入用勘定帳 新町組・広瀬組」)。

21) 熊見曲水「巖島祭礼」(『尚古』第2年第6号、1907年)。

22) 土井作治「広島城下町人町の支配と町構成」(『広島市公文書館紀要』10、1987年)。

期が、享保・元文期であった²³⁾。

厳島神社管絃祭御供船は、東照宮祭礼のような「官祭」とは異なり領主とは直接関係がなく、また広島城下町産土神の祭礼のように、氏子としての立場から町人が参加したわけでもなかった。職人・商人という町人が都市の主體的構成員となったこの時期に創設された厳島管絃祭御供船は、新たな形態の都市祭礼であったといえる。

広島城下町の各町の間には対抗意識があったことは御供船の起源からもうかがえる。広島城下町の年中行事の一つに、10月初亥の日に行われる「玄猪」(亥の子祭)があり、各町内単位で催されていた。長さ2尺、回り2尺ばかりの石を祭り、当日はその石に縄をくくりつけ、その縄にさらに、多くの長い縄を結び付けて、子供たちがそれぞれその一端を持って、各家の門前の地面を撞き、囃しながら町内を回るというものである。元来は子供の年中行事であったが、しだいに大人が参加するようになるにつれて派手になり、祭礼に真似て鼓笛を用いたり、力士宅で相撲を興行したりすることもあり、明和2年(1765)10月8日に咎められた²⁴⁾。安永6年(1777)10月には、町の境界を越えて隣町の亥の子と出会い、喧嘩口論になることがあるという風聞があり、藩はこれを禁じている²⁵⁾。厳島管絃祭御供船は、このような各町の住人間の対抗意識が生み出した町人主導の祭礼という性格が強かったといえよう。

2 管絃祭御供船の規制

年々華美になる船飾りの制作等には巨額な費用を要し、町財政や町人生活に多大な影響を与えたと思われる。広島城下町の町財政は、各町内で要する費用としての小間銀と、町組全体で要する費用としての大割銀とがあり、いずれも家持が各家の表間口の広狭に応じて負担していた。この小間銀と大割銀によって城下町の各町と町組の町政は運営されていたが、宝暦初年から広島城下では火災や水害が相次ぎ、また、藩が幕府公役(比叡山中堂諸堂社補修手伝)に要する経費負担を城下町商人の御用銀に賦課したため、町民の生活は

23) 『広島県史』近世2(1984年), 483頁。

24) 『広島市史』第2巻, 445頁。

25) 『広島県史』近世資料編Ⅲ(1973年), 796号。

極度に圧迫された。宝暦7年(1757)12月には「近年町方及衰微，家持共町出役銀出し兼候ものも数多有之」ため，課役負担を軽減する措置が取られている²⁶⁾。しかし，その翌年4月には，城下の東半分を焼失する「宝暦の大火」が起こっている。この年，藩は町民負担の軽減を理由に大割銀・小間銀に干渉を加え，両者を水主役銀とともに定小間銀として一括し，月割で徴収することにした²⁷⁾。

享保期以降，郡村支配が弛緩して貢租収奪は限界に達し，藩主浅野宗恒・重晟時代の藩財政は極度の急迫状態にあった。宝暦2年(1752)に藩主となった宗恒によって開始された宝暦改革では，政務の簡素化，諸役所の経費節減などがはかられたほか，徹底した緊縮政策が励行された。藩主自ら質素な生活を送って範を示し，広島家中の侍士は紬木綿の衣服で通し，絹類の着用は禁止された。明和2年(1765)の家中・広島町中への触書では過分の衣服や食事，音信贈答が停止されたほか²⁸⁾，城下町の風俗矯正にも力が注がれた。博奕や富鬮の類が厳禁されたほか，明和から寛政期にかけては辻躍り(盆踊り)や辻相撲，打上げ花火，婚礼の際の祝水や石打狼藉，胡祭りの夜間参詣などが次々と禁止された。安永5年(1776)には正月の左義長を行う場所が限定され，同6年には，子供の行事である玄猪祭に大人が参加して賽銭を集めることや，喧嘩口論，夜中の集会を催すことなども戒められている²⁹⁾。ただし，これらはやみくもに都市民衆の娯楽を禁止しようとしたわけではなく，秩序の形成とその維持が目的であった。だが，この時期に風俗矯正について繰り返し触れられているということは，裏返せば城下町町人の遊芸にかかる情熱の前に十分な効力を発しなかったということである。

明和5年(1768)からは7年間の「万端取締諸事御省略」令が布かれ，安永3年(1774)，この省略令は翌年からさらに7年間延長されることになった。しかし，この間にも，安永7年に11万石の損耗高を出した風水害が発生したほか，幕府からは，10万両の支出を強いられた明和4年の関東筋川々普請手伝いに続いて，安永7年には日光廟修覆手伝いとして14万両の支出を余儀なくさせられるなど，広島藩ではさらに膨大な臨時支出が相次いでいる。これ

26) 『広島市史』第2巻，327～334頁。

27) 『広島県史』近世2，491頁。

28) 『広島県史』近世資料編Ⅲ，688号。

29) 『広島市史』第2巻，429～446頁。

に対処するため家中から借知するとともに、城下富商からは御用銀を命じ、寸志銀献納を奨励した。城下定小間銀についても、小間につき銀3匁を増課するという非常手段を取るに至った。

このような情勢にあった安永6年(1777)6月16日、水主町の浅野家下屋敷で御供船を上覧した藩主重晟は、「画舫数十艘」が川を上下する様を見て不快感を覚えた。翌年、各町から「御供船」飾付けの予定を提出させたところ、自肅を申し渡していたにもかかわらず、前年よりさらに飾付けは派手になり、船数も増加していた。船飾りに金入地を用いるという風聞もあった。このため安永7年5月、「町々勝劣を争ひ候心にて、船飾等之儀我れ一と華麗を致用意」ような風潮を戒め、「去年之規りを不超」よう取締り、幟と吹貫各2本、日覆いは木綿、幕は絹か木綿とするなどの標準仕様を定め、制限することにした³⁰⁾。

元禄期以降、上方を中心とした遊興的な町人文化の展開は西国の地方都市にも押し寄せ、広島藩家中の生活様式と意識の変化をもたらし、土風の頹廃を招いた。寛永2年(1625)までは城下材木町にあった娼家は、藩命により厳島へ強制的に移転させられたため、広島城下には存在しなかった。また、城下では芝居・相撲・見世物興行が許可されなかった。これらを楽しむために、土民は宮島や近郊へと出かけるしかなかった。しかし、藩は享保17年(1732)に、近郊村の寺院などの開帳に行なわれる芝居や、佐伯郡井口村で催された相撲を土民が見物することを禁止し、寛保元年(1741)にはさらに、土民が市立や寺社の開帳に赴くことまで禁じている。享保20年(1735)、広島藩は家中に対して、「不宜風俗」が高じて若輩家中の中で出奔者が相次いでいることなどをあげ、武芸の稽古や経学・軍学に心がけるよう申しつけているが³¹⁾、藩主宗恒の代となった宝暦9年(1759)にも、家中の邸で酒宴・乱舞する者があるという風聞があり、改めてそれを禁じ、翌年には武芸奨励の趣旨を藩年寄に伝えている³²⁾。

宝暦改革では、藩は家中に対して格式にとらわれない諸事省略を要求し、宝暦4年から10年までの7年間、2つ5歩(半知)の上げ米を命じている。このほか永代録の実施など、家中知行地に対して徹底した制限を加えて家中

30) 『広島県史』近世資料編Ⅲ, 805号, 『広島市史』第2巻, 411~414頁。

31) 『広島県史』近世資料編Ⅲ, 552号。

32) 『新修広島市史』第5巻, 年表索引, 110~111頁。

に緊縮を要求し、その余分を領主財政に組み入れようとした。同6年には半知から1ツ5歩戻されて4ツ物成となったが、家中の窮乏は顕著であった。

しかしその一方で御供船の見物のためには、町人だけでなく、家中の者まで、高価な川船を借用するという風聞も絶えなかったことは事実であり、経済的な問題もさることながら、遊興的な町人文化を受容することにより武家の威厳が失われ、士風の頹廢を招くと考えられ、これも御供船制限の要因となったと思われる。

さて、藩により船飾りが制限され、囃子が禁止されたことにより、御供船はきわめて盛り上がりには欠けたものになり、存在意義さえも薄れたものと思われる。船飾りと囃子に規制が加えられた安永8年から寛政6年までの祭礼の様子を知ることができる資料は少ないが³³⁾、興の殺がれた御供船の出船数は激減し、火が消えたようになったことは疑いない。管絃祭御供船の見物は、城下士民に残された数少ない慰安となっていたが、御供船の沈滞化により、厳しい儉約令や借知などによって鬱積した士民の不満のはけ口は全く塞がれた状態となった。

3 管絃祭御供船囃子の復活

寛政7年(1795)6月9日、町奉行所は「厳島御祭礼御供船前々之通(船中カ)往来共囃子いたし不苦、并十六七両夜河内遊舟、盲女・坐頭を入[]三弦等を用ひ候儀不苦、尤浄瑠璃・伝之類者不相成」と、管絃船御供船の囃子を免許した³⁴⁾。安永7年(1778)の制限から17年後のことである。『広島市史』では、これは5組大年寄が協議し、「当時儉約令施行の際、一統相愼み、其趣旨を奉体すべきは勿論のことなれども、厳島管絃祭は御領分の大祭礼にて、諸国にも相聞へたることゆへ、御供船飾りの儀は御定法の通り相守るべきも、右船中往来并に河上の遊船等は十六・十七の両日間、座頭盲女を相交へ、軽き囃子音曲三味線等相用ゆるは、全く御祭礼を賑し候趣意」であると

33) 「村上家乗」では、天明4年(1784)6月16日(巻8,夏)のように「本河辺御供船粧飾尽美也」「河上数船弦歌所々賑ハシ」「夜旦那様隠密二御船屋敷へ被為入、直二御船二て河内を逍遥被遊候由也」と記述している年もあるが、寛政7年以降とは異なり、この間ほとんど御供船について言及していない。

34) 「村上家乗」巻19,夏(寛政7年)

いう理由から町奉行所へ内許を願い出たためとしている³⁵⁾。この上で、寛政10年からは、各町から御供船の船飾りを細密に絵図面も添付して町奉行所へ提出させ、物数寄による改正がないか確認した上で、許可されるようになった³⁶⁾。

町側が御供船の囃子復活を強く要望し、賑わいを取り戻そうと運動したことは事実であろうが、それによって藩が急転直下、認めたのではなく、藩側ではそれ以前から町人の歌舞・音曲について統制を緩めつつあった。寛政元年、藩は町方に対して未だ「町方数立候者共之子供八勿論、中以下之子供迄も近来八遊芸専致稽古、剩人二寄り身振り杯ヲも稽古致させ」ている現状を非難し、「三味線・身振りなと稽古致させ候余暇も有之候者銘々家業之教可致筈」と、城下で行われる歌舞・音曲を全面的に禁止していた³⁷⁾。しかし、その2年後の同3年7月になると、その禁制を大幅に緩和した。すなわち「老幼之養ひ且家業之いとま心得違ひだ二無之候ハ、折節勞ヲ慰メ候程」の歌舞・音曲、具体的には、婚姻などの祝事における謡・発声、家内での謡・音曲・発声稽古、乱舞や謡興行のための稽古などを免許したのである。また女子の小歌・三味線稽古も、老人保養、女子成育のためには必要なものとして許可した。ただし、浄瑠璃・「道行もの」・「正伝ぶし」は許さず、人が集まる場面での囃子もこの時点でも認めなかった。町人が士中に対して謡・乱舞を指南することは許したが、音曲の指南は堅く禁じている³⁸⁾。すでに指摘したとおり³⁹⁾、藩は寛政から化政期かけて民衆の道德矯正策を続行させながらも、遊芸統制策を緩めた。この背景には根底から動揺しつつあった幕藩体制を仁政イデオロギーによる民衆教化により再建しようとする意図があった。

寛政7年に御供船の囃子に対する規制が解除され、御供船が復活すると、見物のための遊船も復活する。家老東城浅野家では、元安川河口に近い六丁目村船屋敷で御供船を見物しようとする当主の妻女、それを認めようとする

35) 「村上家乗」も、注34の免許は「触二者無之、大年寄五人之存意と申唱二而町々住人へ申談」じた結果であると記している。

36) 寛政10年「堀川町覚書」(広島大学大学院文学研究科日本史学研究室蔵)、『広島市史』第2巻、428頁。

37) 前注寛政10年「堀川町覚書」。

38) 『広島県史』近世資料編Ⅲ、985号。

39) 前掲注2論文。

家司の辻並次に対して、勘定奉行村上勇蔵は次のように反対する⁴⁰⁾。

承候得八明日御舟遊御座候由、巳年以來御俟約二よりて八、十六七日夜御舟遊など、申儀是迄無御座候、然処当年者公儀御節俟もゆるミ、十六七日夜各別賑敷、先日以來借船も無之、坐頭・盲女も何程高金二雇可申とて、吾人も無之など、申程之儀二御座候、此調子へり今当年俄二御舟遊など、申儀御実意・御外聞とも甚以気毒千万奉存候、たとへ公辺者いか様二而有之候へとも、此方二者やハリ従來之御見識御守被成、当年之處者一入御慎被成 御事二付右之段申候(後略)

寛政7年に囃子が復活した御供船は「囃子二而一艘ツ、順々致川入、両岸又橋上見物之男女如雲上」くで、船数は90余艘もあったと「村上家乗」は伝えている⁴¹⁾。村上勇蔵は、広島藩家中の風紀を引締め、土風を守る先頭に立つべき家老家としての立場、また財政的危機に直面する東城浅野家の勘定奉行としての立場を守るため、何としても遊興のための出費を回避したかった。しかし、それを押し切ってでも見物したいという、遊芸を好む風潮が城下の土民の間を席捲していたと考えられる。藩でもこのような風潮を抑制することはもはや不可能であった。

寛政2年6月、町奉行所は例年同様、御供船飾りの華美を戒める触書を出しているが、それには「尤諸事時節柄二連候儀二者候得共、一向相止メ候様二而者如何敷候条」⁴²⁾、さらにこれが囃子復活後の寛政10年になると、「例年六月十七日厳島明神祭礼二付町々方御供船指出シ倍仰(陪行カ)いたし候段尤之事二候」というように、御供船の存在を是認するような文言が見えるようになる⁴³⁾。これらの文言は、寛政2年以前には触書中には見ることができなかった。6月17日に開催される厳島管絃祭は、広島藩領内における最大の祭礼であり、広島にも多数の観光客や商人が集まった。享保・元文期に急速に広まり、城下町各町が出すようになった御供船は、半世紀が経過した明和・安永期には、すでに大多数の城下町の土民や近隣の領民が大いに楽しむ城下町の年中行事として定着しつつあった。藩財政再建、風俗取締りのため

40) 「村上家乗」巻19、夏(寛政7年)。

41) 前注に同じ。

42) 『広島県史』近世資料編Ⅲ、956号。

43) 注36 寛政10年「堀川町覚書」。

とはいえ、多くの観覧客が見込まれる御供船の船飾りとそして囃子までを規制して興を殺ぐことにより、御供船自体が衰退してしまったのでは、城下町の商況にも大きな影響を及ぼすことが想定された。

宝暦3年(1753)から開始された藩政改革では、諸事省略令にもとづく財政支出の削減、郡村支配の強化による貢租収納の確保をめざす諸政策が実施に移されるとともに、借銀整理も積極的に行われた。その結果、40万両といわれた大坂借金は明和2年までに約7分の1まで減少している。

しかしその一方で、藩は領内の商品生産や流通へ深く関与して利潤を追求し、財政補填に寄与させようとした。国産自給化政策を進展させる中で、専売制のもとに置かれた板・材木・鉄・紙などについては増産を図る一方で、抜荷・抜売は厳しく取締った。他国米の移入やその販売、領内米の移出はとくに厳しく統制され、領国経済の中心的な役割を果たしていた広島城下町では、5ヶ所の川口番所で「川口入津米」が厳重に差し止められた。入津許可期間内でも、移入先、売先、その石高を勘定所に届ける必要があった。このような統制経済下において、広島城下商人の経営は圧迫され、城下町は沈滞化したことが想定される。

同(寛政7年6月)十九日、町方の者、何にても御城下販ひに相成り候義もこれあり候はば相考へ書き付け差し出し申すべく、町奉行所門前へ箱出し置き候間、夜中その箱へ封書入れ置き申すべき由の御触出る⁴⁴⁾

これは町医と思われる人物が書きとめた記録で、読本的な記事も多いためその点検討を要するが、御供船の囃子規制を解除し、その年の管絃祭が終わった直後に、藩側が城下町の活性化に関する意見具申を町方に対して求めていることがわかる。藩側が城下町活性化のための梃入れを模索し、その一つの策として管絃祭御供船の復活が、藩側・町方側両者から期待される存在として改めて注目されることになったのではないかと考えられる。

このような藩の方針変化の契機になったのは、天明7年(1787)に広島城下で発生した大規模な打ちこわし騒動である。天明2年以降、広島藩では凶作が続き米価が高騰した。米穀商の中には買占め・売り惜しみをする者があ

44) 進藤寿伯稿・金指正三校注『近世風聞・耳の垢』(1972年、青蛙房)。寿伯は幕末の広島町医で、父について広島藩御医師格となった。この資料集は、寿伯が残した「耳の垢後編草稿」9巻(呉市仁方・相原家蔵)から、校注者が年次順に配列し、原文を読みやすく直したものの。

り，9軒にのぼる米屋・質屋が打ちこわしにあっている。当時の広島城下町では，家持に対して借家人の比率が高く，米価高騰などを契機に騒動が起こる状況が常に存在していた。この打ちこわしは，藩による一連の緊儉政策や風俗取締りに対する，やり場のない民衆の鬱積の発散とみなすことができる⁴⁵⁾。

4 寛政期以降の管絃祭御供船 資料紹介を兼ねて

寛政7年に管絃船御供船の囃子の制限が解除されて以降，明治3年までの各年次については，「村上家乗」などの資料により，出船数や船飾り，それを見物するために集まった人々の様子などを比較的知ることができる。実際観覧していても，御供船の全貌を見たのではなく，風聞だけを記している場合もあり，記されたことが真実であるとは限らないが，これまで，御供船に関する資料紹介や，検討された事例は少ないので，以下長くはなるが紹介することにする。「村上家乗」では，村上家で御供船を見物に行くか否かは別にして，その動向は当主の関心事であるためか，6月16日から18日にかけての日記には，御供船の出船，厳島の夏市・管絃祭，御供船の戻り船について何らかの記述がある場合が多い。煩雑にはなるが，宮島の夏市や管絃祭に関する記述は除き併せて紹介する。なお〔 〕内は6月の日付(6月以降に延期された場合は月も)，〔 編 〕(寛政8・9年)とあるのは，広島藩の編集局「御旧記調席」に所属する役人の記録である「編年雑記」⁴⁶⁾からの引用である。

寛政7年(1795) 18日 厳島御供船今日帰帆，囃子二而一艘ツ、順々致川入，兩岸又橋上見物之男女如雲上段有之由，船数九十余艘有之候由承ル也

寛政8年(1796) 17日 吟日迄御穩便二候得共，今曉者管弦有之，御供船御用船計出ル〔 編 〕

寛政9年(1797) 10日 去年六月出船二付十七夜御供船并宮島不景氣之処，当六月十七夜前囃子下調，町方賑敷，宮島も人多候由，〔 16日 〕夜雨

45) このことは，すでに前掲注2 拙稿「広島東照宮の『通り御祭礼』について」で指摘した。

46) 広島大学附属図書館寄託 加計隅屋文書。

風強，御供船江波辺迄出候処不成渡海，同十七日・十八日管絃祭延引，
 [19日] 曉大風，町丁場位之出水，当年町方御供船かさり別而宜所，右之
 通り故出船追々故，帰り八揃ひ可申，依而見物人も多可有之所，打続天
 気悪敷故，帰之程不相知，尤町二寄帰り又出候由之沙汰，廿日迄八管絃
 有無暇と不相知，廿日昼過方御供船帰る，雨天二矢倉浜群集〔以上編〕

[16日] 巖島御供船当年一入美々敷由，見物 集いたし候由也， 例
 年より各別替候事も無之由也，[17日] 夜風不穩，巖島神事延引之由也，
 [19日] 夜巖島御神事相済候由也，[20日] 巖島御供船河入殊之外美々敷
 賑ひ候由也，幕幟其外悉く雨二濡候而大なる失墜之事と聞ル也

寛政10年(1798) 18日 巖島御供船帰帆為御見物，浄智院様，御雅様御船
 屋敷へ被為入，十三端御船之中より密二御覧被遊候由也，右相済直二六
 丁目御屋敷へ御出被遊，遅く御館へ被為入候由也

寛政11年(1799) 18日 藤次郎朝来，御供船之帰を見物二参ル也

寛政12年(1800) 16日 巖島御祭礼，町々御供船饒当年者各別美々敷事
 之由，水陸見物之群集，遊船之 類年々溢繁花之由也，[17日] 巖島御供
 船之帰帆を為可被遊御覧，御奥向御船屋敷へ被為成候由，早朝今門より
 御船二而御出被遊候由也，少将様於御泉水館御供船帰帆を御覧，仍之御
 供船悉京橋川へ入候様被仰付， 者御船屋敷二而者御見物も相成不申二
 付，川御座舟二而沖へ御出被成，京橋川へ入候処を御覧被遊候由也

享和元年(1801) 16日 夕方藤次郎恒例之巖島祭礼莊船見物二参，又桑原
 氏二宿也，[18日] 御前并おたつ様巖島御供船之戻りを為御覧御船〔 〕被
 為入，御微行之由也，御幼年なりし御代なれば，かゝる事之御覧 有間
 敷事也，其上深広院様・海嶽院様御忌日，又御内々者景 院様御忌日也，
 しかればたとへ御幼君御好ミ有之候共，執権家御教訓申上，御留メ可被
 申筈也，況御幼君いまた不知召事なれば，御好可被遊様も無之候を，執
 権御勸被申上，御出を被催候と申は如何成ル意候や，忠臣こそあらずと
 も中人も所不忍也，執権家不忠といふへし，噫

享和2年(1802) 17日 巖島御従船も当年八全く去年之通二而新意も無
 之，囃子も不致，静二有之候由也，巖島も参詣少ク大劇(ヲ、シバイ)も
 不来，甚寂敷(サヒシキ)市之由也，[18日] 藤次郎巖島従船之帰帆を見物
 二桑原氏へ参也

享和3年(1803) 16日 おたつ様曉七つ時御供揃二而御船屋敷へ御成被遊

也，今夜中巖島御供船之出帆を御覽被遊候思召也，〔18日〕巖島御從(トモ)船帰帆御覽被遊候ため，少将様水主町御屋敷へ被為入，寿之助様弥市之番所へ被為入候由也

文化元年(1804)〔18日〕夜六時過於たゞ様被為入也，少く御船量被成御座，御船屋敷二而暫御休被遊候由也

文化2年(1805)〔16日〕夜家来為次・与吉を供奉(ヲトモ)船見物二遣也，藤次郎等は不参

文化4年(1807)〔16日〕夜巖島供奉船(ヲトモブネ)出帆，経鼓(ハヤシ)喧敷聞コル也

文化7年(1810)〔16日〕嘉代長束一郎右衛門方方さそ八れ江辺御供船見物二舟行，長束氏一家一本木二往，三上之御供之由，長束女同様二来ル，嘉代夜帰ル，〔17日〕夕桑原平之進君来，嘉代ヲ伴ひ帰り，明朝之帰帆ヲ見物せん為也，藤川おもとヲも同伴也，〔18日〕巖島祭礼御供船帰帆ヲ見物二参ル，本川辺，八木為之助同伴也

文化8年(1811)〔16日〕づる，松本氏内室同伴二，三上秀蔵妻と水辺へ舟二而御供船見物二参由，夜長束民蔵同伴二而出船ヲ見物二本川辺へ参ル

文化9年(1812)〔16日〕嘉よ松本玄順方被誘御供船見物，本川辺江舟二而逍遥致ス也，去年之通三上秀蔵方二参り候由

文化10年(1813)〔18日〕去ル十六日之夜京橋傾キ騒動致候由，二八不及，京橋川二も御供船出ル故，見物之人多ク片ズリ候中タヲミ候由

文化11年(1814)〔16日〕夜御供船為見物藤川為之助・由良兵蔵ヲ伴参ル，微雨降故さひしき方也

文化12年(1815)〔17日〕巖島御祭礼，尤御供船者至而少候由，当九月東照宮御祭礼有之故也，

文化13年(1816)〔19日〕今日御供船戻り候由，松本豪・長束龜之丞・松本玄順，同おみち，，滞留之老人豪実家之 八十余歳 并二下男 六人 舟(ハシケ)二乗，御供船見物へ参り候処，水八多ク，棹人八下手二而 瓦焼ル処二 覆ル，早速同処方 屈強之者大勢出助ケ命なと八 助候由，扨々厄事哉，可成可畏

文化14年(1817)〔16日〕御穩便二付鳴物不相成，巖島之御祭礼御延引，廿・廿一二相成候由，〔21日〕退かけ三丁目浜へ参，御供船之帰ルヲ見ル，胡町之船色幕并幟類出来，猩々緋二関羽・張飛之繡(ヌイ)驚目候也

文政元年 1818 日 16日 夜祖母君幾太郎・石井於ひて・岩之進ヲ伴ひ三丁目浜辺へ御供船ヲ見ニ参ル

文政3年 1820 日 18日 戻り船為御覧御船屋敷へ御出被遊候，人通り多候故，朝六ツ時罷歸ル也

文政4年 1821 日 16日 夕角人井口勇ヲ伴ひ御供船見物ニ出，舟数少ク十艘余見ゆる也

文政5年 1822 日 16日 夜御供船〔 〕祖母君御出，皆参ル也，〔 19日 昨日角人井口勇同伴，長束貞哉方へ戻り舟為見物参ル，夜貞哉送り来り酒ヲ出ス，昨日御うへ様御供舟為御覧川下へ御舟ニて御出被遊候由

文政6年 1823 日 15日 吟日大雁木下ニ御舟飾り有之，拝見之人殊外群集いたし候由也，〔 16日 夜角人ヲ伴，三丁目浜へ御供舟見物ニ参ル，今年者不景氣，人出も少キ様ニ見ゆる也

文政7年 1824 日 16日 夜角人ヲ伴，櫓之下迄御供船見物ニ参ル，今年も数少，不景氣ニ有之趣也

文政8年 1825 日 16日 角人夕方御供舟見物ニ参ル，今年者式丁目之船新ニ幟幕ヲ調へ美麗ヲ尽し，幟八升(昇カ)龍降龍之繡，上之幕桐ニ鳳凰，艫幕山ニ虎ヲ繡候由，其外格別新物も無之よし也，〔 18日 〕佃卯助次男熊次郎席書相催申候由，角人参ル，尤長束貞哉方よりも申参り，朝ヨリ出かけ，御供船之戻り見物 も参り，昼後ニ長束貞哉船ニて川内ヲ遊候由，堀尾俊人・森仙太郎同伴也

文政9年 1826 日 16日 角人三宅角馬ニ被伴，御供船見物ニ参ル，〔 17日 〕巖島祭今年者殊外人出少ク，不景氣ニ有之よし，畢竟米価高直之故なるへし

文政10年 1827 日 16日 夜万之進ヲ伴，御供舟見物ニ参ル，今年者町方稍賑敷，船之出も多，幕など新ニ造候も有之由

文政12年 1829 日 16日 三宅家内遊船参候よし，角人被誘参ル也，夕万之進ヲ伴ス，御供船見物ニ参ル，今年者米穀高直故か右方之人出一向無之，不景氣也，御伴船者新製之幕なども有之，賑敷方也

天保2年 1831 日 16日 万之進ヲ伴，御供船為見物三丁目浜本川辺江参ル，御供船八，九艘あり，飾り者殊外美麗也，今年者在中之人出者少キやふに見ゆる

天保3年 1832 日 18日 万之進森直人ニ被伴，御供船見物ニ参ル，御船屋

敷田万次郎方江参り昼飯出，夫より森江参候よし

天保4年(1833) 17日 厳島社祭礼，米穀高直ニ付不景氣ニ可有之处，御供船も相応出，且在中之人出も近来稀之群集，賑敷事ニ候之よし也

天保5年(1834) 16日 夕万之進御供船見物，石井寿太ニ被伴参ル，厳島御祭礼，今年八人出少ク不景氣之方ニ有之由，御供船本川ニ二艘，本安川ニ五艘，京橋川ニ二艘，都合九艘程出候由

天保6年(1835) 16日 矜日者御供船出候故水陸共殊外賑敷候也，水主町御屋敷ニ而も殿様出船を御覧被遊候由，船者早ク本川へ回り居候よし，本安川ニ者不居候也，跡より佐藤家内・堀尾於かね御供船見物ニ参候由ニて水亭へ立寄，九時比皆々帰ル也，厳島御祭礼御供船，近年者不景氣ニ而十艘内外之事ニ候処，今年者廿三，四艘も出，幟幕新調多，錦絹驚目候事共，囃子八不残いたし，中ニ二艘音楽いたし候も有之由，殿様町内御通行之節，釣燈も其儘，店も戸を不閉候様被仰出候由，[18日 矜日御供船戻り為御見物御宇衛様・於 殿川下候御船ニ而御出被遊，御供佐藤翁助也，今朝も殿様水主町御屋敷ニて御覧被為在，別而賑敷候由，角人御船屋敷江見物ニ参候由

天保7年(1836) 16日 厳島御祭礼御供船出候義，水難ニ付用捨いたし候様とのふり合ニ而，御用船三，四艘出候のミニ而甚淋敷方之由，近村人出も少ク，四国辺も豊作之様ニて予州辺方人出多く有之由

天保8年(1837) 16日 恒御供船為見物本川辺へ夕かた遣入也，町方御供船，本川・本安川十一艘程出候由，今年者米穀極高貴之時節ゆへ得不出候趣ニ候処，上より移り合有之，壱艘ニ米三俵ツ、飯料御仕向有之，出候事ニ相成候よし，殿様御覧御出者無之候由也，[18日 旭峯院様水主町右近様之御下屋敷御借受ニて御出，御供船之戻りを御覧，堀尾・佐藤家内共被召連候由，御供類之内佐藤氏昼後より堀尾氏被参，御往来共御船之由，御下屋敷は真之御借用，あの御方よりは一円御人出も無之よし也

天保9年(1838) 16日 矜日御供船出八すれとも，右御巡見事故か殊外不景氣，人出も無之

天保11年(1840) 16日 御供船本安川三艘，本川七艘，京橋之川三艘，都合十三艘出候よし，恒六蔵從江見物ニ行也，今年処々水損之故歎人出は些少ク，不景氣之由也

天保12年(1841) 16日 御供船は至而少ク，本川・本安川ニ纔三艘出候よ

し也

弘化3年(1846) 16日 夜梅佐藤江被誘御供船見物二行，当年者久振二御供船出，町中一統燈をも点し，殊外賑敷，人出も多有之候由也，御供船並町中釣燈者去ル天保十二年比方歟相止，当年久振二而出ル也，廿四艘出候由，近来松野只次郎殿町奉行転役，当時湊源太郎殿・沢井善助殿者温厚之人二而町方気受も善，夫故歟何事も追々緩ミ復旧之趣二相聞る也，[18日 慈君梅を御連中島柳町迄御供船戻り御見物二御出被成，当年者貞之丞様水主町御屋敷方御覧被成候付，不残本川江戻り，廿三艘皆々吹離子等致，殊外賑敷由也

弘化4年(1847) 16日 当年も昨年之如御供船殊外立派，不残離子二而賑敷候之由，殿様水主町屋敷江被成御坐，御覧被遊候由，[18日]今日御供船戻り，定之丞様水主町方御覧被成候由也

嘉永元年(1848) 16日 当年も御供船賑敷仕候様町方江移合有之候由二而賑敷趣也，夕方鼓笛之声聞工候也，[18日]今朝御供船帰り，定之丞様水主町御屋敷江御覧被成，殊外賑敷有之候由也，終日鼓笛之声喧相聞る也
嘉永2年(1849) 16日 当年者御時合二付今晚御供船中島方一艘出候など []惣体も至而淋敷由也，尤後二承候処，在中者大分出，旅人も相応二参候由也

嘉永3年(1850) 17日 巖島祭礼昨日人之出相応二者有之候得共，例年之三步一二も不至，町方諸商大二不景気之由也

嘉永4年(1851) 16日 極夕方慈君お梅を連御供船見二御出被成，当年者又々出候事二相復し，十二艘出候由也

嘉永5年(1852) 16日 夜前四ツ時比京橋落，橋上之遊人数十人水中江陥，大變二有之候由，畢竟京橋町三軒紺屋，堀川町杯之御供船夜前方浮候処，見物成群衆頗橋上二充滿し，夫か為二橋柱一本水際壹尺許上方折，橋南方江傾倒レ，其通り二居候見物人悉入水，怪我人余程有之，尤差向死人者無之様子二相見候由，定而橋柱朽居候之事二而も可有之，何様珍事也，幸潮有之，月者明也，遊船数艘有之，彼是二而不残命を失二不至候由，尤甘酒・砂糖湯売等之荷覆り，段湯火傷致候もの有之由也，当年巖島祭礼御供船十八艘出，全体旅人・在中之出も多，殊外町中も賑敷由也

嘉永6年(1853) 18日 当年者巖島祭礼惣体淋敷，且御供船出入町家賑敷

御制度二而見物遊船等至而少く，三絃等之声も絶而無之候由也

安政元年(1854) 16日 当年巖島祭礼御供船も当処二而者飾等付不申候様二との事二而，御用船之外壱艘も不出候由，何分惣体旅人等も寡，淋敷趣也

安政2年(1855) 16日 昨年之通今日御供船者御用船耳二而，飾も当所二而者不致候事也

安政3年(1856) 17日 巖島社祭礼当年者他国参詣多有之候由也，御供船者川内方飾者不附候由

安政4年(1857) 16日 巖島市当年者殊外人出多，町中賑ひ候由，尤御供船者当年も不出候由

安政5年(1858) 18日 巖島祭礼当年者殊淋敷候之由也

安政6年(1859) 16日 当年者久振二而宮島祭礼御供船出候由，夕慈君千代雄槌を連御見物二御出被成，道中方雨降出，極夕罷，御宇衛様御船屋敷江御出，長束市郎右衛門裏方御見物被遊候由，御供善大夫被罷越，周防様二も御内分本川万束屋^{當時}何某与申酒肆之水亭を御借御出被遊候由也，[17日] 夜前御供船本川・本安江九艘ツ、，京橋江五艘，都合廿三艘，皆々賑敷囃子出候由也，殿様・少将様・梅梢院様二も御覧被遊候由，前廉以来風説喧有之候処，其義者無之，畢竟大光院様御一周忌迄者御慰事者不被為在殿様思召二付，御方々様も其義不被為在候之由，御厚篤之御義共乍憚奉戴いたし，[18日] 今朝御供船戻り者囃子者御差留二而飾計，尤見物之人出者多有之候由也

万延元年(1860) 16日 明日巖島祭礼二候得共，当年者旅人等も稀，在中之出杯も至而寡く淋敷事之由，尤御供船者少将様水主町御屋敷方御覧被為在候二付，不残本川江回し賑敷候由也

文久元年(1861) 16日 夕千代雄槌御供船見物二参，当年者御両殿様水主町御屋敷江被為入，御供船も皆々本川江出候由，尤旅人等之出者至而少候由也，[18日] 御宇衛様今曉七時御供揃御忍供二而御船屋敷御茶屋へ御出被遊，御供船戻り御覧被遊，夜中被為入候由，当年者舟数も多，皆々迎船囃子有之，殊之外賑敷候由也，尤在中・旅人之出者至而少候由也

文久3年(1863) 17日 当年巖島祭礼在中并他国共殊之外人出多，賑敷候由，尤例年之御供船者川中二而者飾を不附候由也

元治元年(1864) 18日 当年者宮島御祭礼在中人之出相応有之，旅人も多

候由也

慶応2年(1866) 10月16日 予明日巖島社祭礼有之、今日御供船も八艘出候由也

慶応3年(1867) 16日 長束清次郎来、当年者宮島祭礼御供船出、殊外賑敷趣二付、来ル十八日二何れも戻り船見物二同方へ参候様二与申聞候由、御供船出船賑敷趣二而、夕方南方鼓笛之音喧闐たり

明治3年(1870) 16日 当年者広島者御供船町々不残出シ、御方々様御覧も有之、今日者殊之外賑敷由也

明治4年(1871) 17日 予今日巖島祭礼、昨日者余人出も多く、市中賑敷由、尤御供船者三艘出候之由也

以下では、管絃祭御供船のその後の経過と藩の対応について検討する。

嚙子規制が解除された寛政7年(1795)から寛政末年までが御供船の第2の最盛期であった。先述したように、寛政7年の御供船の船数は90艘を超え、その復活を待ちかねた領内外の士民がこぞって河岸や橋上、あるいは遊船を借りて御供船の出船と戻り船を見物した。その翌年の同8年は、管絃祭直前の6月5日に広島城下大半が浸水し、5橋が流出するという大水害が発生したため、御供船も御用船だけとなったが、その翌9年は悪天のため御供船が揃って出発できず、管絃祭も延期され、戻り船は20日まで延期になった。それにもかかわらず、広島城外堀端の元安川矢倉浜で多くの群集が戻り船を見物している。

広島町奉行は寛政10年、各町から船飾りの細密な絵図面を提出させ、「物数奇相改候儀者決而不相成」と厳命している。しかし、絵図面提出後に船飾りを見分したところ、提出させた図面とは相違するものが数々現れた旨が町方へ示されている。このことから、町人たちの船飾り制作にかける積極的な意欲をうかがうことができる⁴⁷⁾。

前述したように、寛政2年以降御供船の存在を是認するようになった町触は、寛政12年には「御供船飾立の儀八元来諸民信仰の深念に基くこと故、格別華美を競ふべき筋にはこれ無く、宮島着岸の上は同処の賑ひにも相成るべきにつき、成規の飾付を為すは苦しからざるも、広島にては飾付を為すに及

47) 広島大学大学院文学研究科日本史学研究室蔵・寛政10年「堀川町覚書」。

ばず，成る丈け手輕に為すべきこと肝要たるべし」と，広島での華美な船飾りにはなおも否定的ではあるが，宮島(ひいては城下町の)活性化，賑わい創出と商況好転への期待を込めたものとなっている。御供船の経済効果が改めて藩首脳によって認識されていることがわかる。この寛政12年には，京橋川を望む泉邸(上流川町にある浅野家別邸)で，「少将様」(隠居した前藩主浅野重晟)による戻り船の上覧があり，厳島から戻った御供船はすべていったん京橋川河口に集結し，泉邸付近まで京橋川を遡上した。船飾りの制限が出された前年の安永6年(1777)，当時藩主であった重晟の上覧は検閲的性格が濃かった。寛政12年の場合も船飾りの制限が遵守されているかを検分するという意味合いもあるが，揃って京橋川を遡上したのは，重晟の上覧という目的だけであることから，東照宮「通り御祭礼」でも見られたような，藩主(ここでは隠居)と城下町町人との表面的な「交流」がここにおいても実現したと考えることができよう⁴⁸⁾。

享和元年(1801)以降，文政初年頃までは，文化12年(1815)の広島東照宮「通り御祭礼」，文化14年の「御穩便」などの特別な理由がある年を除き，寛政年間には及ばないとしても，相当数の船数が出船し，これを観覧するための人出もかなりあったようである。この時期は広島藩領内でも好景気が続くと同時に，それに対応するかのようには風俗も乱れている。文化末年ごろには児童の遊戯にすら相撲が盛んに流行し，文化13年の広瀬神社秋祭りには，その境内で初めて晴天7日間の相撲興行が公許された。その2年後の文政元年(1818)春には，観音村沖新開修築落成記念の大相撲興行も行なわれている。歌舞・音曲の禁令もしだいに弛緩し，文化元年(1804)6月，紙屋町今津屋周蔵ほか3名が，頼まれて多人数を集めて身振狂言を演じ，また，新川場町の小吉など2人が源勝院を欺いて客室を借り，多数の男女を集めて「身振り・物真似等」を演じたことを咎められ，それぞれ追込に処されるという事件が起こっている。同年同月，広島城下の「年中諸祭礼の時，処々にて俄に屋台やうの物を仕組み，小児に狂言致させ，三味線・太鼓等にて離立て，曳き廻

48) 前掲注2 拙稿「広島東照宮の『通り御祭礼』について」では，藩主と城下町町人との表面的「交流」について，東照宮「通り御祭礼」，明和8年以降，新たに勧請された広島城三の丸稲荷社へ一般庶民の参拝を許可したこと，文化3年に藩主の長寿を祈念するため城下町竹屋町で開始された「国主祭」などを例にあげて，藩主と城下町町人との間で表面的な「交流」が開始されたことを指摘した。

る風」があり、これももちろん禁止されている⁴⁹⁾。

城下町5組から、創意工夫を凝らし、美を尽くした石引台、計5台の練物行列が参加した文化12年の広島東照宮「通り御祭礼」は、まさに宝暦から天明期に実施に移された藩による風俗規制が緩和された年代にあたる。城下町町人の芸能文化の展開が爛熟期を迎えていた。

しかし、文政年間も後半になると御供船の出船数は、天保6年(1835)の23~24艘、弘化3年(1846)の23艘などを除くと10艘内外にまで減少してしまい、観覧者も少なく、淋しいという記述が目立つようになる。天保12年から弘化2年までに至ってはほとんど御供船が出ていない。

この御供船の沈滞化は藩経済悪化の時期と重なる。広島藩では文政年間に入る頃から貨幣金融が次第に混乱し、文政3年(1820)には札場での藩札と金銀との両替が困難な状況に立ち至っている。このような金融逼迫の状態は他国商事が行われる城下町や港町に暗い影を落とした。藩札価は信用を落として下落し、公定相場を崩壊させる銀歩高値の取引が横行するようになった。藩はその取引を抑制できず、諸物価はしだいに高騰するようになった。天保初年からは天候不順が続き慢性的な凶作となった。つづく天保7,8年には領内は未曾有の天保飢饉に見舞われる。しかもこうした状況の中で、天保5年には饒津神社の造営、同6年には藩主斉肅と將軍家斉の娘末姫との婚儀、そして同7年には美濃・伊勢諸川普請公役と巨額の財政支出が相次ぎ、藩財政は破綻の危機に瀕した。しかも、これに対して藩首脳は弘化4年の改印札発行という藩札乱発以外に有効な財政危機打開の対応がとれず、結果として同年は「四十掛相場」、嘉永5年(1852)には「五百掛相場」の旧札の切下げという前代未聞の経済政策の断行を招くことになった。これらの銀札騒乱は広島城下をはじめとする経済界に金融梗塞、商況沈滞という大不況をもたらしたのである。

このような不景気の中で、広島町の町方では御供船を出すような余裕はなかったと思われる。天保6年は、新藩主斉肅の襲封後初めてのお国入りがあった。この時は城下には奉祝ムードにあふれ、「御供船の行列も美粧を凝らし、殊に鉦鼓管絃の音曲を入れ、例年よりも殷賑を極め」た⁵⁰⁾。「村上家

49) 『広島市史』第3巻, 26~27頁。

50) 『広島市史』第3巻, 244~245頁。

乗」によれば船数は22,23艘を数えた。御供船だけでなく、この年は城西3番櫓付近において連日盆踊りが開催されている。踊りの輪数10余、露天を営む者は20余もあったという。新藩主斉肅も水主町下屋敷で、御供船の出船・戻り船をともに観覧した⁵¹⁾。

その翌年にあたる天保7年は大水害があり、それに続いてこの年から領内は天保飢饉に直面した。米価など諸物価が暴騰、悪性インフレが城下町を席捲し商況は衰え、城下町財政も危機に瀕した。町方では御供船を出せるような経済的状况にはなかったと思われる。天保8年には、藩から御供船1艘につき飯米3俵の御仕向(助成)があったことを「村上家乗」は伝えている。安永以降、藩により船飾りなどの制限を受けながらも、町人たちが自らの手により盛り上げてきた御供船であったが、天保期には藩からの経済的助成を受けざるを得なくなっている。御供船は町人の手による都市祭礼という性格で開始されたが、藩から都市活性化の切札として認識されると同時に資金助成を受けるようになり、その性格も変質することになった。

天保12年5月からは、幕府では老中首座水野忠邦主導のもと、いわゆる天保改革が始まる。この改革では、高価・華美な調度品等が停止され、風俗の乱れに対して厳格な取締りが行われた。広島藩でも、天保12年から年寄今中相愛とその腹心である広島東町奉行兼勘定奉行頭取松野唯次郎が勘定方の実権を握り、前述した藩札濫発を特徴とする経済政策を主導した。儉約令を継続したほか、天保12年以降、氏神祭礼に太鼓を鳴らすことを禁じ、玄猪祭は従来3日間であったものを1日とした。10月の胡子祭でもこれまで社前の山陽道に住吉釣燈20張点火していたものを撤廃、その他、町境や小路の大釣燈を廃止、上品高価な品物だけでなく小児用の線香花火まで販売を禁止するなど厳格を極めた。この儉約令によって士民のささやかな娯楽も奪われていった。この間の「村上家乗」に御供船の記録は見られない。この厳しい儉約令に対する町人による反発は強烈なものがあったと思われる。弘化3年に松野が退役すると、嘉永5年までの短い期間、御供船は一時的な活況を呈した。しかし、それは町方の経済力による復活ではなく、藩からの助成を受けて、たとえば嘉永元年(1848)のように「御供船賑敷仕候様」町方に指示があったからに過ぎなかった。明治維新後、御供船が全く廃れてしまったのも

51) 前注に同じ。

ここに大きな要因があると結論づけることができよう。

おわりにかえて

巖島神社管絃祭御供船は、藩の主導による官祭でもなく、氏子組織を基盤とした祭礼でもなく、自立した町人によって享保・元文期に創設された都市祭礼であった。最盛期には、各町が奇抜な船飾りと囃子を競い合い、町人が都市祭礼独特のエネルギーを発揮して祭礼を盛りあげた。町の間で何らかの申し合わせがあったのか否か明らかではないが、御供船を出すか出さないかは各町の自主性に任されていたと思われる。しかし、その後の祭礼の盛衰から推測するに、祭礼の経済的基盤は決して堅固なものではなく、城下町の経済的動向、財政状況に左右されやすく、また宝暦改革の儉約令および風俗矯正政策などの藩の規制の影響を受けて沈滞化することもあった。しかし城下町町人の祭礼復活への並々ならぬ意欲、藩による一連の緊儉政策や風俗取締りや経済政策に対する民衆の不満が、米穀商などへの打ちこわしという形で現れたことから、藩は音曲規制緩和の政策転換を余儀なくされた。御供船の囃子規制も解除されて、寛政7年に御供船は一旦は復活する。藩が城下町活性化の一手段として御供船を利用しようとしたことも推測できる。

その後の天保期以降は、藩権力の経済政策失敗による長期にわたる不況、城下町財政の悪化もあり、御供船は例外的な年代を除いて長く沈滞化することになり、天保年間以降は、寛政年間の輝きを取り戻すことは出来なかった。

しかし長期化する不況により、城下町の町人の活力が全く衰退してしまったと結論付けるのは早計であろう。本稿では触れることが出来なかったが、文久2年(1862)、それまで藩から禁止されていた城下町の風俗規制が全面的に解除され、芝居・見世物などの諸芸能が許されると、この年、城下各所では連日のようにこれらの興行がめまぐるしく繰り広げられ、城下町はこれまでにない活況を呈した。さらにこの年は町方からの願いにより、本川・元安川の川浚えが行われた。その費用負担は半分を藩が助勢し、残り半分は何とか工夫して町方から出すことになった。そのかわりとして芝居や狂言、その他「何事二而も願筋相叶」うことになり⁵²⁾、5月7日から13日まで6日間

52)「村上家乗」続編巻19(文久2年)。なお、この年は作者が京都に出張したため、「村上家

(10日は休み)にわたり「本川川ざらえの砂持ち加勢」が実現した。1日約10町、計6日間で延べ57町から、各町ごとに「砂持台」と呼ぶ立派な屋台(山車)が制作され、各町の町名にちなむなどの仮装や、手躍りや囃子をともなう出し物を、100人から200人の子供たちや若者などに演じさせるという練物が市中を練り廻し、その出来栄を各町で競った。これはまさに安永7年(1776)に藩から規制を受ける以前の管絃祭御供船の様相である。

藩の許可がおりたのが3月中旬であることを考え合わせると、準備期間は2ヶ月もなかったことになる。この「本川川ざらえの砂持ち加勢」は江戸時代の広島城下の町人文化の粋を集めた最後の結晶といえることができる。このような非日常的な爆発的な芸能展開がなぜこの時期に広島城下町で起こりえたのか、幕末期の広島の経済的・社会的、そして文化的な要因を改めて考える必要がある。

(にしむら あきら 主任研究員)

乗」には管絃祭御供船に関する記事はない。

DIRKSマニュアルを適用した業務活動分析 について

安藤 福平

【要旨】 オーストラリア国立公文書館が作成した文書管理システム見直し、構築のためのマニュアルであるDIRKSマニュアルを部分的に適用して業務活動分析をおこなう。

はじめに

文書(Records)は、「法的な責任の履行、又は業務処理における、証拠及び情報として、組織、又は個人が作成、取得及び維持する情報」¹⁾である。したがって、文書を管理(作成、保持、検索、利用、評価選別)するためには、文書を業務活動の脈絡に位置づけて把握することが肝要である。文書の処分計画もそれをベースに樹立される。

そこで、この報告では業務活動の分析を広島県立文書館という組織についておこなってみる。広島県立文書館をとりあげるのは、筆者が所属する組織であるという利点(それだけにケーススタディとして不適切ともいえるが)だけでなく、公文書館関係者に理解しやすいという利点があるからである。

分析は、オーストラリア国立公文書館が作成したDIRKS(Developing and Implementing Recordkeeping System、文書管理システムの開発と実施)マニュアル²⁾を部分的に適用するというかたちでおこなう。DIRKSマニュアルは、政府諸機関がオーストラリア国立公文書館と連携をとりながらプロジェクト

1) 『JIS X 0902-1(ISO 15489-1) 情報及びドキュメンテーション 記録管理 第一部：総説』。なお、JISではRecordsを「記録」と訳している。Recordsを日々作成して業務を遂行している人の多くは未だ「文書」と言っている状況があり、また、RecordsかDocumentかは文脈で区別できるので、この報告では「文書」とした。

2) URL <http://www.naa.gov.au./recordkeeping/dirks/summary.html>

そのため組織の基本資料の収集・調査と聞き取りを実施する。収集すべき資料とは、年報、組織図、諸計画、設置経緯、根拠、政策、手続き、組織の文書、文書管理システム、特定の利害関係者を対象とする刊行物、外部データなどである。

Step B「業務活動の分析」は、組織がおこなっている業務活動や業務のプロセスを調査して、業務活動の概念的モデルをつくりあげてを目的とする。そのため、組織の目標と目標を達成するための政策、組織の目標と政策をサポートする組織の諸機能、組織の機能を満たす活動、活動を遂行する際の処理やプロセスを特定していく。ここでいう、機能とは組織における業務活動の最大のユニットであり、活動とはそれぞれの機能を達成するために遂行される大きな仕事、処理とは業務活動の最小のユニットである（仕事であって主題あるいは文書のタイプではない）。業務活動の分析により、組織の運営について完全に理解できるようになると同時に、文書の作成、管理、評価についてよりよい決定ができるようになる。

Step C「文書管理要件の特定」は、業務活動についての証拠（「将来の世代に説明可能」など、もっとも広い意味を含む）を作成し保持する要件を特定することを目的とする。文書管理要件は、文書管理の制度的（説明責任・法的）義務、業務（管理運営）上の必要性、社会の期待（社会的要請）を分析することにより特定される。

Step D「既存システムの評価」では、組織における既存の文書管理システムや他の情報システムを調査し、システムがどの程度業務活動の証拠を提供しているか、あるいは、そうした機能を有しているかを計測する。Step E「文書管理戦略の策定」では、Step Dで特定された弱点を修正し、Step Cで特定された文書管理要件を満たすために適用するもっとも適当な方針、手順、規格、ツール、その他の戦術を決定する。その上で、Step F「文書管理システムの設計」、Step G「文書管理システムの実施」、Step H「実施後の見直し」をおこなう。

本報告では、Step A「事前調査」、Step B「業務活動の分析」、Step C「文書管理要件の特定」を広島県立文書館という組織について適用してみる。

2 Step A 事前調査

Step A「事前調査」では、資料および聞き取り(この報告では自問自答)により組織の概要について調査する。『広島県立文書館案内』(リーフレット)、『広島県立文書館事業年報』、『広島県立文書館規程集』、『平成18年度文書館年次計画』が組織の概要が理解できる基本資料である。広島県立文書館の「事務分掌」と「ファイル管理表」、それに実際に作成された文書(「完結文書」)も参考になる(とくに Step B 以降)。これに広報誌である『広島県立文書館だより』を加えてもよい。さらに、また、この組織の関係法令として、広島県立文書館設置及び管理条例、広島県立文書館管理規則、公文書館法があげられる。このうち、『広島県立文書館事業年報』は広島県立文書館ホームページから閲覧できる。

STEP Aにおける調査項目はDIRKSマニュアルの付表5に質問形式にまとめられ掲載されている。各質問の回答欄には資料(典拠)番号記入欄があり、最後の質問22でSTEP Aで使用した全ての資料と資料番号の一覧を作成することになっている。

最初に、1 このプロジェクトの責任者の氏名と地位、電話番号を記載する。つぎに、組織の経営的な脈絡を明らかにするために、2 から 7 の質問が用意される。2 組織の名称、3 組織のタイプ、登録番号、4 組織の性格、5 組織の歴史、6 組織の構造、複数の構成単位があればそれぞれの位置、その業務活動、7 他の組織と管理上のリンクがあるか、その組織名・関係。質問 8 から 12 は法的・制度的枠組を明らかにしようとする。8 組織の法的根拠と設置目的、9 組織が主管する法令、10 どの法令が組織の役割や運営に影響を与えているか、その名称と業務活動、11 業務活動の一部を他の機関に委任しているか、その詳細、12 組織が課せられている(あるいは適用している)規格があるか。つぎに業務の脈絡を明らかにするため、13 組織は何をしているか、業務活動とアウトプット・生産物・サービス、14 ハイレベルの訴訟環境にあるか、訴訟の詳細と業務活動、15 組織の主要なステークホルダー、の 3 問が置かれる。質問 16 から 21 は組織文化について明らかにしようとする。16 組織の現在の戦略的焦点、17 最近実施された内部または外部の監査、その監査名・業務部門・気付き事項、18 コンプライアンス計画や手続きはある

か，19公式のリスク・マネジメントがあるか，リスクのレベルとリスク・マネジメント戦略・業務活動，20文書管理はどのようになされているか，21業務システムや情報システムにどのように技術が使われているか。最後に，質問22で，この事前調査に着手するため，使用された資料を登録することを求めている。

最初に，2から7の質問を意識しながら，組織の経営的な脈絡を明らかにする。まず組織の歴史であるが，広島県立文書館は昭和63年10月1日に設置された。組織の前身機関ではないが，県史編さん室が県史編さん事業（昭和43～58年度）で収集した資料を継承している。設置目的は「県に関する歴史的資料として重要な行政文書，古文書その他の記録を収集，保存し，利用を図る」（広島県立文書館設置及び管理条例第1条）ことにある。県庁における位置づけは，総務部総務管理局文書法制室の下にある地方機関である。地方機関ではあるが，行政文書の選別・引渡し業務に係り県庁全機関の文書担当とやりとりを行う権限を有していることは，この組織の特徴である。発足以来，組織の統廃合はない。定員は13名（うち常勤職員7名）で，課制はしっておらず，組織構造は単純である。常勤職員7名のうち5名が研究職であり，専門職員として位置づけられ，就任以来転勤がない。そのうち発足以来ずっと勤続している職員が3名，一番勤務歴が短い職員も9年勤続している。

次にこの組織をとりまく法的・制度的枠組みであるが，設置は広島県立文書館設置及び管理条例によるもので，同条例と広島県立文書館管理規則，同規則に基づき定められた各種の要綱などに則って組織の運営がなされている。広島県文書等管理規則および広島県文書等管理規程により，行政文書の選別・引渡し業務を行う権限を有している。行政文書に対する市民によるアクセスなどについては広島県情報公開条例と広島県個人情報保護条例が制定されているが，広島県立文書館の収蔵資料については適用されないことになっており，二つの条例の文書館運営への影響は間接的なものである。外部の業者に委託するのは印刷や写真撮影などに限られており，文書館の基本業務は直営で行われている。また，国から業務委託を受けてもいない。なお，建物は県立図書館・県立産業技術交流センターとの複合施設であり，庁舎の管理は県立産業技術交流センターが行っている。国との関係では，国立公文書館が主催する会議（全国公文書館長会議）が年に一度開催されている。指揮・命令関係にはないが，文書館業務のあり方について連携がはかられている。

このほか資料保存機関およびそこで勤務する専門職員の団体として全国歴史資料保存活用連絡協議会があり、広島県立文書館はこれに加盟している。

広島県立文書館の業務は、アーカイブズの収集・管理と利用サービスが基本にあり、付随的に展示・講座などの普及活動が展開される。対象となるアーカイブズは親機関のものである「行政文書」とそれ以外の「古文書」の大きく二つに分かれ、業務プロセスは両者でかなり異なる。情報公開の分野では公文書公開の可否判断をめぐり訴訟がおり、一般の注目度も高いのと同様に、一般に文書館施設に対する社会の注目度は小さい。近年になってマスコミ報道で日本における文書館業務の立ち遅れや、公文書保存の必要性が指摘されるようになってはいる。広島県立文書館のステークホルダーは、組織内では、行政文書の引渡し業務に係って文書法制室や地方機関の文書担当など文書管理担当機関が該当する。また、文書の保存や公開に係っては県庁の全機関が文書館に対して何らかの利害関係を有している。組織外では、現在および将来の文書館利用者が最大のステークホルダーである。資料寄贈・寄託者もあげられる。

広島県立文書館は現在いくつかの課題をかかえており、その解決の取り組みを始めようとしている。資料整理の促進、ホームページの充実、効果的な行政文書選別体制の確立などが、その主なものである。専門職員が同一の職場で長期間勤務しているが、業務の継続性・安定性という面ではメリットとなっている。しかし、業務を担当する個人の個性・力量に強く依存しているところにメリット・デメリットが生じている可能性がある。業務スタンダードは、義務的なものはないが、旧国立史料館や国立公文書館の研修などの影響を受け業務改善が図られた³⁾。ISAD(G)、やISO 15489などの国際規格の影響も受ける。

対外的な説明責任、法的遵守は文書館の生命であるが、十分に果たしているか検証できていない。危機管理の上で問題になるのは、何よりも収蔵資料の保存問題であり、ついでその目録データベースである。災害、とくに水害による収蔵資料へのダメージが危惧される。コンピュータによる収蔵資料管理データベースの保守も危惧されるが、県庁LANの保守管理の一環に組みこまれており、県庁LANと同程度のセキュリティは確保できている。

3) 長沢 洋「広島県立文書館における史料整理手順について」(『広島県立文書館紀要』第6号、2001.3.30)

最後に、情報管理、文書管理について点検を加える。業務の中心は資料管理であり、業務にともなって作成される行政文書の量は他の県庁機関と比較するときわめて少ない。行政文書はファイル管理表（各所属で作成する行政文書を分類して表示した表）に則ってファイリングされている。ファイル管理表と実際に作成される文書とのギャップは比較的小さい。発足当初、文書館業務に固有な文書はファイル管理表に反映されていなかったが、実際に作成される文書に合わせてファイル管理表を訂正した結果、ギャップはかなり埋められた。必要な文書の検索は容易に可能である。

単独機関であるため、文書の引継ぎ（行政文書は完結後2年目から）は行われず、自己管理している。完結文書のリストは作成されていない（一部作成）。発足以来、保存年限満了文書の文書館長に対する保存適否審査依頼は行われておらず、廃棄も行われていない。文書作成量が小で保存スペースがあるため廃棄の必要性に迫られていないことが背景にある。保存年限満了文書は特定できるので、廃棄手続きをとることはいつでも実行可能である。

文書を手書きで作成することは少なく、大部分コンピュータで作成している。ワープロ専用機、スタンドアローン、県立文書館LANを経て、現在は県庁LANを利用している。県庁LAN上に「県立文書館」フォルダを設け、起案文書（電子決裁も含む）などの案文を作成するほか、電子データで得た情報を保存している。「県立文書館」フォルダの使い方に関する明文規定はない。フォルダの階層構造はファイル管理表に類似しているものの相違点も多い。最大の相違は、「県立文書館」フォルダの下に「共有フォルダ」と「各個人用」があり、「各個人用」フォルダの下は各職員名のフォルダが存在することである。「各個人用」フォルダは論文など、他の職員と共有する必要のない情報管理に使用されていると思われ、今の所、文書の共有化への弊害は見ていない。しかし、データの二重化などがあるとすれば、システムの欠陥を暗示するものであり、点検する必要がある。「共有フォルダ」はファイル管理表と比べより細分化され、深い階層構造をもっている。

これらに蓄積された電子データの位置づけは明確でない。決裁文書の下書き、文書作成の雛形ということにとどまらない利用価値があるとみなされ、過去2年分はLAN上に保存し、それ以前は外部記憶装置に保存している。電子メールは最長1年で削除することになっており、電子メールの状態での保存は考えていない。保存することが必要な情報は紙文書にして供覧・保存

している。2004年度から「文書管理システム」による電子決裁を実施することになり、紙決裁と電子決裁が並存することになった。可能なものは全て電子決裁することが推奨されており、紙ベースの資料を別に回覧して電子決裁することも可能とされているが、電子決裁と紙決裁のいずれを選択するかは明文規定はなく、担当者の判断に委ねられている。

業務の中心は収蔵資料の管理であり、そのために館独自で開発した「文書館収蔵資料データベース」が作られている。ただし、手書きの時代に作成された冊子体目録など電子データになっていないものもある。また、このデータベースの管理・運用についての明文規定はない。

3 Step B 業務活動の分析

Step Bの「業務活動の分析」では、『広島県立文書館事業年報』と「事務分掌」など Step A であげた資料が手がかりになるが、とくに「平成18年度文書館年次計画」が有用にみえる。文書館の「年次計画」は対外的に説明するために作成されたものではないが、それだけ組織の業務について全面的に取り上げ、課題の所在について率直に探求しているので、分析のための格好の情報源となる。業務活動に基づいて作成された文書にも目を向ける必要があるので、「ファイル管理表」と実際に作成された文書(完結文書)も Step B で活用される。以下、これらの資料を参照して Step B の作業を行う。

広島県立文書館の使命、目的は前述したように「県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録を収集、保存し、利用を図る」ことにある。その使命を果たす「機能」、「機能」を満たす「活動」、「活動」を遂行する際の「処理」を特定し、業務活動の階層構造を示すのがここでの課題となる。

最初に、広島県の規定において広島県立文書館にどのような所掌事務が割り当てられているかをみる。組織の設置根拠となっている「広島県立文書館設置及び管理条例」では、第3条で「文書館は、次の業務を行う。」として、6項目を列挙している(なお、「広島県行政組織規則」に知事部局の全機関の所掌事務が定められている)。

- (1) 文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 文書等の利用に関すること。

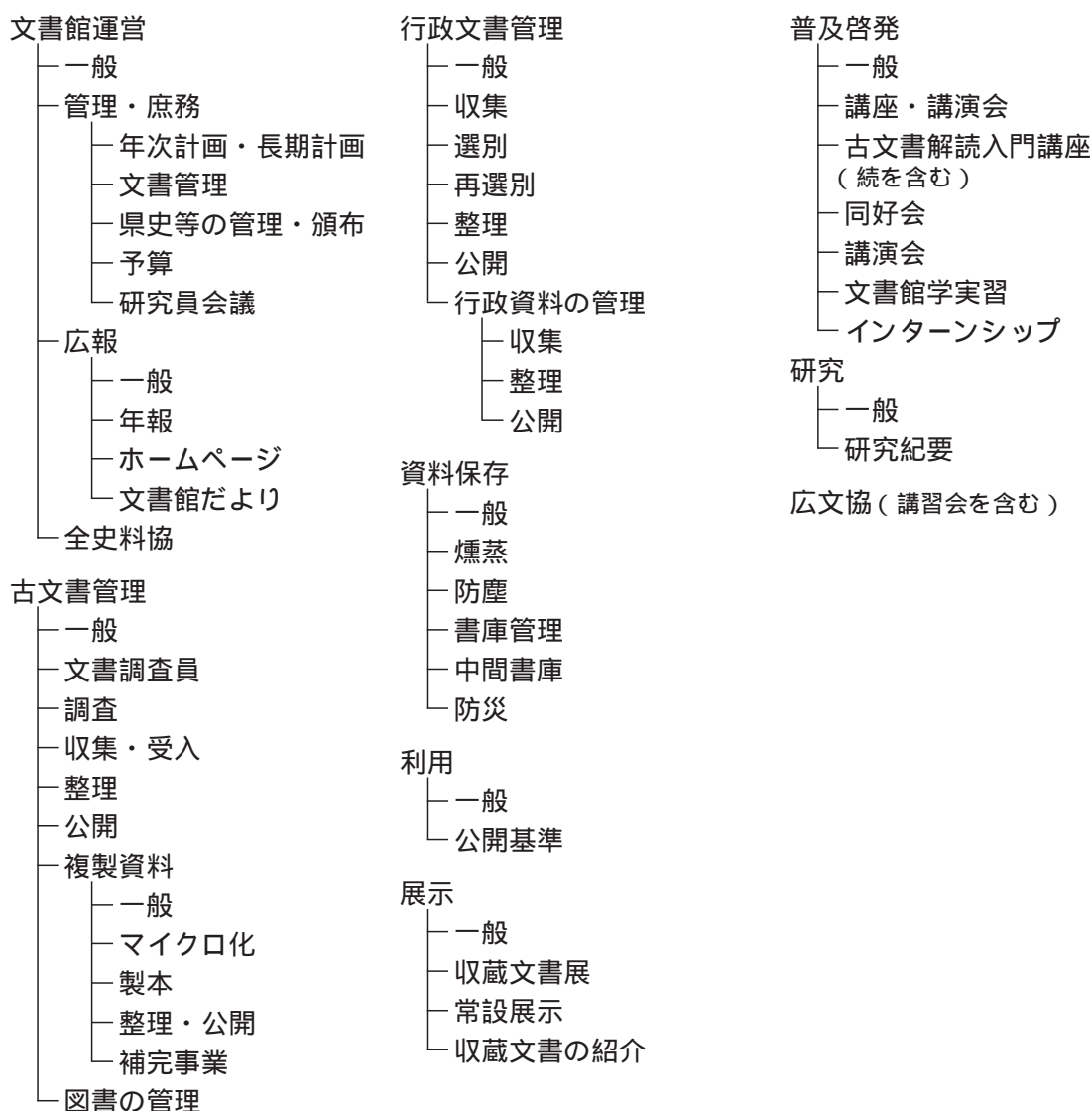
- (3) 文書等の調査及び研究に関すること。
- (4) 文書等についての専門的な知識の普及啓発に関すること。
- (5) 文書等の目録，史誌，資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (6) その他文書館の目的を達成するために必要な事業に関すること。

組織の業務は各人に割り振られる。それを示したのが「事務分掌表」で、職員ごとの所掌事務を列記するかたちで作成されており、重複を除けば47の分掌事務が掲げられている。事務分掌の体系を示し、その上でどの職員が所掌するかを記述するようにはなっていないので、個々の活動の一覧は得られるが、活動の体系を把握するのは難しい。この組織の活動の全てが記述されているか、漏れがあるかどうかの点検も難しい。ともあれ、広島県立文書館の「事務分掌表」はそうとう細かく分掌事務を規定しているので、47の分掌事務はほぼ「活動」にあたとみなせる。

こうした規定上の位置づけを念頭に置きながら、実際に遂行されている業務によって確認するため『広島県立文書館事業年報』にあたってみる。『年報』では、発足当初はほぼ条例に示された項目建てに従い、事業報告は「収集・保存・管理」「利用」「調査研究」「展示・教育普及」「史誌，資料集等の編さん，刊行」の5項目に分けて記述している。その後、業務の一つの柱となっていた編纂事業が行われなくなったため、「史誌，資料集等の編さん，刊行」という項目はなくなる。平成13年度分以降では、事業報告の冒頭に年度の「概観」が置かれるようになった。平成17年度分では、「調査」「収集」「整理」「保存」「利用」「展示」「普及啓発」「研究」の8項目に分けて事業の概観を記述している。「調査」「収集」「整理」「保存」は文書館が対象とする資料への関与の流れを反映し、「利用」「展示」「普及啓発」はその利活用を反映している。「研究」は業務全体を支えるものとして位置づけられよう。条例の項目建てからは遠ざかっているが、実際の業務をより忠実に反映させているし、論理的整合性もとれている。これら8項目を文書館の役割を果たす「機能」と位置づけることは十分可能である。

一方、「平成18年度文書館年次計画」では次のように『事業年報』とは異なった業務の体系が示されている。

体系付けは「概観」の8項目とは異なって、「文書館運営」「古文書管理」「行政文書管理」「資料保存」「利用」「展示」「普及啓発」「研究」「広文協（講習会を含む）」の9項目に分けられている。「文書館運営」という「機能」が



加えられなければならないのは当然であるとして、大きく異なるのは、「調査」「収集」「整理」に代わって「古文書管理」「行政文書管理」を掲げていることである。そして、「古文書管理」のなかに「古文書」「複製資料」「図書」を「行政文書管理」のなかに「行政文書」「行政資料」を掲げている。対象資料への関与の流れではなく、対象資料ごとに立項しているのである。「調査」「収集」「整理」は「古文書」の「調査」「収集」「整理」などと、それぞれのなかで取り上げられる。

対象資料ごとに立項するのはそれなりの理由がある。県立文書館は親機関から移管された文書(「行政文書」という)を扱う狭い意味の公文書館と、親機関以外から収集した「古文書」(親機関以外の公文書を含む)を扱う「古文書

館」という二つの役割を担っている。「行政文書」と「古文書」は等しくアーカイブズという観点から扱うべきだという理屈はあるが、「行政文書の管理」と「古文書の管理」は業務プロセスがかなり異なるので、両者を分けて考えるのは現実的に思われる。そこで、「行政文書の管理」「古文書の管理」を立項し、それに行政資料と図書を扱う「諸資料の管理」を加えることにする⁴⁾。それぞれの「機能」について、「機能」に関わる「活動」と「活動」にともなう「処理」を掲げてみると業務活動の階層化、分類が次のように示される。

【機能】行政文書の管理

〔活動〕行政文書の調査

〔処理〕業務概要調査，聞き取り，作成行政文書調査（県庁書庫，主務室），報告書作成

〔活動〕行政文書の選別・引渡し・登録

〔処理〕廃棄予定文書の通知受領，行政文書の選別，選別文書リストの作成・通知，引渡しできない文書の通知受領，選別文書受領，登録，排架。

〔活動〕行政文書の再選別・整理

〔処理〕行政文書の再選別（保存・廃棄決定），再選別で廃棄決定した文書の廃棄，再選別で保存決定した文書の整理

【機能】古文書の管理

〔活動〕文書調査員

〔処理〕文書調査員任免，文書調査員会議，文書調査員報告（資料所在調査票を含む）

〔活動〕古文書の所在調査

〔処理〕文書調査員，文書館職員などにより所在調査，報告をファイルするとともにデータベース化。資料所蔵者へ保存状況アンケート

〔活動〕古文書の寄贈・寄託

〔処理〕寄贈・寄託の相談・申し込み，受入決定，古文書受領，受入整理表作成，受入書交付。（寄託の場合は目録作成後）寄託契約，（寄託解約の場合）寄託契約解約，古文書返却。

〔活動〕古文書の整理

〔処理〕文書群番号・整理担当者等決定，点数確認，整理（収納と目録記述，補修），文書群概要作成，仮目録作成，本目録作成

4) 「諸資料の管理」という「機能」を設定するのは便宜的にすぎるかもしれない。「機能」に階層を導入すれば，業務の実情をより忠実に反映した業務分類ができる。たとえば，「資料管理」という「機能」を設定し，その下に「行政文書の管理」「古文書の管理」という「サブ機能」と「複製資料の管理」「図書の管理」「行政資料の管理」という「活動」を位置づければよい。

〔活動〕複製資料の管理

〔処理〕複製候補資料の選定，所蔵者との交渉（複写・公開），マイクロ撮影（委託），紙焼き・製本，目録作成

【機能】諸資料の管理

〔活動〕図書管理

〔処理〕購入，寄贈，移管などにより入手，目録作成

〔活動〕行政資料の管理

〔処理〕作成機関より送付，行政情報コーナーより移管，寄贈，県庁廃棄予定文書からの抜き取り，などにより収集，目録作成

「年次計画」により「機能」として指定した「研究」については、「活動」を吟味すると「紀要」と「資料集」の刊行に限定されている。そこで「研究」という機能を設定せず、「紀要」と「資料集」の刊行は「普及啓発」に位置づけることにする（研究的活動は，行政文書の調査，古文書の整理，展示などそれぞれの活動のなかでおこなわれている）。それ以外は，年次計画の区分を採用し（一部表現を修正），「機能」を次の9項目とした。

| | | |
|-----------|-----------|------|
| 文書館の管理・運営 | 諸資料の管理 | 展示 |
| 行政文書の管理 | 資料保存 | 普及啓発 |
| 古文書の管理 | 文書等の閲覧・利用 | 広文協 |

これら9項目の「機能」について，その「機能」を達成するために遂行される「活動」を特定する。「年次計画」では個々の活動も明示されており，ほとんどの活動が網羅されている。ただ，業務の体系を自己目的的に示したものではないため，課題として意識されていない（計画するまでもない）活動は取り上げられていない。Step Bでは全ての活動を捕捉することが求められており，推論と聞き取りにより，資料には取り上げられていない活動を捕捉する必要がある。その際，ファイル管理表や完結文書も参照する。作成されている文書には該当する「活動」があるはずであり，捕捉されていない「活動」をここで捕捉する。これらを分析することによって次のような体系付けられた業務活動表がつくられる。ここでは，9の「機能」の下に38の活動が捕捉された。

【文書館の管理・運営】

総務
職員会議
会議（全史料協，館長会議）
事業年報
人事・福利
予算
経理・管財
文書館だより
ホームページ

【行政文書の管理】

行政文書の調査
行政文書の選別・引渡し・登録
行政文書の再選別・整理

【古文書の管理】

文書調査員
古文書の所在調査
古文書の寄贈・寄託
古文書の整理
複製資料の管理

【諸資料の管理】

図書管理
行政資料の管理

【資料保存】

燻蒸
書庫管理
防災

【文書等の閲覧・利用】

公開
閲覧・利用サービス
レファレンス

【展示】

収蔵文書展
常設展
収蔵文書の紹介

【普及啓発】

古文書解読入門講座
続古文書解読入門講座
同好会
講演会
大学等学外実習受入
行政文書古文書保存管理講習会
資料集
紀要

【広文協】

事務局会議
総会・理事会・研修会

このように業務活動が体系的に把握される過程で、「機能」についてその内容が明確になる。そこでそれらを文書化する。その方法は調査目的や用途によりいろいろなフォームが考えられる。DIRKSマニュアル付録7のフォームにしたがって「行政文書の管理」という「機能」について記述するとつぎのようになる。

機能の記述例

組織 広島県立文書館
機能の参照番号 —
機能の名称 行政文書の管理

機能の説明 広島県庁の行政文書の管理(現用文書の管理を除く)に関する機能、次の活動を含む;行政文書の調査,行政文書の選別・引渡し・登録,行政文書の再選別・整理

機能の期間 1988年10月~(選別は1965年度~)

機能の歴史 1988年10月に広島県立文書館が開館しこの機能を担うことになった。行政文書の選別は1965年度から実施。

この機能を実施した他の機関(担った期間)(活動) 総務部県史編さん室(1968~1983年度)(行政文書の選別,保管)。総務部総務課(1965~1967年度,1984.4~1988.9)(行政文書の選別,保管)

機能を遂行する部署 ——

つぎに「活動」について分析する。「活動」を明らかにするためには、「活動」にともなってどのような「処理」がなされるか、つまり業務プロセスを明らかにする必要がある。この作業は、実際の業務活動の実情を知らない者が資料だけから推定するのは困難であり、多くの時間を費す。この分析作業の担当者が組織外部の者であれば聞き取りが欠かせない。いま、「行政文書の選別・引渡し・登録」という「活動」について、DIRKSマニュアル付録7の第1表のフォームにしたがって記述するとつぎのようになる。

業務活動分析の記述例

活動 行政文書の選別・引渡し・登録

権限の根拠 広島県文書等管理規則第9条,広島県文書等管理規程第43条,広島県人事委員会処務規程第39条ほか

リスク 重要な文書が選別から洩れ,不必要な文書が選別される可能性。そのような選別の不十分さが内外から批判にさらされる可能性

ステークホルダーとその関心の性質 文書法制室,地方機関(文書担当),各行政委員会(文書担当),本庁機関主務室(文書担当)。文書館利用者;歴史資料として重要な行政文書の保存

処理 廃棄予定文書の通知受領,行政文書の選別,選別文書リストの作成・通知,引渡しできない文書の通知受領,選別文書受領,登録,排架。

4 Step C 文書管理要件の特定

Step C「文書管理要件の特定」では,Step Bで作成された業務活動の分類をもとに個々の活動ごとに文書管理要件を特定する。そこでは,文書管理

の三大要件である制度的・業務的・社会的要件を分析しなければならない。たとえば、古文書の寄贈・寄託（受け入れ）という活動においては、手続き・様式が「文書等の寄贈及び寄託受入要綱」で定められているので、それに則って業務が遂行され、その証拠が文書のかたちで保存されることが求められる（制度的要件）。ただし、この場合は制度的要件といっても文書館に対する強制的・義務的意味合いは少なく、むしろ文書館の権利を守るために必要な定めといえる。寄贈・寄託（文書であることの、また、その経緯について）の証拠、古文書の現状（受入時）記録として文書が作成・保存される必要をうたっているものであり、このような文書管理要件は文書館の管理運営上要請されているものであり、業務的的要件である。業務上の必要から管理されているとはいえず、古文書の受入記録などは、何らかのかたちでその情報が文書館利用者に提供されることが期待される。そのような視点からみた文書管理要件は社会的要件といえる。以上の「古文書の寄贈・寄託」という「活動」についての分析をDIRKSマニュアルに示されているサンプルにしたがって記述するとつぎのようになる。

文書管理要件特定の記述例 1

根拠 文書等の寄贈及び寄託受入要綱（広島県立文書館）

発効年月 1991年 2月

機能 / 活動 古文書の管理 / 古文書の寄贈・寄託

引用 第2条 文書等の寄贈申込みがあったときは、寄贈者から文書等寄贈申込書の提出を求める。2 寄贈申込みのあった文書等の寄贈を受けようとするときは、寄贈受入書を作成して、受入手続を行う。3 寄贈文書等を受け入れたときは、文書等受領書を寄贈者に交付する。第3条 文書等の寄託申込みがあったときは、寄託者から文書等寄託申込書の提出を求める。2 寄託申込みのあった文書等の寄託を受けようとするときは、寄託受入書を作成して、受入手続を行う。ただし、特約事項が収入、支出を伴うものについては、この限りではない。3 寄託文書等を受け入れたときは、文書等受託書を寄託者に交付する。4 寄託文書等の整理が完了したときは、目録を添えて、寄託者と契約を締結する。第5条 寄贈文書等及び寄託文書等の管理については、寄贈文書等整理表及び寄託文書等整理表を作成して管理する。注；各書類には様式が定められている。

文書管理要件 文書等寄贈申込書，寄贈受入書，文書等受領書，文書等寄託申込書，寄託受入書，文書等受託書，寄託契約書，寄贈文書等整理表，寄託文書等整理表の授受・作成と永続的保存。

ステークホルダー 寄贈・寄託者，文書館利用者

要件の形式 作成，様式，保存

リスク評価 高い，義務的

ちなみに，この記述例の「リスク評価」は業務活動のリスクではなく，文書がない（作成されない，あるいは保存されない）ことにともなうリスクである。この場合，文書がないと寄贈・寄託文書を収蔵することの正当性を主張する証拠がないことになるので，リスクは「高い」と評価し，要綱に定めがあるので「義務的」とした。

もうひとつ「行政文書の選別・引渡し・登録」という「活動」について，文書管理要件特定の記述例を示す。これはDIRKSマニュアル付録7の第2表のフォームにしたがった。

文書管理要件特定の記述例2

活動 行政文書の選別・引渡し・登録

文書管理要件 行政文書選別のコンテキスト（選別意図）を示す文書の作成・保存。行政文書の授受にともなう文書の作成・保存。行政文書の受入登録のデータベースへの反映。担当者はデータベースに常時アクセス可能。

根拠 広島県文書等管理規程第43条など，広島県立文書館行政文書等取扱要綱

ステークホルダー 文書法制室，地方機関（文書担当），各行政委員会（文書担当），本庁機関主務室（文書担当），文書館利用者

要件の形式 作成，様式，アクセス，保存

文書の表題と文書の処分 文書館 / 行政文書選別記録（長期保存） 文書館 / 行政文書収集管理（長期保存） 文書館 / 文書館収蔵資料データベース（長期保存）

その他 （リスク評価）高い

文書管理要件が特定されることにより，作成されるべき文書とその処分計画（保存年限と保存年限が満了したときの処置；廃棄・文書館へ移管など）を決めることも可能となる。そこで現実とのギャップも明らかになる。行政文書選別のコンテキスト（選別意図）を示す文書の作成・保存が特定され，「行政文書選別記録」なるものを長期保存する必要があることになったが，現実にはそのようなものは作成されていない。選別という業務において改善すべき課題の存在が分析の結果明らかになった。一方，受入・登録にともなう文書管理

要件は、「行政文書収集管理」というファイルが長期保存（永久保存）され、データベースが長期にわたって維持されることにより満たされる。これは現実の文書管理においても満たされている（ただし、データベースを位置づける明文化された規定はない）。

なお、文書の表題は「広島県文書分類表」のコントロール下にある広島県立文書館の「ファイル管理表」に準拠した。そのため、文書分類の階層を表現するのに制約がある。たとえば、3つの階層が与えられれば、文書館／行政文書の管理／行政文書選別記録というように、「文書館」という役割（大きな機能）の「行政文書の管理」という機能に属する「活動」によって生み出された「行政文書選別記録」という文書であることを示すことができる。

つぎに長期にわたる文書保存を要しないと考えられる「古文書解読入門講座」という「活動」について業務活動分析と文書管理要件の特定を試みる。これらをまとめて記述するとつぎのようになる。

業務活動分析と文書管理要件特定の記述例

活動 古文書解読入門講座

権限の根拠 （広島県立文書館設置及び管理条例第3条5）

処理 スケジュール策定，受講者募集（ちらし作成・配付，広島県広報誌掲載，ホームページ掲載等），応募，受講者決定・通知，テキスト作成・配布・資料代徴収，講座開催（解読文等作成・配付），終了証授与，アンケート，総括
文書管理要件 受講者名簿は目的外に使用してはならない。

根拠 広島県個人情報保護条例

ステークホルダーとその関心の性質 受講者；受講（活動），個人情報保護（要件）

リスク 個人情報保護（要件）

要件の形式 アクセス，保存

文書の表題と文書の処分 文書館／古文書解読入門講座（3年保存，その後は廃棄） 文書館／古文書解読入門講座配付資料・テキスト等（5年保存，その後は廃棄）

その他 古文書解読入門講座の概況は『広島県立文書館事業年報』に記載する。

古文書解読入門講座は毎年くりかえされるイベントで、文書管理要件は、管理運営上の必要性に限定される。概況は『広島県立文書館事業年報』に記載されるので、保存年限満了後は廃棄してよい。どのようなテキストで行われ、受講者の満足度はどうであったか、というような情報は社会的要件からも保存の必要性は低いと思われる。「展示」「普及啓発」機能に含まれる「活

動」についての文書は長期保存する必要がないといってよい。広島県立文書館のファイル管理表もこれらの「活動」を反映する文書については3年、5年といった短い保存年限を設定している。文書管理要件と実際が適合していると評価できる。

以上のようなかたちでその他の「活動」についても文書管理要件を特定した。作業着手前から予想されていたことであるが、重要な文書は業務の中核である資料管理に関わって作成・保持されるもので、それ以外の文書は短期間の保存ですむものが多い。そして、文書管理要件と実際に作成される文書とのギャップを点検した結果、現行の文書管理がおおむね必要とされる要件を満たしていることが確認できた。

その一方でいくつかの問題点も浮かび上がった。前述の例でみたように、必要な文書が作成されていないケースのほか、文書が作成されているものの「ファイル管理表」に位置づけられていない、あるいは作成・保持についての明文規定がないケースがいくつか確認された。

また、すでに Step A で確認できたことであるが、県庁LAN上の「県立文書館」フォルダの扱い、紙決裁と電子決裁の並存の扱い、「文書館収蔵資料データベース」の扱いなど、検討すべき点が明らかとなった。

おわりに

業務分析は文書管理要件の特定にとどまらないメリットがある(組織の問題点の把握など)。DIRKSマニュアルによる業務分析は、厳密さを求め、人手(組織の責任者、文書管理担当者、業務従事者)も時間も大量に費やす。広島県立文書館という小さな組織ですら9の「機能」に38の「活動」があり、それぞれについて業務活動分析および記録管理要件特定をおこなう必要があった。まして、全庁的に実施しようとするれば莫大な労力を必要とする。当面は、広島県庁の特定の室についてのケース・スタディで成果をあげることが期したい。

(あんどう ふくへい 文書館副館長)

広島県立文書館紀要 第9号

平成19年3月30日発行

平成19年6月30日 pdf版製作・公開

編集・発行 **広島県立文書館**

〒730-0052

広島市中区千田町三丁目 7-47

TEL (082) 245-8444